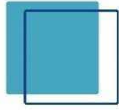


第6次 松江市地域福祉計画 地域福祉活動計画

みんなが
せいらい
い
福祉で
まちが
びく
り





目次

第1章	第6次計画の策定にあたって	1
1.	計画の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	5
	法的根拠	5
	他計画との関連	5
	福祉分野の個別関連計画の概要	6
	SDGs との関連	8
3.	計画の期間	9
4.	計画の進捗管理	9
第2章	基本的な考え方	10
1.	基本理念	10
2.	推進体制	11
3.	基本目標	14
4.	計画の体系	16
第3章	施策の展開	17
	基本目標1 人づくり・地域づくりを推進する	17
1.	地域福祉の担い手の育成	17
2.	自治会活動の活性化	19
3.	公民館・地区社協等を拠点とした地域福祉活動の推進	20
4.	地域の居場所づくり	21
5.	いろいろな価値観を認めあう寛容な社会づくり	23
6.	多様な主体による地域づくりの推進	24
	基本目標2 包括的な支援体制を充実させる	
	—重層的支援体制整備事業実施計画—	26
7.	相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化	26
8.	地域づくりに向けた支援体制の充実	27
9.	制度の狭間にある生活課題への対応	28

基本目標 3 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う - - - - -	30
10. 権利擁護の取組みの充実 —成年後見制度利用促進基本計画—	30
11. こども・若者が幸せに暮らすための支援 - - - - -	32
12. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現 - - -	34
13. 高齢者が自分らしく生活するための支援、 すべての世代の健康づくりの推進 - - -	35
14. 効果的な情報提供・情報共有化の推進 - - - - -	37
基本目標 4 生活課題の解決に向けた取組みを推進する - - - - -	39
15. 生活困窮者等への生活支援の充実 - - - - -	39
16. 再犯防止・防犯施策の推進 —地方再犯防止推進計画—	41
17. 自死に追い込まれることのない社会の実現 - - - - -	43
基本目標 5 だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進する -	45
18. 住宅・生活環境の整備 - - - - -	45
19. 移動手段の確保 - - - - -	46
20. 災害に備えた体制の充実 - - - - -	47
内包する計画 - - - - -	48

第4章 第6次地区地域福祉活動計画 - - - - - 58

1. 第6次地域福祉計画・地域福祉活動計画との関連 - - - - -	58
2. 地区社会福祉協議会会長会からの提言 - - - - -	59
3. 各地区地域福祉活動計画 - - - - -	64
松東 (川津 64 朝酌 65 本庄 66 持田 67 島根 68 美保関 69 八束 70)	
中央 (城東 71 城北 72 城西 73 白湯 74 朝日 75 雑賀 76)	
松北 (法吉 77 生馬 78 古江 79 大野 80 秋鹿 81 鹿島 82)	
松南第一 (津田 83 古志原 84 大庭 85)	
松南第二 (竹矢 86 八雲 87 東出雲 88)	
湖南 (乃木 89 忌部 90 玉湯 91 宍道 92)	

資料編 - - - - - 93

1. 統計から見る松江市 - - - - -	93
2. 第5次計画の検証 - - - - -	104
3. 策定スケジュール - - - - -	112
4. ワークショップの開催内容 - - - - -	113
5. 松江市社会福祉審議会条例 - - - - -	118
6. 松江市社会福祉審議会運営規程 - - - - -	121
7. 松江市社会福祉審議会委員名簿 - - - - -	125

第 1 章 第6次計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の進捗管理

1 計画の趣旨

現在、少子高齢化や核家族化等が一層進行し、個人の生活様式や価値観などが多様化する一方で、地域住民のつながりの希薄化、格差の拡大、コロナ禍で顕在化した新たな地域課題など地域社会を取り巻く環境は変化し続けています。

このような状況において、年齢、性別、国籍、障がいの有無、経済状況などによらず、だれもが自らが望む形で、自分らしく社会参加をしながら、ともに助け合って、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域共生社会の実現が、これまで以上に求められています。

「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会を実現していくため、人づくり・地域づくりをはじめ各分野を総合的に掲載したものです。第 1 次計画は平成 16 年 3 月に策定し、令和 6 年度は第 5 次計画に基づき各種施策を推進しているところです。

本市では以前より、公民館運営を公設自主運営方式で行っており、公民館に地区社会福祉協議会の事務局を置く中で、地域の福祉活動に住民が参加・参画する意識づくりが育まれてきました。

そうした中、平成 13 年にすべての小学校区（当時 21 地区）において、地域福祉活動の拠点である公民館を中心に、地域住民が自ら地域の課題を把握し、課題解決のための活動を計画化する「地区地域福祉活動計画（以下、地区活動計画）」が策定されました。

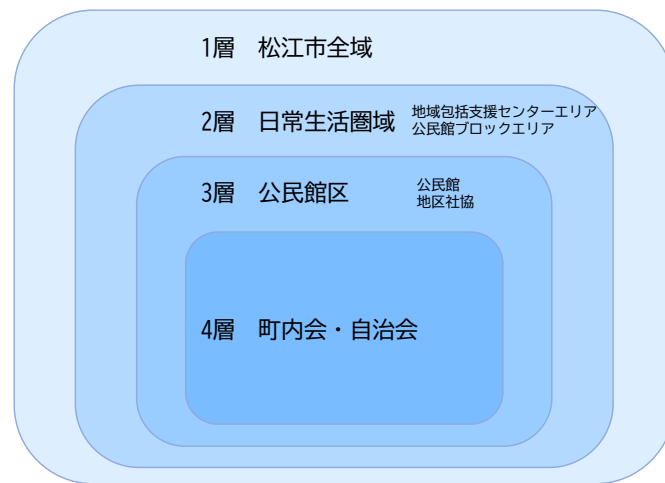
この地区活動計画を踏まえつつ、市民ワークショップを 11 回開催するなど 2 年をかけて策定したのが、第 1 次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画「まつえ福祉未来 21 プラン～みんなでやらこい福祉でまちづくり～」です。

市内全地域で地区活動計画を策定し、その中から各地区の共通事項や全市的に取り組むべき共通課題などを踏まえ、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するという手法は本市の計画における大きな特徴であり、第 6 次計画も同様の手法で策定しています。

また、「地域福祉計画」は、住民の抱える福祉課題を地域の中で解決を図っていくための基盤整備や仕組みづくりに力点を置いて策定される一方で、「地域福祉活動計画」は、地域住民の立場から地域福祉の活動を主体的に進めていくために策定される計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の福祉課題の整理・分析・検討や理念などについて共有化し、相互に連携し、地域福祉を推進していくという共通目的があり、言わば車の両輪です。本市においては、第1次計画からそれぞれの特徴を活かしながら一体的に策定してきており、第6次計画においても一体的に策定しています。

さらに本市では策定当初より、地域福祉のエリアとして重層的に支え合いのシステムを構築するため、下記の図のように4つの圏域を設定しています。



公民館区を基盤とした3層では、地域福祉活動が積極的に行われています。公民館ブロックエリアを基本とした2層は日常生活圏域とし、圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターにはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）^①を配置、地域福祉ステーション^②と位置づけ、分野を問わない総合相談窓口を設置し、課題に対し包括的に支援する体制を構築しています。

高齢者だけでなく、障がいのある方や子どもなどへの支援、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、総合相談機能を有するこの2層での取り組みはより深化した施策の推進が求められています。

また、それぞれの層における取り組みについては、点ではなく面で捉えて連携し、実施していきます。

用語説明

①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

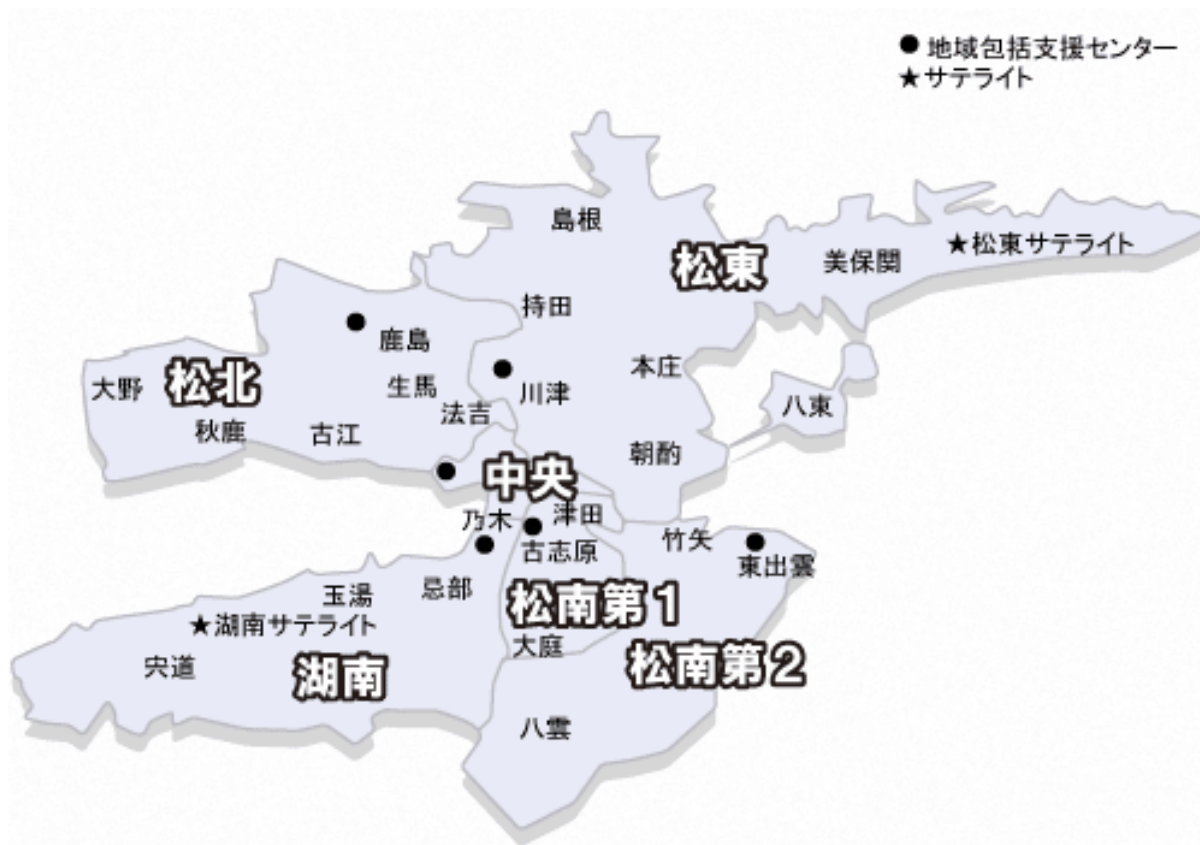
住民に身近な場所で複雑化・複合化する生活課題をまるごと受け止め、専門機関や地域関係者等とともに解決を図り、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりを進める市社協の地区担当職員。

②地域福祉ステーション

CSWを各地域包括支援センターに配置し、地域住民の相談を受け止め支援する、地域を拠点とした相談体制。

2層：日常生活圏域（地域包括支援センターエリア・公民館ブロックエリア）

29 公民館を6つのブロックに編成し、各ブロックに地域包括支援センターを設置しています。



圏域名	地域
松 東	朝酌・川津・本庄・持田・島根・美保関・八束
中 央	城北・城西・城東・白湊・朝日・雑賀
松 北	法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島
松南第1	津田・大庭・古志原
松南第2	竹矢・東出雲・八雲
湖 南	乃木・忌部・玉湯・宍道

名称	所在地
松東地域包括支援センター	シルバーワークプラザ3階 松江市西川津町 825-2
松東サテライト	市美保関支所内 松江市美保関町下宇部尾 61-2
中央地域包括支援センター	総合福祉センター内 松江市千鳥町 70
松北地域包括支援センター	市鹿島支所内 松江市鹿島町佐陀本郷 640-1
松南第1地域包括支援センター	JAしまね大庭支店隣 松江市大庭町 735
松南第2地域包括支援センター	ヨリアイーナ東出雲内 松江市東出雲町揖屋 1216-1
湖南地域包括支援センター	保健福祉総合センター3階 松江市乃白町 32-2
湖南サテライト	宍道健康センター内 松江市宍道町上来待 213-1



2 計画の位置づけ

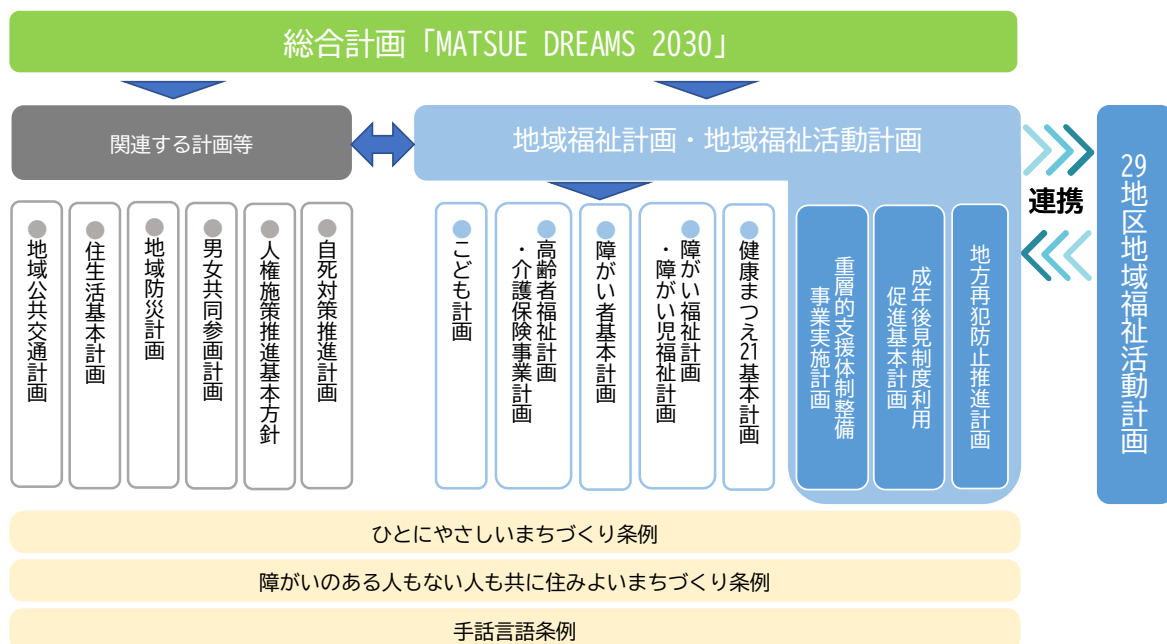
1. 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき市が策定する行政計画です。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり策定する民間の活動・行動計画です。地域福祉計画の推進を通じて、社会福祉法第 106 条の 3 に規定する「包括的支援体制の整備」を促進します。

なお、社会福祉法第 106 条の 5 に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」および再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定される「地方再犯防止推進計画」は、本計画に内包されています。

2. 他計画との関連

社会福祉法第 107 条により、市町村における地域福祉計画の策定は努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。



【計画の位置づけ】

3. 福祉分野の個別関連計画の概要

こどもまんなか松江プラン（松江市こども計画）

令和7年度～令和11年度



こども基本法に基づく計画であり、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「成育医療等に関する計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」、「子ども・若者計画」を束ねた計画です。

すべての子ども・若者が幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



高齢者への総合的なサービス提供を行っていくため、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、3年間を計画期間として、一体的に策定するものです。「地域でともに支えあい いきいき暮らせるまちづくり～誰もが支え・支えられる持続可能な地域社会へ～」を基本理念として4つの基本方針に基づき各種施策を展開します。

第3次松江市障がい者基本計画

令和3年度～令和8年度



障害者基本法に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

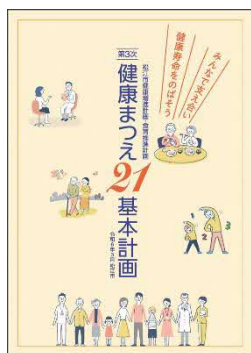
「地域住民と共生する社会の実現」、「住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現」の2つを基本理念として、本市の障がい者福祉に係る4つの基本方針および、その方針に係る施策の体系等を定めるものです。

第 7 期松江市障がい福祉計画・第 3 期松江市障がい児福祉計画 令和 6 年度～令和 8 年度



障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、国および県の定める基本方針、「松江市障がい者基本計画」の基本理念および本市の状況等を踏まえ、障がいのある人の暮らしに必要な各種の障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう、各年度におけるサービス量の見込みや目標値を設定するとともに、サービス提供体制の確保や各種施策の推進に係る取組みを定めるものです。

第 3 次健康まつえ 21 基本計画 令和 6 年度～令和 17 年度



総合的な健康づくりの指針となる基本計画として、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」と、食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」を一体的に策定するものです。

行政と市民、地域や関係団体が一体となって環境を整備することが重要であると考え、基本理念を「みんなで支え合い 健康寿命をのばそう」とし、市民が健康で自立した期間をさらに延伸するための取組みを推進します。

4. SDGs との関連

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、持続可能でより良い世界を目指すための17の国際目標、すなわち「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が示されています。

本市は令和5年に「SDGs 未来都市」に選定されました。「誰一人取り残さない」で、持続可能な世界の実現に向け、本計画に掲げる地域の特性やニーズに応じた施策を展開し、SDGsの達成に貢献します。



3 計画の期間

計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。
(2025 年 4 月～2030 年 3 月)

4 計画の進捗管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき施策を推進するためには進捗管理が不可欠です。松江市社会福祉審議会において、施策の実施状況等の検証・評価を行い、計画の推進を図ります。

地域福祉を推進する主体

住民 地域組織・団体 企業・民間事業者 社会福祉法人
公民館・地区社会福祉協議会 市社会福祉協議会 学校 行政



第2章 基本的な考え方

1. 基本理念
2. 推進体制
3. 基本目標
4. 計画の体系

1 基本理念

みんなでやらこい 福祉でまちづくり

人は地域社会の中で生まれ、育ち、学び、働き、消費し、次世代を育み、年齢を重ねていきます。地域社会は生涯を通して年齢や性別、国籍、障がいの有無や経済状況に関わらず、そこで生活をしているすべての人を包み込んでいる社会です。

地域で豊かに暮らすということは、たとえ生活上の困難を抱えていても、すべての人が、その人らしく安全・安心に暮らすことができるということです。

それを実現するためには、保健・医療・福祉・住宅・教育などの制度やサービスを、地域住民が総合的に利用できるよう連携した仕組みとして機能していること、地域課題に対しさまざまな担い手がつながりを持って解決に取り組んでいることが必要です。

このような地域福祉推進における重要な視点については、本市では次のように捉えています。

「私たちは、住民として地域社会で生活しています。地域福祉とは、そうした住民の孤独・孤立を防ぐこと、またそのための活動・支援を地域社会で展開していくことです。住民が、身近な課題に気づき、手を差し伸べ合う活動に取り組んでいく。同時に、行政と多様な関係者が連携し、住民を含むだれもが参加しながら、「人々が互いを気にかけてあう」システムを創っていくことが、地域福祉の実践と言えます。」

これは第1次計画策定時から今日まで変わらず受け継がれている考えであり、本市の地域福祉の根幹を成しています。

地域社会では「支える側」の人が「支えられる側」であることもあり、役割が固定されるものではなく、両方の側面を持って生活が営まれていると言えます。時と場合により役割は入れ替わりながら支え合いの関係を構築しています。

これからも住み慣れた地域で、誰もが役割を持ち、地域福祉活動への参加を通して、自分らしい人生をおくることができる、地域共生社会の実現が求められます。

その実現に向けて、基本理念を「みんなでやらこい 福祉でまちづくり」と定め、住民、関係団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの強みをいかし、連携しながら福祉でまちづくりを進めていきます。

2 推進体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画はだれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向け、さまざまな主体がいかに地域課題の解決に取り組んでいくかを内容とする計画です。

計画の推進主体は住民、町内会・自治会、NPO法人、民間事業者、社会福祉法人、公民館・地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、行政などです。

地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たすことにより、計画の推進を図ります。

① 住民の役割

地域福祉の主役は住民一人ひとりです。地域課題を自分ごととして捉える意識を持ち、地域福祉の担い手のひとりとして地域に関心を持つことが大切です。

地域において日頃から顔見知りの関係を築き、住民同士が支え合い、地域の課題が把握された際には関係機関や各種団体等との連携により主体的に課題解決を図っていくことも期待されます。

また、ボランティア等の社会貢献、募金や寄附などの助け合いの活動を理解し、可能な範囲で協力することも大切です。

② 地域組織・団体の役割

町内会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人といった地域で活動する組織・団体は、地域にある課題を把握し、共有するとともに、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題に対し、さまざまな組織や団体の連携によって、対応していくことが期待されます。

また、住民が地域活動やボランティアに関心を持ってもらうための取組みとその受け皿としての役割が求められます。

③ 企業や民間事業者の役割

企業や民間事業者は、福祉サービスを提供する主体、地域住民の雇用の場としての役割はもとより、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割があります。

地域福祉活動に対する資金提供や支援、従業員の地域活動やボランティア参加の促進、自社が持つさまざまなノウハウの提供、障がいのある人や高齢者への雇用機会の提供など、その取組みは多岐にわたり、地域課題の解決や地域住民の生活向上に資する役割が期待されます。

④ 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、地域福祉の担い手として、福祉サービス利用者だけでなく、社会福祉事業および公益事業を行う公益性の高い団体です。

地域福祉のニーズを踏まえ、法人の創意工夫により、地域社会に積極的に貢献していくことが求められます。

⑤ 公民館・地区社会福祉協議会の役割

公民館および地区社会福祉協議会は市内 29 地区すべてにあり、地区社会福祉協議会の事務局を公民館が担っていることから、各地区において公民館を拠点とした地域福祉活動が展開されています。

地域福祉活動の拠点ともなる公民館は松江市の地域福祉の特色でもあり、引き続きその仕組みを維持するための役割が求められるとともに、近年災害が頻発する中、地区災害対策本部としての機能も重要となります。

⑥ 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、福祉・保健・医療など関係機関の参加・協力のもと、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉でまちづくり」を推進しています。

地域住民の困りごとをまるごと受け止めるため、ふくしなんでも相談所を設置し、制度の狭間や孤立状態にある人などへの包括的な支援の構

築を行っています。

このような取組みを通じて地域の課題を把握し、地域住民や関係機関・各種団体が連携するためのコーディネートを担い、地域づくりを推進するネットワークの中核としての役割を果たすことが期待されます。

⑦ 学校の役割

市立小・中・義務教育学校等において、地域の担い手となるこどもたちへの福祉教育をはじめ豊かな学びを引き続き推進していくことが求められます。

加えて、こどもや学校を取り巻く問題が複雑化する中、地域と連携しながら、問題の解決に臨むことが大事です。地域学校協働本部^③などを介し、学校と地域が連携し、未来を担うこどもたちの成長を社会全体で支えていくことが期待されます。

⑧ 行政の役割

市は、地域共生社会の実現を目指し、福祉施策を推進する責務があります。一方で、地域住民や地域組織などの自主的な活動や、地域コミュニティの醸成、地域活動の取組みへの支援といった、地域が主体的に課題を解決していくための仕組みづくりを行います。そのため、地域生活課題に関する総合相談体制の充実、課題解決に向けた多機関連携の促進、地域福祉に関するニーズ把握と分析を実施し、本計画に基づいた地域福祉の向上に取り組んでいきます。

用語説明

③地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体でこどもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互に連携・協働して行うさまざまな活動を推進する体制。

3 基本目標

基本目標1 人づくり・地域づくりを推進する



地域福祉を推進していくためには、地域の担い手を育成していくことが重要です。そのために、福祉教育等を充実させる取組みや、企業や社会福祉法人をはじめ関係団体と連携し、地域活動やボランティアへの参加を促す仕組みをつくり、人づくりを進めていきます。

また、多様な主体との協働により、地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を図るとともに、いろいろな価値観を認めあい、だれにとっても住みやすい地域づくりを進めます。

基本目標2 包括的な支援体制を充実させる



地域住民が抱える複雑化・複合化した、従来の属性ごとの支援体制では解決が困難な生活課題や支援ニーズに対応するため、多機関の連携により包括的に支援を進める体制を充実させていきます。

また、地域が主体的に地域課題の解決を試みる地域づくりに向け、関係機関が連携して支援していく取組みを進めます。

基本目標3 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う



虐待などの人権侵害への対応や判断能力が十分でない人の権利を守るため、権利擁護の取組みの充実に努めるとともに、利用者が安心して福祉サービスを利用できる環境整備を進めます。

また、福祉サービスの提供に関連する情報を効果的に提供することにより、情報の共有化を図ります。

基本目標4 生活課題の解決に向けた取組みを推進する



近年、生活環境の急激な変化やそれに伴う孤独・孤立問題が顕在化・深刻化し、今後も単身世帯の増加が見込まれることから、生活困窮者等への生活支援、再犯防止施策、自死対策などの取組みを、関係機関が協力し推進していきます。

基本目標5 だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進する



だれもが安全・安心して快適に暮らし続け、気軽に出かけられることができるまちづくりをめざし、生活の基本となる住環境の整備や移動手段の確保に努めます。

また、災害が激甚化・頻発化する中で、日頃から地域の中でのつながりづくりを進め、災害に備え、関係機関が連携した地域防災体制を充実させていきます。

総合計画の関連目標例

目標例	R5(実績)	R11(計画)
市民活動・地域活動への市民の参画割合	51.5%	65.0%
子育て支援策に満足している市民の割合	33.1%	60.0%
健康寿命 (65歳平均自立期間)	女 21.78年 男 18.43年	女 21.60年 男 18.40年
災害時の安心感を持つ市民の割合	57.7%	60.0%

※R5(実績)は松江市まちづくりのための市民アンケート調査による
(目標例 健康寿命を除く)

4 計画の体系

基本理念

みんなでやらいい 福祉でまちづくり

基本目標

進めるべき方策

1
人づくり・地域づくり
を推進する

- 1 地域福祉の担い手の育成
- 2 自治会活動の活性化
- 3 公民館・地区社協等を拠点とした
地域福祉活動の推進
- 4 地域の居場所づくり
- 5 いろいろな価値観を認めあう寛容な
社会づくり
- 6 多様な主体による地域づくりの推進

2
包括的な支援体制を充
実させる —重層的支援
体制整備事業実施計画—

- 7 相談支援体制の充実と多様な機関との
連携強化
- 8 地域づくりに向けた支援体制の充実
- 9 制度の狭間にある生活課題への対応

3
福祉サービスが利用し
やすい環境整備を行う

- 10 権利擁護の取組みの充実
—成年後見制度利用促進基本計画—
- 11 こども・若者が幸せに暮らすための支援
- 12 障がいのある人が地域で安心して
暮らせる社会の実現
- 13 高齢者が自分らしく生活するための支援、
すべての世代の健康づくりの推進
- 14 効果的な情報提供・情報共有化の推進

4
生活課題の解決に向け
た取組みを推進する

- 15 生活困窮者等への生活支援の充実
- 16 再犯防止・防犯施策の推進
—地方再犯防止推進計画—
- 17 自死に追い込まれることのない社会の実現

5
だれもが安心して住み続けら
れるまちづくりを推進する

- 18 住宅・生活環境の整備
- 19 移動手段の確保
- 20 災害に備えた体制の充実

第3章 施策の展開

基本目標 1 人づくり・地域づくりを推進する

基本目標 2 包括的な支援体制を充実させる
—重層的支援体制整備事業実施計画—

基本目標 3 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う

基本目標 4 生活課題の解決に向けた取組みを推進する

基本目標 5 だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進する

内包する計画

基本
目標

1

人づくり・地域づくりを推進する

進めるべき
方策

01 地域福祉の担い手の育成

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくため、地域福祉活動に取り組む、幅広い年代の担い手の確保・育成と、地域でともに支え合う取組みが生まれやすい環境の整備を行います。

方策のポイント

地域活動の担い手やボランティア育成

地域住民の世代間交流、福祉教育の推進

施策

1. 地域の次世代を担う青少年の、あらゆる世代に対する思いやりの心や地域への愛着心を育むため、異世代間交流を促進します。
2. 総合的な学習の時間等において、地域の「ひと・もの・こと」を活用した福祉体験・職場体験学習の企画・調整・推進を協働により実践し、福祉に関する理解や関心を醸成していきます。
3. 認知症や障がいについての理解を深めるための学習・研修会等の開催を通して、学校・企業・行政機関・市民に対する福祉教育の推進を図ります。
4. 高齢者の活躍の場の拡大をめざすまめなかポイント事業^④をはじめ、気軽にボランティアを体験できるボラカフェ^⑤などの実施を通じて、幅広い年代の市民に向けたボランティアの機会を提供します。
5. セミナーや研修会を開催し、ボランティアの発掘・育成を図ります。
6. ボランティアのニーズに対し、ボランティアセンター・市民活動センター・ボランティア団体・企業・社会福祉法人等との連携を図り、コーディネート機能を高めていきます。
7. 島根大学や島根県立大学、各種専門学校等の若者や高校生、中学生に対し、ボランティア活動への参加・啓発を促進します。
8. 地域共生社会を目指し、あいサポーター^⑥の拡充を推進し、障がい者（児）を理解し支援するための意識啓発を図ります。
9. ホームページや SNS 等を活用し、地域活動への参加を促すために伝わりやすい情報発信を行います。
10. 地域のさまざまな年代の方々に地域活動への積極的な参加を促し、地域福祉活動の中心となるリーダーの発掘と育成に努めます。



コラム No.01

地域のボランティア —福祉推進員—

身近な地域における住民の困りごとや地域課題を、見守り活動や声掛けを通して早期発見する「地域のボランティア」です。現在、松江市内では1,600名以上の福祉推進員の方々が、民生委員・児童委員と連携、協力して活躍しています。

福祉推進員制度が「福祉でまちづくり」の大きな推進力となっています。

◆福祉推進員の役割

みつける —「気になる」変化や「SOS」をキャッチ—

普段の暮らしの中で、ご近所の方の「気になる」変化や、小さなSOSをキャッチする。民生委員・児童委員と連携、協力しながら見守り活動を行う。

つなげる —専門機関、町内会・自治会など地域組織とのかけ橋—

本人や家族の困りごとを、本人の了解を得て専門機関(市社協【ふくしなんでも相談】、地域包括支援センター等)に相談し、解決に結びつける。

つながる —地区社協・公民館や市社協との連携—

地区社協や公民館、市社協に生活の困りごとや声にならない小さな声を届ける。地域ぐるみで解決する仕組みづくりを行う。

用語説明

④まめなかポイント事業

次の活動を行った場合にポイントが得られ、そのポイントを現金へ交換できる制度。

- この事業に登録した65歳以上の市民が受入施設として指定を受けた社会福祉施設等でボランティア活動を行ったとき。
- この事業に登録した団体が、なごやか寄り合い活動を行ったとき。

⑤ボラカフェ

ボランティア活動のきっかけづくり、また、居場所の一環として月1回開催している。簡単にできるボランティア活動として、使用済み切手の整理や啓発用リボンの作成等に参加者を行う。

⑥あいサポーター

特別な技術などを習得して支援するのではなく、障がいの特性や必要な配慮などを理解して、日常生活の中で障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けを行う人たち。

進めるべき
方策

02 自治会活動の活性化

近年、世帯構成員の減少やライフスタイル、価値観の多様化の中で、“近所とのお付き合い”も時代の変化とともに様変わりし、関係が希薄となっています。

一方、人口減少時代において地域の課題に対応するためには、地域における住民同士のつながりが重要であり、地域のコミュニティの基盤となる町内会等の必要性が再認識されています。

役員や会員の高齢化、担い手不足、加入率の減少等、共通の課題があるなか、課題解決を図り、活動を活性化させるため、調査研究や加入促進の取組み等を強化していきます。

方策のポイント

自治会加入促進

参加しやすい自治会体制の研究

施策

1. 町内会・自治会活動をはじめとした市民活動への自立的な参加を促す機運を醸成するため、市内の成功事例やユニークなアイデアの実践例を市域全体で共有します。
2. より良い活動環境を整えるため、IT技術などを活用した町内会・自治会の負担軽減策を検討・実施していきます。
3. ホームページやSNSなどを活用し、自治会情報を発信します。
4. 見守り活動など地域住民が主体となって取り組む事業を支援するための補助制度を、より活用が進むよう周知・説明していきます。
5. 地域の活動拠点を整備するための各種制度について、より活用できるよう周知・説明していきます。

進めるべき
方策

03 公民館・地区社協等を拠点とした地域福祉活動の推進

公民館・地区社協は、地域住民の最も身近な存在であり、福祉、防災、環境、安全・安心なまちづくりなど、さまざまな地域課題に取り組む、地域福祉活動の拠点となっています。また、各地区社会福祉協議会は公民館が持つ学習機能と一体的に福祉活動を推進してきており、その活動は「松江方式」といわれ、全国的に高い評価を受けています。

こうした公民館・地区社協の役割を生かして、地域の関係団体と連携して福祉のまちづくりを推進していきます。

公民館を拠点とした地域住民の活動の促進

方策のポイント

世代間交流の推進

施策

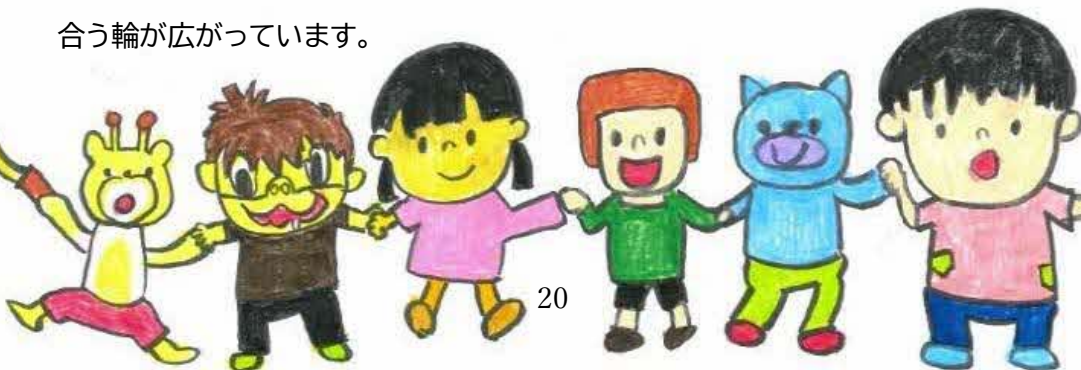
1. 公民館を中心として、こども、子育て世代、障がい者（児）、高齢者をはじめとするあらゆる世代の地域住民が学習し、交流する機会を増やすため、地域や利用者のニーズに沿った活動を行います。
2. 公民館と地区社協をはじめ、隣保館、関係機関との連携を図り、地域福祉活動・人権のまちづくりを一層推進します。
3. 地区地域福祉活動計画に基づき、地区社協事業などの地域福祉活動を推進します。

コラム No.02 あったかスクラム

あったかスクラムとは、障がいのあるこどもたちや特別な支援が必要なこどもたちの家族と支援者の会です。

同じ地域に住んでいる人たちとの体験活動を通して、つながりを持ちながら、自分らしく暮らしていくこと、また、保護者同士のつながりをつくり、話し合う場になることを目的としています。

季節の行事や音楽会、お茶会、料理教室、遠足など地域の方々と一緒にさまざまな活動が、公民館を拠点に展開されている地域があります。活動を通じて、障がいのあるこどもたちや特別な支援が必要なこどもたち・家族・地域住民が知り合い、互いに理解し、支え合う輪が広がっています。



進めるべき方策 04 地域の居場所づくり

近所づきあい等住民同士のつながりの希薄化が進み、独居高齢者だけでなく若年層にも困りごとや生活のしづらさを発信できないなど、社会的孤立が広がっています。つながりの希薄化や社会的孤立は、閉じこもりや生活困窮、虐待などにつながるため、身近な場所で気軽に過ごせる地域の居場所づくりを進めていきます。

方策のポイント

さまざまな状況にある人が社会参加できる場をつくる

なごやか寄り合いやこども食堂など地域に身近な居場所づくりの推進

—— 施策 ——

1. 生きがいつくりや介護予防の取組みを充実させ、高齢者の社会参加を推進します。
2. 高齢者の個々の意欲や能力に応じた就労の機会の拡大を図るため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。
3. 悩みを抱える人や支援が必要な人が地域で孤立することのないよう、こども食堂をはじめ、地域の人たちや同じ立場の人たちとつながるための居場所づくりを支援します。
4. 空き家・空き店舗の活用や、商業スペース、介護保険施設など、地域住民による身近な社会資源を活用した居場所づくりを推進します。
5. 男性介護者フリースペースや家族介護者交流会など、介護者が集まりお互いの経験や心情をわかち合える場の支援を行います。

コラム No.03

みんなの居場所「ぼちぼち」

不登校やひきこもりであるなど”生きづらさ”を抱える方たちの居場所として、令和6年1月よりみんなの居場所「ぼちぼち」が川津公民館でスタートしています。ひきこもり経験者であるピアスタッフもあり、参加者と一緒にみんながしたいことを考え企画を実施することもあります。参加は自由で、いるだけでいい、そんな場所です。家族や支援者、理解・関心のある方の利用も大歓迎です。地域のみんなで過ごせる居場所を目指しています。



※ピアスタッフ…利用者と同じ経験を持つ人たち

コラム No.04

地域の居場所や交流の場

◆みんなでつながる、未来を育む居場所 | 乃木こども食堂

多世代と一緒に「つくる」「遊ぶ」「食べる」をコンセプトに、食の支援を通じて誰も取り残さない社会を目指し、人や地域とつながる居場所づくりを行っています。こどもたちがさまざまな経験を通じて成長できるような体験プログラムも実施しています。



◆認知症カフェ・地域サロン | のあカフェ

のあカフェは、誰もが気軽に参加できる交流の場です。スイーツやコーヒーを楽しみながら自由に会話を交わしたり、ゆるやかなつながりを育むことができます。



◆地域を支える相互連携の取組み—乃木こども食堂とのあカフェの連携—

認知症のある方がこども食堂でボランティア活動に参加し、こどもたちとの交流を通じて地域に貢献をしています。病気や障がいの有無にかかわらず、誰もが認められ、役割を持ち、必要とされる居場所が生まれています。この取組みは、社会参加を促進し、誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けた第一歩となっています。

コラム No.05

フードバンクしまね あったか元気便

個人、団体、企業等、みなさまの協力のもと、松江市内の小・中学校に通うこどもたちのいる「就学援助世帯」に夏休みなど給食のない長期休暇期間にお米や食料品、学習と体験の場を提供し、「安心」と

「元気」を届け、これらの家庭や子どもたちの「孤立」を防ぎ「自立」の応援に取り組んでいます。



進めるべき方策 05 いろいろな価値観を認めあう寛容な社会づくり

年齢、性別、国籍、障がいの有無、性自認等に関わらず安心して
住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、多様
性を認めあう地域社会づくりを進めます。

方策のポイント

多様性に関する理解の促進

多文化共生の意識啓発

—— 施策 ——

1. こどもや高齢者が家庭や地域の中で人格や個性を尊重されるよう、支援を行うとともに教育や啓発を推進します。
2. 一人ひとりが性別にかかわらず、ともに支え合い、いきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現を目指します。
3. 国際交流事業の推進により、互いの国、地域の歴史や文化の理解を深め、地域住民として、ともに生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現を目指します。
4. 障がいのある人に対する合理的配慮の推進など、地域共生社会の実現を目指します。
5. 学校における正しい知識の普及や、地域や企業等への情報提供などにより、性の多様性について理解の促進に努めます。
6. さまざまな人権問題に関する市民啓発事業を実施し、広く市民に啓発の機会を提供します。

コラム No.06

多文化共生の地域づくり

国籍や人種などに関わらず多様性を尊重した多文化共生のまちづくりを進めるため、外国人住民の皆さんが安心して暮らせるよう、交通安全教室や文化体験などのイベントの開催や、国際交流員による国際理解促進を目的とした母国の文化紹介等の講座を行っています。



進めるべき方策 06 多様な主体による地域づくりの推進

地域共生社会の実現に向け、地域住民、NPO 法人、企業、社会福祉協議会、行政など地域の多様な主体が社会・経済活動を行う中で、だれもが地域づくりの担い手であるという認識を持ち、主体的に地域福祉活動に取り組むことができる環境の構築を行うとともに、それぞれがあらゆる形で連携することで相乗的な効果をもたらす取組みを進めていきます。

方策のポイント

企業、NPO 法人、JA、生協等多様な団体との協働による地域づくりの推進
企業や団体の地域貢献活動の促進

—— 施策 ——

1. 企業や社会福祉法人等と連携し、地域共生社会の実現に向けた社会貢献活動の促進を図ります。
2. 民間企業、NPO 法人、町内会・自治会、社協など、市民活動・地域活動の担い手の連携を進めることができるような機会を設けます。
3. JA、生協等幅広い民間団体の強みを生かし、地域での取組みについて情報収集し、協働による地域課題の解決について検討します。
4. 企業ボランティア松江ネットワーク会議や松江市社会福祉法人連絡会と協働し、新たな社会貢献事業として、ひきこもりなど生きづらさを抱えた方などに対し仕事体験の場を提供し、社会参加の支援を行います。
5. 地域住民や企業等による見守りネットワークの強化を推進します。
6. 地域の企業等に対し、障がいのあるこどもたちの就労体験など、就労に繋がる実習や体験の場の提供への協力を働きかけます。
7. 障がい福祉の活動を積極的に行っている企業や個人の表彰を行います。
8. 共同募金が「じぶんの町を良くするしくみ」として幅広く理解と共感を持たれるよう、多様な募金方法を展開します。
9. 企業による募金百貨店プロジェクト^⑦や赤い羽根自動販売機設置等、社会貢献型の募金方法の拡充や、共同募金助成を受けた NPO 法人・ボランティア団体・民間団体の活動状況の広報により、寄付活動を促す取組みを行います。
10. ひとり一品運動などで個人や法人から食品等の寄贈を積極的に募り、寄贈された食品等を、生活困窮者等に届けるなど食のセーフティネットを構築します。

用語説明

⑦募金百貨店プロジェクト

お客様が寄付付き商品を購入し、商店や事業所はその売り上げの一部を共同募金に寄付することで地域社会に貢献するプロジェクト。

コラム No.07

おたがいさま まつえ・やすぎ

地域で、困ったな・こうなったらいいなと思う人（利用者）と、誰かの役に立ちたい人（応援者）を丁寧につなぎ、支え合う仕組みです。

- ◆家事・介助・・・買い物 掃除 洗濯 食事作り 裁縫 話し相手
通院介助 散歩同行
- ◆子育て ……集まり時の託児 乳幼児・こどもの世話 産前産後の手伝い
- ◆他にも ……葉受け取り 電球交換 庭の草取り 趣味・学習指導
リーディングサービス等



▲地域のお祭り



▲応援者さんによる墓掃除

コラム No.08

「まちづくりを考える日」「まちづくりでつながる日」

松江市では、市民活動・地域活動を活性化する施策の1つとして、まちづくりのユニークなアイデアの実践例や成功事例の発表・共有の場である「まちづくりを考える日」と、地域の課題について町内会・自治会、民間企業、NPO、社協、行政などが知恵を出し合い、つながっていく場である「まちづくりでつながる日」の2つのイベントを、年一回ずつ開催しています。



▲令和6年度「まちづくりを考える日」



▲令和5年度「まちづくりでつながる日」

包括的な支援体制を充実させる

—重層的支援体制整備事業実施計画^⑧—進めるべき
方策

07 相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化

地域住民が抱える「8050問題^⑨」や「ダブルケア^⑩」など、複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応するため、分野を問わない総合相談窓口で受け止め、包括的に支援を進める体制を充実させていきます。

方策のポイント

あらゆる方を対象にした相談支援体制の充実

重層的支援体制の推進

施策

1. 地域住民の身近な場所にふくしなんでも相談所^⑪を設置し、困りごとを抱えるすべての世代・すべての人を対象とした相談体制を充実していきます。
2. 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援が行えるよう、こども家庭センターにおける相談体制の充実を図り、状況に応じて適切な子育て支援サービスにつなげます。
3. 住み慣れた地域で、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関の連携強化を図り、地域課題の解決に向けた取組みを推進します。
4. 高齢者や家族が希望する生活を継続できるよう、医療・介護関係者の連携強化を図ります。
5. 多機関との協働により困りごとを抱えるあらゆる対象者に対応するため、研修会等の開催を通じて各分野で働く専門職員の知識やスキルの向上を図ります。
6. 医療・看護・介護人材の確保・育成支援を行います。

用語
説明

⑧重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第106条の5に基づき策定する計画。基本目標2進めるべき方策07から09は、この計画を構成する内容としても位置づける。詳細はP48からP54に記載。

⑨8050問題

こどものひきこもりが長期間にわたり続いた結果、「80代」の親が「50代」のこどもを経済的に支える状態となり、生活が困窮していくという問題。

⑩ダブルケア

育児期にある方（世帯）が親の介護も同時に担うこと。

⑪ふくしなんでも相談所

松江市社会福祉協議会が設置する身近な相談（悩みごと）を総合的にサポートする相談所。

進めるべき方策 08 地域づくりに向けた支援体制の充実

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を維持するためには、多様な団体や社会資源との連携が必要です。そのような連携を促すため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）によるコミュニティソーシャルワーク^⑫を進める体制を充実させていきます。

方策のポイント

地域のニーズと社会資源のマッチング支援

地域づくりにおける専門職同士の連携強化

施策

1. 一人ひとりの困りごとに寄り添いながら、必要な社会資源とのマッチングを行うとともに、既存の社会資源では対応できない課題に対して、新たな社会資源の掘りおこしに取り組みます。
2. 地域の社会資源のリスト化をすすめるとともに、ホームページや SNS による情報発信を行います。
3. 地域住民と医療・介護・福祉関係者が地域課題について情報交換を行い、地域における見守りや助け合いを促進するための連携体制を構築します。
4. 世代や属性を問わない居場所づくりなど、多様な地域活動が生まれやすい環境を整えます。
5. 地域福祉ステーション・地域包括支援センターに設置する相談窓口において、CSW、社会福祉士等専門職などが相談を受け止め、関係機関が連携し対応します。

コラム No.09

島根町人工透析患者移送支援

—地域住民と社会福祉法人が連携した人工透析患者の移送支援の実施—

社会福祉法人山陰家庭学院の協力により施設の送迎用車両を使用し、地区社協が地域住民に呼びかけ集まった有志の方々により、松江市内の病院まで月～土までの毎日送迎しています。月1回、運転を担う地域住民・山陰家庭学院・地区社協で定例会を行いシフト決めや課題の共有・協議を行っています。



▲実際に使用されている送迎用車両

用語説明

⑫コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備等の地域支援を、専門職や地域住民とが協力し統合的に展開する援助技術。

進めるべき
方策

09 制度の狭間にある生活課題への対応

近年、生活課題が複合化していることにより、十分な公的支援を受けられないなどの問題も発生していることから、制度の狭間にある生活課題について、多機関の連携によりその解決に取り組んでいきます。

方策のポイント

孤独・孤立防止、身寄りのない人への支援

複雑化・複合化する生活課題への多機関の連携による対応

施策

1. 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、福祉・医療・住宅・司法・教育等多機関のネットワークにより、包括的に支援する取組みを進めます。
2. ふくしなんでも相談所や地域ケア会議^⑬などで対応した事案を通じて、新しい生活課題の把握に努めます。
3. 民生委員・児童委員、福祉推進員をはじめとした地域の方々や新聞配達などの民間事業者による見守り活動を連携して取り組むことにより、孤独・孤立の防止や身寄りのない人への早期支援へとつなげます。
4. 「松江市身寄りがない人への支援ガイドライン^⑭」の活用や当事者の方の集い、市民向けの研修会を開催し、身寄りがない方の課題の把握や解決に向けた検討を行います。
5. ひきこもりなど孤独・孤立の状態にある方やその家族に対し、直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりを行い、必要な支援を行います。
6. 制度の狭間の課題に対応するため、オーダーメイドの支援プランを作成し、重層的支援会議において支援の方向性を整理することにより、課題解決へとつなげます。

⑬地域ケア会議

介護保険法に位置づけられ、市町村や地域包括支援センターが主催する会議。検討事例や検討課題によって、医療・介護の専門職に加え、生活支援コーディネーター等の多くの職種や住民等が必要に応じて集まり、個々の高齢者の課題を明らかにし、効果的な支援を幅広く検討するとともに、地域課題を把握し、検討するための会議。

⑭松江市身寄りがない人への支援ガイドライン

松江市における身寄りがない方の支援の考え方を示したもの。活用できる制度などの社会資源をまとめている。

用語
説明

コラム No.10

ふくしなんでも相談所 ふくしなんでも相談窓口

ふくしなんでも相談所は分野を問わない総合相談窓口として、市内14か所に設置しています。さらに、社会福祉法人や薬局の協力のもと、ふくしなんでも相談窓口を33か所設置しています。地域住民に身近な相談窓口で困りごとを受け止め、関係機関と連携し解決につなげます。



▲ふくしなんでも相談所相談風景



コラム No.11

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

個別支援 支援を必要とする人に対し、相談援助、生活課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う。



地域支援 住民同士の支え合い活動の支援を行うほか、地域住民や関係機関等と連携・協力し、地域福祉の計画的な推進を図る。

仕組みづくり 現状の制度では対応できない問題に対して、多方面に働きかけ、新たなサービスの提案や仕組みづくりを行う。

福祉サービスが利用しやすい 環境整備を行う

進めるべき
方策

10 権利擁護の取組みの充実

— 成年後見制度利用促進基本計画^⑮ —

地域や家庭においては、こどもや障がい者、高齢者に対する暴力等の虐待が起きる可能性があります。このような虐待を予防し、一人ひとりの権利を守ることが必要です。また、高齢化の進展に伴い、認知症やひとり暮らしの高齢者等の増加が見込まれており、成年後見制度の必要性がますます高まっています。

地域共生社会の実現に向け、権利擁護の取組みを充実させるとともに、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できることを目指して、引き続き成年後見制度の利用促進を中心とした権利擁護支援を図ります。

方策のポイント

地域連携ネットワークの機能強化

成年後見制度の認知度向上と制度の利用促進

— 施策 —

1. 児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待に関する正しい知識の普及に取り組み、地域住民や事業所等による見守り活動により、虐待の早期発見、早期支援につなげます。
2. 虐待を受けた本人および養護者^⑯の支援を行います。
3. 日常生活自立支援事業の活用により、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等、日常生活を支援していきます。

⑮成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する計画。進めるべき方策10施策4から7はこの計画を構成する内容としても位置づける。詳細はP55からP57に記載。

⑯養護者

- ◎介護施設従事者以外の高齢者を現に養護する人。（高齢者の世話をしている家族、親族等）
- ◎障害者福祉施設従事者等および使用者以外の障がい者を現に養護する人（障がい者の世話をしている家族、親族等）

4. 権利擁護支援チームづくりを進めるとともに、専門職団体・関係機関・地域組織等で構成される地域連携ネットワークを強化します。
5. 地域連携ネットワークの中核機関として松江市権利擁護推進センター^⑰の円滑な運営を行い、引き続き4つの機能（広報、相談、利用促進、後見人支援）を充実させていきます。
6. 権利擁護への理解を深めるための広報活動や講座実施、後見人等に対する報酬助成などにより成年後見制度の利用を促進します。
7. 制度の担い手確保に加え、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点から市民後見人等を養成します。

コラム No.12

松江市権利擁護推進センター

松江市権利擁護推進センターでは、市民のみなさんに成年後見制度についてよく知っていただくための広報・啓発活動、相談受付、後見人等への支援、後見人等の受任者の調整、市民後見人等の育成などの業務を行っています。



▲権利擁護サポーター養成講座



▲市民後見人等養成講座【基礎編】



▲成年後見制度講演会 & 法と福祉の何でも相談会



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター まもるくん

用語説明

⑰松江市権利擁護推進センター

認知症、知的障がいなどの理由で物事の判断能力が十分でない方が適切に成年後見制度を利用するための相談支援や、後見人等と関係者を支援する地域連携ネットワークの中核的な役割を担う機関。松江市が設置者となり、松江市社会福祉協議会に運営を委託。

進めるべき方策 11 こども・若者が幸せに暮らすための支援

少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、こどもが親以外の大人との関わりをもつ機会が減少している一方で、保育や子育て支援のニーズは多様化しており、社会全体で子育てを支えていく必要があります。

すべてのこども・若者が将来にわたり幸せな状態で生活をおくることができるように、きめ細かい支援をライフステージに応じて切れ目なく行っていきます。

方策のポイント

こどもまんなか松江プラン（松江市こども計画）に基づく各種事業

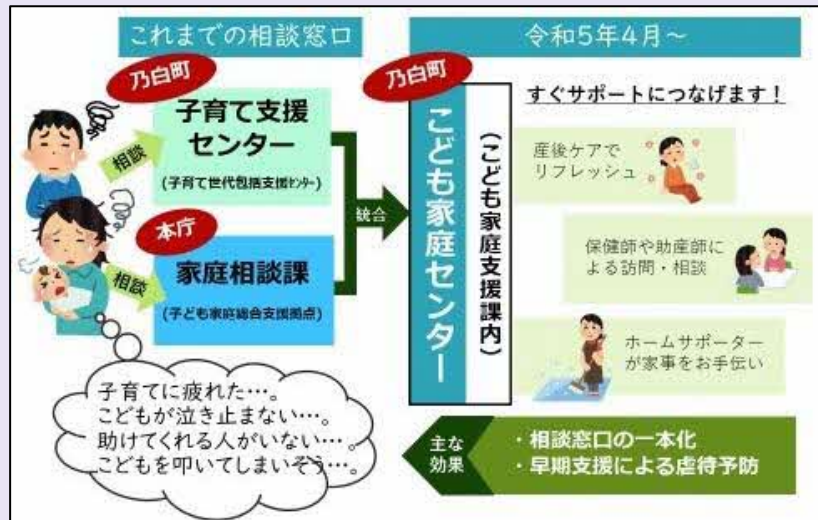
施策

1. 母子保健と児童福祉を一体的に運営するこども家庭センターの機能を活かし、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。
2. 各地域において多様なニーズに対応した子育て支援を実施し、安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境をつくります。
3. こどもの貧困の解消や児童虐待防止、ヤングケアラーへの支援を行います。
4. 障がいのあるこどもや外国人のこども、疾病や難病を抱える子など個別のニーズに応じてきめ細かい支援を行います。
5. こども・若者の社会参画や意見表明の機会を充実させます。
6. 多様な遊びや体験ができる機会、居場所の充実に努め、こども・若者が活躍できる社会づくりに取り組みます。
7. 男性の家事育児参画への理解促進を図ります。

コラム No.13

「こども家庭センター」による切れ目ない支援

こども・子育てに関する窓口を一本化し、妊産婦や乳幼児に関する相談を受ける「母子保健機能」と、虐待などの困難を抱えた家庭に対応する「児童福祉機能」を一体的に運営するとともに、専任の母子保健コーディネーター（保健師）と子育て支援コーディネーター（保育士）により、個別の子育て家庭のニーズを把握し、妊娠・出産から育児期への切れ目のない相談支援を実施します。



コラム No.14

子育ての日ファミリーイベント・わいわいルーム

◆子育ての日ファミリーイベント

家族でたくさんの遊びや学び、体験を楽しみながら、子育てや松江市の未来を考えるきっかけになることを願い、みんなでこどもや子育てを応援する「#こどもまんなか松江」の実現に向けた取り組みを行っています。



◆こどもの遊び場 | わいわいルーム

雨の日や暑い日に親子で遊べる場として、保健福祉総合センター2階に遊び場「わいわいルーム」を開設しています。



12 障がいのある人が 地域で安心して暮らせる社会の実現

障がいのある人が地域で安心して暮らし、社会に参加するためには、本人・家族が必要な支援を受けることができ、そして、地域の皆さんが障がいを正しく理解していくことが必要です。

そのため、制度・サービスについて、必要とする人に確実に利用していただけるよう、相談支援体制の強化と情報提供の充実を図るとともに、地域の皆さんに対する障がい理解の推進に取り組み、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し、ともに手を携えて生活していける共生社会を目指します。

方策のポイント

松江市障がい者基本計画、松江市障がい福祉計画・松江市障がい児福祉計画に基づく各種事業

施策

1. 地域で暮らす障がい者やその家族からの暮らしに関する一般的な相談に対応し、支援を行います。
2. 障がいサービスや制度についての情報提供の充実を図ります。
3. 障がい理解に資する出前講座やあいサポーター研修の実施などを通じ、障がいに対する相互理解と合理的配慮の取組みを促進します。
4. 教育・保健・福祉・医療等との連携を図り、障がい等による子どもたちの生活や学習上の困難さに早期に気づき、早期に本人支援、家族支援を行います。
5. 障がいを持ちながら地域で支え合いの生活が継続できるよう、地域の居場所、つながりづくり、余暇活動など地域の一員としての活動を支援します。
6. 障がいのある人の文化・芸術への参加を支援します。

進めるべき 方策 13

高齢者が自分らしく生活するための支援、 すべての世代の健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、介護予防・認知症施策の推進、多様なニーズに対応した介護サービスの提供などを進めていきます。

また、「健康寿命の延伸」を目指し、ライフステージや性差等を踏まえた、自分に合った健康づくりやそれを支える環境整備を推進していきます。

方策のポイント

松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康まつえ21基本計画に基づく各種事業

施策

1. 高齢者の社会参加の促進や介護予防の取組みを推進します。
2. 認知症の早期相談・早期対応への取組みを推進するとともに、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。
3. 若年性認知症の方を含む認知症の方やその家族が相談・交流できる「認知症カフェ」など、通いの場の設置を推進します。
4. 自分らしく豊かな人生を送るため、自らが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有するアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発を推進します。
5. 健康まつえ21推進隊やヘルスボランティア等の団体や公民館と協働しながら、健康づくりをサポートする人材の育成と地域での住民主体の健康づくり活動を推進します。
6. 市民が受診しやすい健診・がん検診の体制づくりを進めるとともに、地域、関係機関と連携し、健診やがん検診を受ける必要性の周知・啓発を行い、受診率を向上させる取組みを推進します。
7. 美味しく楽しく減塩や野菜摂取を実践するライフスタイルの情報発信や、地域活動等での共食の機会を増やし健康的な食習慣を推進します。
8. 乳幼児期からの歯科保健の充実など歯・口腔の健康づくりを推進します。
9. 学校給食における食育の取組みを進めます。

コラム No.15



健康まつえ 21 推進隊

健康まつえ 21 推進隊は、健康まつえ 21 基本計画の理念である「みんなで支え合い健康寿命をのばそう」に基づき、こどもから高齢者まですべての市民が健やかに暮らせるまちを目指し、活動しています。



1年間の活動を「報告書」にまとめ、上定市長に報告しました。



進めるべき 方策 14 効果的な情報提供・情報共有化の推進

市報などを通じて、多くの福祉の情報が市民のもとに届けられています。

より市民に伝わりやすく、最適な福祉サービスが選択できるといった効果的な情報提供を行うために、さまざまな媒体の活用を進めます。

加えて行政や専門的な支援機関のアウトリーチ機能を強化し、必要な支援にアクセスできる仕組みを整えていきます。

方策のポイント

だれでも必要な情報を取得できる環境の構築

アウトリーチ事業などによる情報未取得者への対応

—— 施策 ——

1. 各種福祉サービスや制度のほか、ボランティアや地域活動など必要な情報をだれでも取得できる環境の構築を推進します。
2. テレビやインターネットはもとより、SNS やデジタルサイネージなどを積極的に活用し、効果的な情報発信を行います。
3. 市報の点字版および音声版の発行、手話通訳者等や失語症者向け意思疎通支援者等の養成と派遣を行います。
4. 高齢者にやさしいお店(弁当や薬、日用品等を配達できるお店など)や医療機関、関係機関等の情報をホームページなどで提供します。
5. 関係機関が連携し、制度やサービスにつながりにくい方との面談等により、ニーズキャッチや情報提供を行います。

コラム No.16

まつえの子育て AI コンシェルジュ

24時間365日子育てに関するお悩みや疑問などにAIが回答します。また、子育てに役立つ情報やイベント情報、保育所入所申込案内などを定期的に配信しています。

まつえの子育て AI コンシェルジュ

24時間365日子育てに関するお悩みや疑問などにAIが回答します。また、子育てに役立つ情報やイベント情報、保育所入所申込案内などを定期的に配信しています。

使い方

- 画面下部のメッセージ入力欄に、知りたい情報を直接入力してください。
- 画面の表示に従って、知りたい内容に近いボタンをタップすると、回答が表示されます。

●利用するには、LINEで友だち追加登録が必要です。

●登録は無料です。

Check!

生活課題の解決に向けた 取組みを推進する

進めるべき 方策 15 生活困窮者等への生活支援の充実

近年、少子高齢化、核家族化の進展など、急激な社会情勢の変化により、人と人とのつながりが薄れ、ニートやひきこもりなど、社会的に孤立化する人々が増えてきています。また、不安定な非正規雇用で働く人が増え、失業や病気、家族の介護などをきっかけに、生活に困窮する人が増加しています。

収入・生活費、住まい、病気・健康などさまざまな課題を抱え、生活に困窮している人々の課題解決に向け、関係機関が協力して、支援に取り組んでいきます。

方策のポイント

新型コロナを契機に顕在化した生活困窮者層の早期把握、支援の推進
生活困窮者の相談から解決まで包括的な支援体制の確立

—— 施策 ——

1. 暮らし相談支援センターの相談しやすい体制づくりに努めるとともに、機能、役割について一層の周知を図り、生活困窮者の早期把握を行います。
2. 暮らし相談支援センターを中心に関係機関と連携しながら、生活困窮者の相談から解決まで包括的な支援を図ります。
3. 生活困窮状態にあり、自ら相談につながりにくい世帯へ積極的にアウトリーチ支援を行います。
4. 生活困窮世帯や困難を抱える青少年の情報、課題等を共有し、関係機関等と連携を図りながら切れ目のない相談支援を行います。
5. 住居の確保や就労の支援、緊急的な資金の貸付、家計支援など相談内容に応じたプランを作成し、制度の活用により生活困窮者の自立支援を行います。
6. 住まいに課題を抱える生活困窮者への相談対応の充実を図るため、関係機関との連携を強化していきます。

7. ひきこもりに対する公認心理師による専門相談や、正しい知識の普及を図るための広報・出前講座を実施します。
8. 困難を抱える青少年や家族などから相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援により、社会的自立を促します。
9. ひとり親世帯の支援を充実させていきます。
10. 生活困窮世帯の中学2年生、3年生への学習支援を行い、高校進学率を高め、将来の自立促進を支援します。

コラム No.17

くらし相談支援センター

●あなたひとりで悩まないで… お気軽にご相談ください

一人ひとりに寄りそって、悩みごとを一緒に解決していきます。生活するうえでの「悩みごと」を解決するために、必要な機関と連携して、自立のためのお手伝いをします。



進めるべき方策 16 再犯防止・防犯施策の推進

—地方再犯防止推進計画^⑩—

罪を犯した人の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力・連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

また、誰もが安全・安心に生活していくため、地域団体や関係機関と連携し、日頃からの防犯活動を推進します。

方策のポイント

更生保護ボランティアの確保と活動の支援

広報・啓発活動の推進

— 施策 —

1. 更生保護ボランティアの確保と、更生保護サポートセンターの運営を支援します。
2. 「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解促進を図ります。
3. 暮らし相談支援センターを窓口に、就労に向けた相談・支援の充実を図ります。
4. 建設工事競争入札参加資格審査において、協力雇用主を評価する制度の導入について研究します。
5. 更生保護施設が健全に運営されるよう支援します。
6. 矯正施設出所者等の市営住宅への優先的な入居について、その方の状況に応じた配慮をします。
7. 保護観察所、保護司等の更生保護関係者と学校関係者が連携して、学校に在籍している保護観察対象者の立ち直りを支援します。
8. 地域の防犯組織等と連携し、こども、高齢者の見守り活動の充実を図ります。

用語説明

⑩地方再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する計画。進めるべき方策16施策1から7はこの計画を構成する内容としても位置づける。

コラム No.18

社会を明るくする運動

●JR 松江駅街頭活動

強調月間初日の令和6年7月1日に、松江市推進委員会を組織する構成団体の皆様（約150人）にお集まりいただき、1,100人の方に街頭広報活動を行いました。



●ひまわりの刈取り、配布

太陽に向かって咲く“ひまわり”は、この運動のシンボルです。

毎年、地域の方がボランティアで栽培してくださり、今年も大輪の花を咲かせました。

松江地区保護司会のご案内により、関係団体のみなさまと一緒に刈取りを行い、市役所の玄関前で配布しました。



◆社会を明るくする運動とは・・・

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動で、令和6年に74回目を迎えました。

強調月間の7月には、「犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけを作ること」を目指し、全国的にさまざまなイベントが開催されます。

進めるべき方策 17 自死に追い込まれることのない社会の実現

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自死に至る原因は1つではなく、複数の要因が絡み合っ

て引き起こされます。自死対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自死に追い込まれることのない松江の実現」を目指し、ともに支える組織・地域づくり、働き盛り世代への対策、コロナ禍による影響を踏まえた対策を進めていきます。

方策のポイント

行政、事業所、地域などが連携した相談・支援体制の充実
相談窓口の周知、啓発

施策

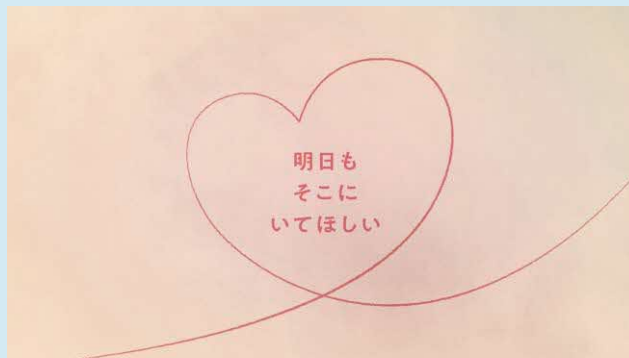
1. 自死の背景には身体やこころの病気、経済問題などさまざまな要因があることから、問題を抱えた人が適切な相談窓口で十分な支援を受けられるように相談窓口の一層の周知を図ります。
2. 市民一人ひとりが身近な相談役となれるよう、ゲートキーパーの役割を担う人材の養成と拡充を目指します。
3. 関係機関と連携した取組みやメール・SNS等による相談窓口の周知などにより、こども・若者の自死対策を推進します。
4. 職域でのメンタルヘルス対策を推進していくなど関係機関が連携し、勤務問題による自死対策を推進します。
5. コロナ禍によりさまざまな困難や不安を抱える女性が急増したことを踏まえ、女性への支援を行い、自死対策を推進します。

コラム No.19

松江市自死予防運動

つらい時は、ひとりで悩まず家族や友人に相談してみませんか？身近な人に相談しづらい時などは、相談窓口も利用できます。

皆で支え合えるように、悩んでいる人には声をかける等、引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いします。



頼れる相談先があります

YouTube 広告放送や街角のデジタルサイネージで動画を放映し、相談を呼びかける啓発を行っています。



窓口サインスタンドを設置し、相談を呼びかけています。



基本
目標

5

だれもが安心して住み続けられる まちづくりを推進する

進めるべき
方策

18 住宅・生活環境の整備

高齢者、障がい者、子育て世帯など、市内にお住まいのすべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けていくためには、状況の変化に対応し、それぞれの生活の基盤となっている「住まい」を整備して、充実させることが重要です。

「だれもが安心して暮らし続けられる住まいづくり」を目指して、住宅・生活環境の整備を進めていきます。

方策のポイント

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける住環境の充実
住宅確保要配慮者の相談に対応できる体制の整備

施策

1. 「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づく環境整備を行います。
2. 高齢者や障がい者への住宅の供給促進など、だれもが安心して暮らせる住まいの確保を目指します。
3. 市営住宅はもとより、民間賃貸住宅のオーナーや社会福祉協議会、居住支援法人^①などが連携した入居支援により、住宅確保要配慮者^②が安心して暮らせる住宅セーフティネットを整備します。
4. 関係機関が連携・協力して、不衛生な住宅（ゴミ屋敷等）の環境を改善することによって、本来のその人らしい生活の再構築を支援します。

用語
説明

①居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として県が指定するもの。

②住宅確保要配慮者

低額所得者、高齢者、障がい者など、住宅の確保に特に配慮を要する人。

進めるべき方策 19 移動手段の確保

移動手段の確保は地域で生活するすべての人にとって重要であり、なかでも公共交通はまちの骨格として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成にあたり必要な社会インフラ・サービスです。運転士不足など公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。しかし、「松江市地域公共交通計画」に掲げる基本理念「松江市民みんなでつくる だれもが安心して、やさしく移動できるまち・松江」の実現に向け、市民・民間企業・交通事業者・行政などが協働し、持続可能な公共交通を形成していきます。

方策のポイント

地域交通をはじめさまざまな手法による地域住民の移動手段の確保
福祉的支援を要する市民への移動支援

施策

1. 利便性の高い公共交通体系・サービスを構築し、公共交通の利用促進を図ります。
2. 高齢者や障がい者団体などのお出かけ需要の創出、社会活動への参加促進を図るため、貸切バス利用助成事業である外出支援事業や高齢者バス割引制度に取り組めます。
3. 福祉的支援を要する市民に対して、地域の方々や社会福祉法人、企業などが連携しながら、地域のニーズや実情に合わせた移動支援を行います。

コラム No.20

AI デマンドバス「まつえのるーと」

時刻表や決まった運行ルートがなく、AI（人工知能）が予約状況に応じて最適な運行ルートを考えながら走る新しい乗合バスサービスです。

松江市では、八束地区、大野・秋鹿地区、八雲・忌部地区、宍道地区で運行しています。



進めるべき 方策 20 災害に備えた体制の充実

災害が激甚化・頻発化する中で、だれもが安全に安心して生活していくため、関係機関が一体となった防災体制を整備するとともに、日ごろから地域の中でのつながりづくりや見守り活動、防災訓練といった災害に備えた取組みを推進していきます。

併せて、配慮が必要な方を地域で見守る取組みを進めます。

方策のポイント

地域や行政をはじめ関係機関が一体となった災害に備えた体制の充実
さまざまな媒体を活用した災害関連情報の迅速な周知

—— 施策 ——

1. 自主防災組織の活動をはじめ、地域で見守り助け合うための取組みを推進します。
2. 災害時に、状況に応じた適切な行動がとれるよう、災害に関する知識等の普及を行います。
3. 緊急時に救急医療情報が関係機関で活用できる体制を整備します。
4. 緊急時に活用できる救急連絡体制を整えます。
5. 防災メール等の活用により、災害関連情報を迅速に周知します。
6. 災害時に、迅速に災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう立ち上げ訓練等によるスキルの向上を図り、災害対策本部および関係機関の連携を推進します。
7. 災害時に、地区災害対策本部の円滑な設置・運営が行えるよう、防災訓練などを通じ、平常時から地域の関係団体との連携を深めていきます。

コラム No.21

要配慮者支援組織

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方（要配慮者）が、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らしていくため、各地域で住民とさまざまな組織・団体が連携し、地域の共助力の向上を目的とする支援組織（要配慮者支援組織）を結成、要配慮者の見守り活動や声掛け、防災訓練などさまざまな活動を行っています。



▲法吉地区要配慮者支援会議

内包する計画

重層的支援体制整備事業実施計画・成年後見制度利用促進基本計画

重層的支援体制整備事業実施計画

—— 計画策定の背景および目的 ——

近年、日本では少子高齢化に伴う人口減少が進み、さらにひとり暮らし世帯の割合が年々増加しています。このような社会構造の変化から、地域の担い手の不足や「人と人とのつながり」の希薄化などが深刻化し、地域の生活領域における支え合いの基盤が弱まっています。

また、ダブルケアや8050問題などにみられるように、課題が複雑化・複合化しているケースや制度の狭間にあるケースなど、対象者別・機能別に整備された従来の公的支援では対応が困難なケースが増加しています。

このような課題に対応するため、国は基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）などに基づき、その具体化に向けた改革を進めています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものと定義されています。

この地域共生社会の実現のため、2018年（平成30年）4月施行の改正社会福祉法では、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、加えて2021年（令和3年）4月施行の改正では、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市は、これまでも「包括的な支援体制の構築」を基本目標の一つとして掲げ、福祉施策間の連携を進めてきました。引き続き、既存の支援、取組み等の充実を図りつつ、重層的支援会議等を活用しながら個別の複雑化・複合化した課題を捉え、寄り添い、伴走する支援体制を充実させていきます。

第3章 施策の展開

— 松江市における事業実施体制 —

重層的支援体制整備事業に基づく事業は、社会福祉法第106条の4第2項各号において定められています。この規定に基づき、松江市では以下の事業を行います。

第1号 包括的相談支援事業

地域住民からの相談を、属性や世代、内容に関わらず包括的に受け止め、課題の整理を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関で対応が難しい事例については、関係支援機関と連携し支援を実施します。

イ 地域包括支援センターの運営

所管課	介護保険課	対象分野	介護
事業名	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）		
運営形態	委託（松江市社会福祉協議会）		
設置形態	基本型		
設置箇所数	8箇所（サテライト2箇所を含む。）		
関連ページ	P26、P27		

ロ 障害者相談支援事業

所管課	障がい者福祉課	対象分野	障がい
事業名	松江市障がい者相談支援事業		
運営形態	委託（松江市基幹相談支援センター運營業務共同企業体、相談支援事業所運営法人）		
設置形態	基本型（基幹相談支援センター、相談支援事業所）		
設置箇所数	基幹相談支援センター1箇所、相談支援事業所（年度により委託箇所数が異なる）		
関連ページ	P26、P34		

ハ 利用者支援事業

所管課	こども家庭支援課	対象分野	こども
事業名	こども家庭センターにおける相談支援		
運営形態	直営		
設置形態	基本型（こども家庭センター型）		
設置箇所数	1箇所		
関連ページ	P26、P32		

二 生活困窮者自立相談支援事業

所管課	生活福祉課	対象分野	生活困窮
事業名	生活困窮者自立相談支援事業		
運営形態	委託（松江市社会福祉協議会）		
設置形態	基本型		
拠点等の数	1箇所		
関連ページ	P28、P39		

第2号 参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、個々のニーズに合わせたプランを作成、協力団体・法人などの地域の社会資源を活用したマッチングを行い、社会参加できる場づくりや就労の支援等に取り組みます。

所管課	健康福祉総務課
事業名	重層的支援体制整備事業（参加支援事業）
運営形態	委託（松江市社会福祉協議会）
想定される提携先	社会福祉法人、企業、就労支援事業所等
関連ページ	P24、P27

第3号 地域づくり事業

地域の社会資源を活用し、地域住民が世代や属性をこえて交流できる多様な居場所づくりを行います。また地域の実情に合わせた多様な地域活動へ支援を行うことで活性化を図ります。

イ 一般介護予防事業

所管課	介護保険課	対象分野	介護
事業名	地域介護予防活動支援事業		
運営形態	委託（松江市社会福祉協議会）		
事業内容	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援		
関連ページ	P21、P28、P35		

□ 生活支援体制整備事業

所管課	介護保険課	対象分野	介護
事業名	生活支援体制整備事業		
運営形態	委託（松江市社会福祉協議会）		
設置人数等	1層：生活支援コーディネーター ^② 1人 協議体 1箇所 2層：生活支援コーディネーター6人 協議体 29箇所		
事業内容	地域の生活課題の把握 住民による課題解決のための取組みへの支援		
関連ページ	P26、P27		

ハ 地域活動支援センター機能強化事業

所管課	障がい者福祉課	対象分野	障がい
事業名	松江市地域活動支援センター事業		
運営形態	指定管理、補助、給付		
設置箇所数	I型2箇所、II型1箇所、III型6箇所		
事業内容	日中の居場所として創作活動や生産活動の機会を提供し、地域社会との交流を促進すること		
関連ページ	P21、P34		

ニ 地域子育て支援拠点事業

所管課	こども家庭支援課 保育所幼稚園課	対象分野	こども
実施体制	<p>[一般型]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江市子育て支援センター（あいあい） ・おもちゃの広場 ・美保関子育て支援センター ・たまゆつどいの広場 ・穴道子育て支援センター ・東出雲子育て支援センター ・やくも子育て支援センター ・育児サロン（松江赤十字乳児院） <p>[連携型]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東津田児童館 		
運営形態	直営、委託		
事業内容	子育てに関する相談支援、親子交流の場や情報の提供、子育てサークル等支援団体への支援		
関連ページ	P26、P32		

「鹿島子育て支援センター」「八雲児童センター」については、重層的支援体制整備事業に基づく事業ではないため掲載していない。

用語
説明

②生活支援コーディネーター

各日常生活圏域に配置された、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けたコーディネーター機能を果たす人。

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	健康福祉総務課	対象分野	生活困窮等
事業名	重層的支援体制整備事業（地域づくりに向けた支援事業）		
実施形態	委託（松江市社会福祉協議会）		
設置箇所数	29 箇所（拠点箇所数）		
事業内容	地区の実情に応じた活動を通じ、子ども・障がい者・高齢者など各対象者へ支援を実施し、広く地域福祉活動を推進する。		
関連ページ	P20、P27		

第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方との関係の構築に向け、本人とつながるための働きかけを継続して行い、対象者のニーズに沿った支援を行います。

所管課	健康福祉総務課
事業名	重層的支援体制整備事業（アウトリーチ事業）
実施形態	委託（松江市社会福祉協議会）
配置人数	9 人（CSW 等）
関連ページ	P28、P37

第5・6号 多機関協働事業等

単独の支援関係機関等では対応が難しい複雑化・複合化したケースに対して、各地域に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心としてオーダーメイドの支援プランを作成し、分野を横断した支援に取り組みます。

所管課	健康福祉総務課
事業名	重層的支援体制整備事業（多機関協働事業） 重層的支援会議・支援会議
実施形態	委託（松江市社会福祉協議会）
配置人数	8 人（CSW 等）
関連ページ	P26、P28

— 重層的支援会議・支援会議 —

1. 役割

重層的支援会議・支援会議は多機関協働事業において実施し、支援プランの適切性、支援の終結時の評価、課題解決にあたり、地域資源の把握や創出等について検討するための会議です。

支援プランは、各地域に配置されたコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を中心にオーダーメイドで作成し、重層的支援会議・支援会議において、それぞれプランの進捗や方向性、課題解決に向けた検討を行います。

なお、支援会議は本人同意が得られていないケースについて支援体制を検討するため、会議構成員には守秘義務が課せられます。

2. 開催方法

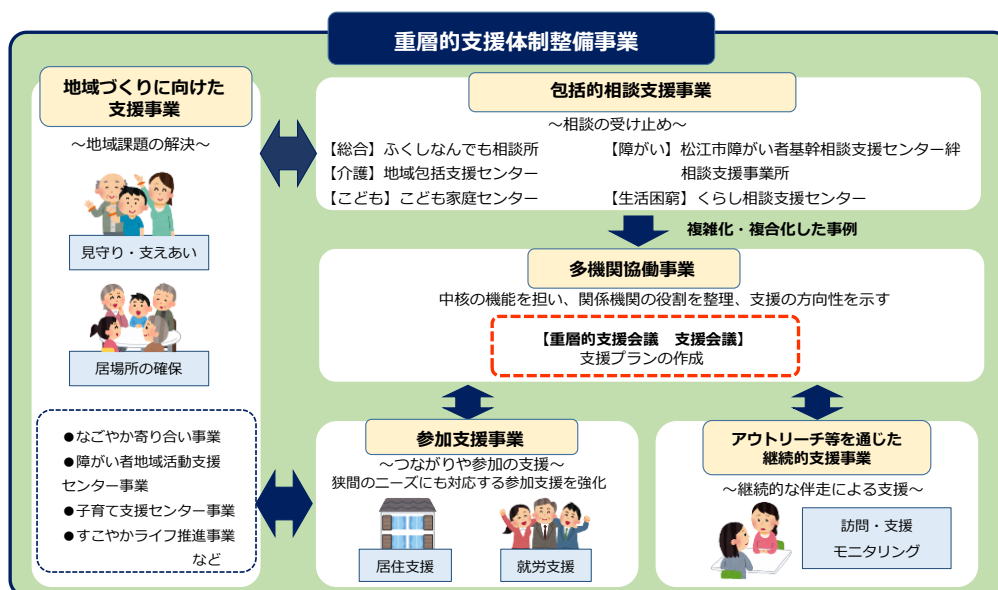
毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて随時開催します。

3. 会議参加者

学識経験者、臨床心理士、弁護士は固定助言者として会議に毎回参加します。その他、ケースを支援する関係機関（民生委員・児童委員、福祉推進員など）や市所管課等を中心に必要に応じて多機関協働事業者が参加者を調整します。

— 進捗管理・評価 —

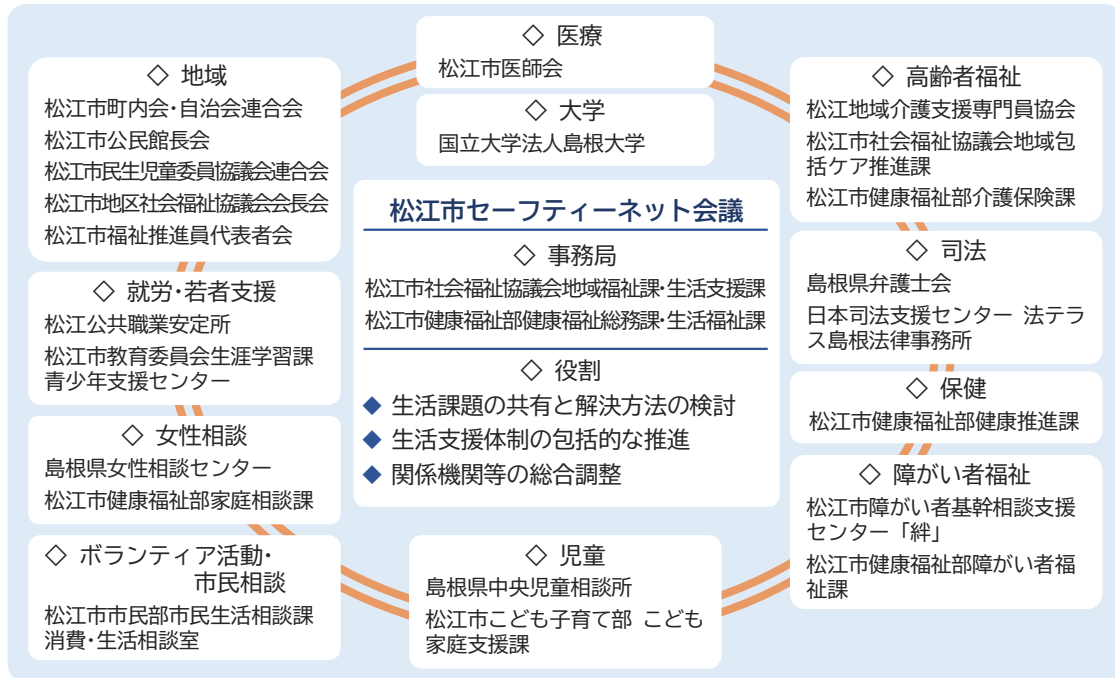
重層的支援体制整備事業の進捗管理・評価については、PDCAサイクルの考えに基づき、地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理・評価と一体的に行います。



【松江市重層的支援体制図】

—— 松江市セーフティーネット会議の構成 ——

松江市セーフティーネット会議は、生活課題の解決に関係機関が連携し包括的に対応するために設置しています。権利擁護部会・生活困窮部会では社会福祉における専門的な事項を協議、松江市セーフティーネット会議において課題の共有や解決方法を検討します。多機関のネットワークにより、あらゆる生活課題に対応し、支援体制の充実を図ります。



権利擁護部会 地域連携ネットワーク・ 松江市権利擁護推進センター運営協議会

- ◇ 事務局
松江市社会福祉協議会生活支援課
松江市健康福祉部健康福祉総務課
- ◇ 役割
 - ◆ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ◆ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ◆ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
 - ◆ 松江市権利擁護推進センターの事業計画および事業実績の審議・検証

- ◇ 構成団体
 - ・ 松江市町内会・自治会連合会
 - ・ 松江市公民館長会
 - ・ 松江市民生児童委員協議会連合会
 - ・ 松江市地区社会福祉協議会会長会
 - ・ 国立大学法人島根大学
 - ・ 島根県弁護士会
 - ・ 日本司法支援センター法テラス島根法律事務所
 - ・ 松江市医師会
 - ・ 松江市健康福祉部障がい者福祉課
 - ・ 松江市健康福祉部家庭相談課
 - ・ 松江市社会福祉協議会地域包括ケア推進課
 - ・ 松江地域介護支援専門員協会
 - ・ 松江市健康福祉部介護保険課
 - ・ 松江家庭裁判所
 - ・ 一般社団法人島根県社会福祉士会
 - ・ 島根県司法書士会松江支部
 - ・ 一般社団法人松江後見センター
 - ・ 市民後見人

生活困窮部会 松江市暮らし相談支援センター運営協議会

- ◇ 事務局
松江市社会福祉協議会地域福祉課・生活支援課
松江市健康福祉部生活福祉課
- ◇ 役割
 - ◆ 松江市暮らし相談支援センターの円滑かつ効率的な運営
 - ◆ 松江市暮らし相談支援センターの事業計画および事業実績の審議・検証

- ◇ 構成団体
 - ・ 松江市民生児童委員協議会連合会
 - ・ 松江市地区社会福祉協議会会長会
 - ・ 松江市福祉推進員代表者会
 - ・ 国立大学法人島根大学
 - ・ 松江公共職業安定所
 - ・ 島根県地域若者サポートステーション
 - ・ 松江市教育委員会生涯学習課青少年支援センター
 - ・ 松江市こども子育て部こども家庭支援課
 - ・ 更生保護法人しらふじ
 - ・ 松江保護観察所
 - ・ 日本司法支援センター法テラス島根法律事務所
 - ・ 松江市健康福祉部健康推進課
 - ・ 松江市健康福祉部障がい者福祉課
 - ・ 松江市市民部人権男女共同参画課
 - ・ 島根県女性相談センター
 - ・ 松江市健康福祉部家庭相談課
 - ・ 松江市市民部市民生活相談課消費・生活相談室
 - ・ 松江市社会福祉協議会地域包括ケア推進課
 - ・ 一般社団法人島根県社会福祉士会

成年後見制度利用促進基本計画

—— 成年後見制度とは ——

認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なため、契約等の法律行為を行うことが難しい方を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり、財産を管理したりする、本人の権利を守るための制度です。

—— 計画策定の背景および目的 ——

高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者等の増加が見込まれており、成年後見制度の必要性がますます高まっています。本市では、令和2年3月に成年後見制度利用促進計画を策定し、令和3年7月に設置した松江市権利擁護推進センターが中心となり、判断能力が十分でない方の権利を守るため、制度利用の相談窓口や広報をはじめ、受任者調整会議の開催や市民後見人等の育成、地域連携ネットワークの構築等の施策を実施してきました。

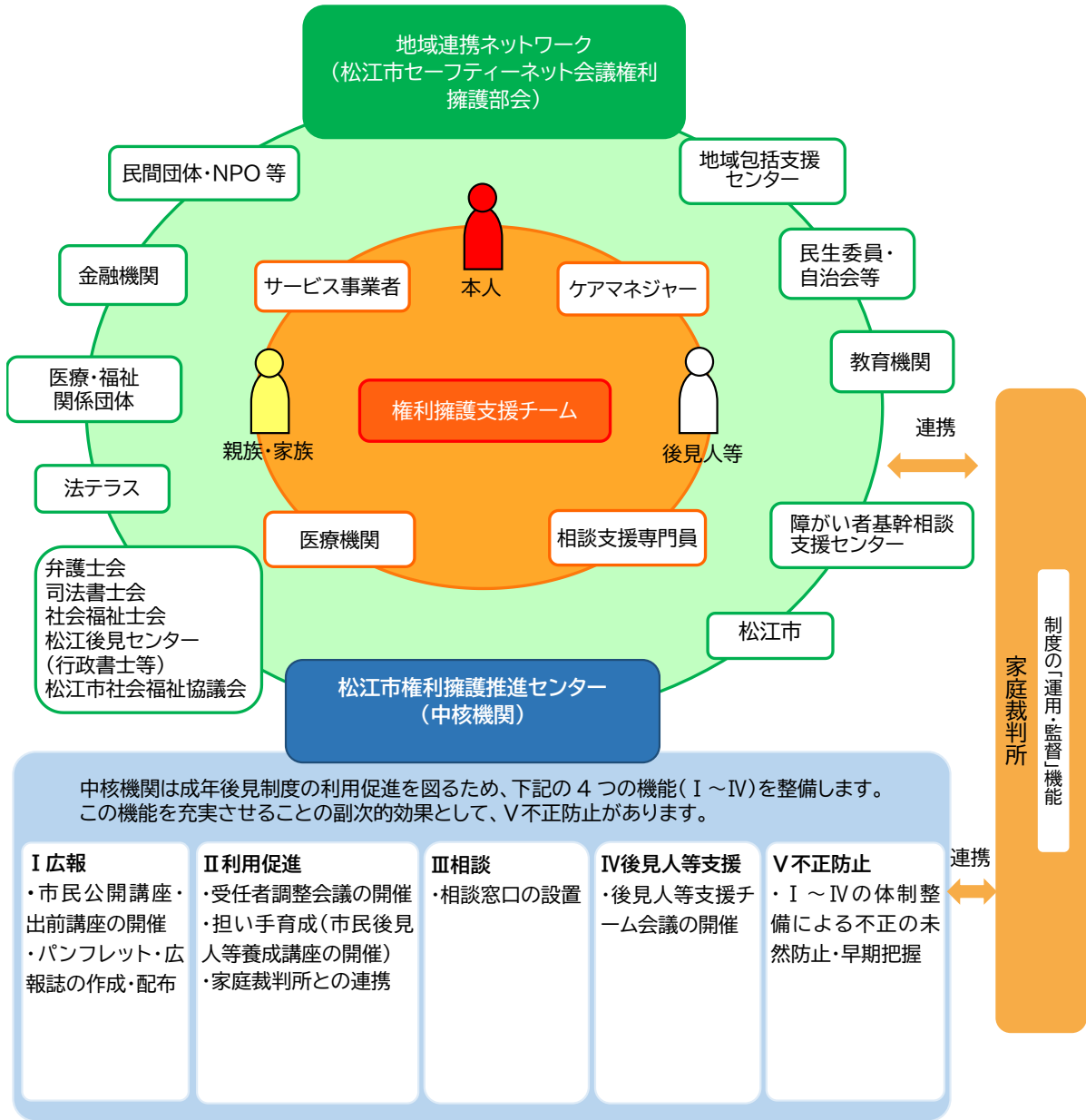
このたび、松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画の改定に合わせ、また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえて、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できることを目指して、引き続き成年後見制度の利用促進を中心とした権利擁護支援を図っていくため、成年後見制度利用促進基本計画を策定します。



—— 松江市における取組み ——

取組み	概要
地域連携ネットワークの機能を強化します	後見人等と関係者が日常的に本人を見守ることができる権利擁護支援チームづくりを進めるとともに、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）と関係機関、地域組織等で構成される地域連携ネットワークを強化します。
松江市権利擁護推進センターの円滑な運営を行います	地域連携ネットワークの中核機関として引き続き4つの機能（広報・相談・利用促進・後見人支援）を充実させ、松江市権利擁護推進センターを円滑に運営します。
権利擁護支援に関する広報を実施します	制度を知らない、また、理解が十分でない場合は、制度の利用につながらないため、松江市権利擁護推進センターを中心に広報活動や相談会を行います。また、権利擁護サポーター養成講座を活用して地域の権利擁護に対する意識の向上を図ります。
柔軟な受任調整を行います	成年後見の受任者調整において、利用者の抱えている課題や状況に応じて適切な後見人等の選任につながるよう、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）とともに柔軟な受任調整を行います。
市民後見人等の育成を行います	制度の担い手確保という観点だけでなく、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も踏まえ、市民後見人等を養成します。また、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）と連携して、更なる担い手確保について検討します。
市長申立制度と後見人等への報酬助成の利用を行います	身寄りがない、親族の協力が得られない、また、経済的な理由などによって、制度の利用が困難な場合は、市長が審判の請求を行う市長申立制度の活用や、後見人等の活動に対する報酬の助成を適切に実施します。

—— 松江市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク^②のイメージ図と中核機関の役割 ——



②権利擁護支援の地域連携ネットワーク

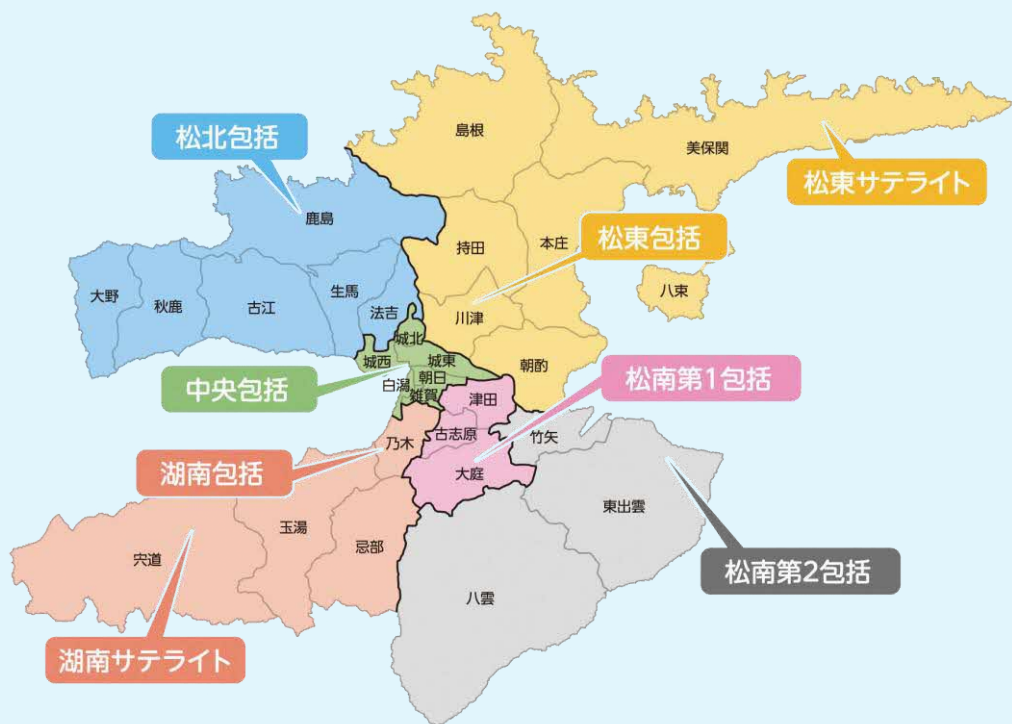
各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。

(厚生労働省資料)

用語
説明

第4章 第6次地区地域福祉活動計画

1. 第6次地域福祉計画・地域福祉活動計画との関連
2. 地区社会福祉協議会会長会からの提言
3. 各地区地域福祉活動計画



1 第6次地域福祉計画・地域福祉活動計画との関連

令和5年度に29地区ごとの第6次地区地域福祉活動計画（以下、地区活動計画）が策定されました。

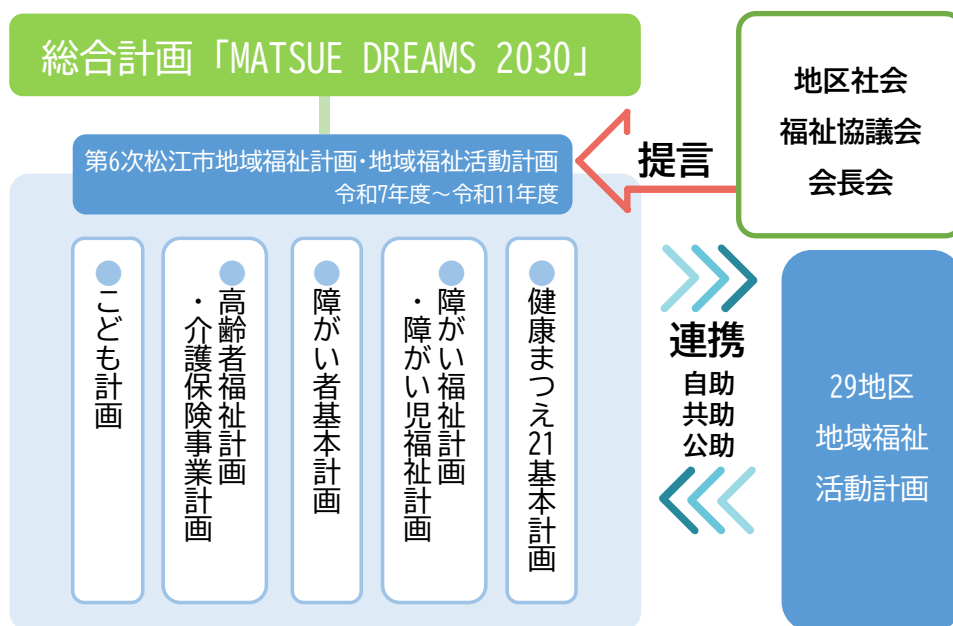
地区活動計画における各地区の共通事項や全市的に取り組むべき共通課題などを踏まえて、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することから、策定期間は1年先行しています。

第5次地区地域福祉活動計画の計画期間（R元～R5）においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、見守り活動やなごやか寄り合いなどの地域のつながりを活かした人と人の交流など、取り組みの多くが制限され、また、コロナ禍をきっかけとした新たな生活課題も浮き彫りになりました。

そうした状況を踏まえ、地区活動計画は、各地区社会福祉協議会の働きかけにより地域住民が主体となって、それぞれの地域における課題やめざす姿が何度も話し合われ策定されました。

その項目の中から、全市的に取り組むべき方策を地区社会福祉協議会会長会においてとりまとめられ、社会福祉審議会委員長に対し提言されたところです。

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画と各地区地域福祉活動計画とは「自助」「共助」「公助」の理念のもと連携しています。



【計画の位置づけ】

2

地区社会福祉協議会会長会からの提言

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する提言書

松江市社会福祉審議会
委員長 加川 充浩 様

松江市地区社会福祉協議会会長会
会長 菖蒲 周一

はじめに

令和5年度において、松江市内29地区社会福祉協議会が中心となり、地区地域福祉活動計画を策定しました。この計画に基づき、松江市内29地区において以下の活動を進めていくこととなります。

松江市地区社会福祉協議会会長会として、地域住民が主体となって進める福祉活動の一層の推進を図っていきます。

松江市におかれましては、地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動に対し、一層のご支援をいただきますよう以下の通り提言いたします。

1 見守りと声掛けのネットワークを拡げます

松江市の平均世帯人数は、平成6年からの30年間で3人から2人に減少しました。このことは、単身世帯の増加が影響していると思われます。また自治会の加入率も低下しており、地区によっては50%を切ったところもあります。また24時間営業やインターネットの普及など生活が便利になったことで、自己完結できる生活様式になりました。こうした背景から、地縁に基づく互助の機能が次第に弱くなってきたと言われてしています。

このような中で「老々（認認）介護」「8050」「ひきこもり」「ヤングケアラー」といった社会問題が取り上げられるようになりました。さらに近年では「身寄りがない人への対応」についてクローズアップされ、その対策も急がれます。

このようなことから、次のように取り組みます。

福祉推進員や民生児童委員、自治会、高齢者クラブなどが連携し、声掛けや見守り活動から入ってくるニーズを受け止め、「ふくしなんでも相談所」や専門機関に紹介し、必要な制度やサービス、その他の支援につなぎます。また地域の支援者として、重層的な支援に参画し、全世代・全対象型地域包括ケアシステムの構築に協力していきます。

【提言】

地域における見守りや声掛け活動を進めるうえで、担い手の確保は欠かすことができません。しかし、近年はとても厳しい状況が続いています。背景には稼働年齢の引き上げや核家族化、価値観の多様化などがあると思います。

また若年層においては、地域とのつながりがほとんどない方も多く、見守りや声掛けが届きにくい状況があります。「困ったことがあっても相談できない」「どこに相談してよいかわからない」という傾向も強いことが分かりました。

地域による見守りや声掛け活動を継続するとともに、行政や専門的な支援機関のアウトリーチ機能を強化し、必要な支援にアクセスできる仕組みを整えていくことが求められます。

2 こどもたちの健やかな育ちを応援します

時代の変化に合わせ、子育ての環境も大きく変化しています。そのような中で、子育てにおいて孤独やイライラを感じる親の声も聞こえてきました。SNS 等によって情報を得たり、交流手段は増えてきましたが、身近に頼れる存在がいない子育ての実態も見えてきました。またこどもたちからは、家以外に遊べる場所が少ないなどの声が出ています。

一方で、松江市では令和3年度末時点で4か所だった子ども食堂が、令和5年度末で19か所に拡大しました。今後も子ども食堂は増加する見込みとなっています。また各地区では子育てサロンが行われているほか、子育てに関する情報誌の発行も行われています。

このようなことから、次のように取り組みます。

松江市地区担当保健師及び母子保健推進員や主任児童委員との連携により、地域の子育てサロンを拡充・サポートします。

子ども食堂の新規立ち上げや継続のための支援を行い、こどもや親の交流を図るとともに、誰もが安心して過ごせる居場所を作っていきます。

【提言】

地域の子育てサロンや子ども食堂の開催頻度は月1回程度の会場が多く、親子で安心して参加し過ごすことができる居場所を増やすことが求められます。また一方で、地域で孤立している人は、こうした場に出かけることに抵抗を感じています。

このような人に対してつながりを作るきっかけとなるアプローチや、情報を届ける仕組みづくりが求められます。

3 人との交流を促進し孤立を防ぎます

新型コロナウイルス感染症により、地域の活動は大きく制限され、コロナ禍以前は373会場あったなごやか寄り合いは、開催が大きく制限されました。そのほか地域の行事もすべて中止となり、地域の交流ができない期間が約4年間も続きました。

令和5年5月に5類感染症に移行し、徐々に元の生活に戻りつつありますが、コロナ禍をきっかけに地域における孤立の問題が浮き彫りとなりました。

生活困窮やひきこもりなどの生きづらさを抱えている人は、多くの場合地域から孤立しています。また高齢者や児童の虐待の背景には、孤立があるとされています。

このようなことから、次のように取り組みます。

公民館や集会所、空き家などを活用し、誰もが利用できる居場所づくりを進めます。また地域住民が楽しむことができる活動を通じて、自然と交流が生まれる活動を進めていきます。またなごやか寄り合いの開催継続を支援し、高齢者の社会参加と交流を推進します。

【提言】

松江市の中心部では集会所などが少ない地域もあり、住民の活動の場の確保に苦労しています。空き家は増えていますが、その活用には様々なハードルがあります。空き家の所有者にとって、地域活動や居場所として提供することにインセンティブが得られるなどメリットがあれば、空き家活用の可能性が広がると思います。

4 健康づくりと介護予防に取り組みます

松江市における65歳平均余命と平均自立期間の差（平均介護期間）は、男性は約1.6年、女性は3.3年となっています。また後期高齢者の要介護認定者の原因疾患は、男性が①認知症②脳血管疾患、女性が①筋骨格系疾患②認知症となっています。

できるだけ自立して元気で過ごすことができるよう、健康づくりと介護予防の取り組みを進めることが重要と考えます。このようなことから、次のように取り組みます。

健康まつえ 21 推進隊や食生活改善推進員などと協力し、地域における健康意識の向上や、各種健診受診率の向上に取り組めます。また認知症に対する理解の普及や介護予防教室や健康ウォーキングの実施など、健康づくりや介護予防の取り組みを進めます。

【提言】

認知症の中で最も多いアルツハイマー型認知症は、発症する 20～30 年前から静かに進行すると言われています。したがって早期発見や生活習慣などについて、若いうちからの取り組みが求められます。

また若年性認知症は、発症した際に仕事や家庭に与える影響が大きく、将来に対する大きな不安にもつながっています。

一人一人の自助や地域の互助だけではなく、職場や民間事業者などが認知症を正しく理解し、医療・介護など必要な支援へつなぐことが求められます。

5 地域の生活課題に取り組めます

単身世帯の増加や高齢化の進展に伴い、様々な生活課題が見えてきました。特に高齢者の買い物や通院といったニーズが大きくなりました。

松江市内 29 地区では第 2 層協議体を設置し、こうした課題に対しそれぞれの地域性を活かした取り組みを検討してきました。

誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、次のように取り組めます。

AI デマンドバスの利用促進、住民による移送支援サービスの立ち上げ、移動販売車の活用、住民による生活支援サービスの実施など、地域性に応じた生活課題の解決に取り組めます。

また地域のボランティアなど、助け合いの担い手の育成・確保に取り組めます。

【提言】

地域の助け合いの担い手が高齢化し、後継者がいない現状があります。仕事をしながらこうした活動ができるよう、企業などの理解と協力を広げていく取り組みが求められます。

移動販売車などは、買い物に不自由な地域の住民にとって生活インフラともいえるものです。移動販売車を誘致する動きもありますが、対応できないと断られる状況もあります。こうした生活に欠かせないサービスを行う民間企業に対し、ソーシャルビジネスとして参入を促すための取り組みが求められます。

また地域での活動経験のあるこどもほど、大人になってからの地域貢献に積極的である傾向があります。このことから、中学校や高等学校と地域の連携を強

化する取り組みが求められます。

6 防災意識を高め災害に強いまちを目指します

毎年のように全国各地で自然災害が発生し、大きな被害が出ています。災害による被害を少なくするには、普段からの地域のつながりが重要とされています。

地域に住む子どもから高齢者、障がい者など、すべての人が安心して過ごすことができるよう、次のように取り組みます。

自主防災組織や要配慮者支援組織と連携し、日常からの地域のつながりづくりや防災訓練に取り組みます。

松江市が進める高齢者や障がい者の個別避難計画の策定に協力し、災害時に安心して避難ができるよう備える取り組みを進めます。

【提言】

自治会加入率の低下や個人情報の問題があり、地域の力だけでは取り組みに限界があります。

また過去の発災時には、指定避難所・緊急避難場所ではなく、一時避難所となっていない近隣の社会福祉施設等に避難するケースもありました。実際の避難行動パターンに即した体制づくりが求められます。

まとめ

私たちは第6次29地区地域福祉活動計画に基づき、地域の様々な団体と力を合わせながら「みんなでやらこい 福祉でまちづくり」に取り組んでいきます。

第6次29地区地域福祉活動計画を策定する議論の中では、たびたび「つながりの希薄化」や「担い手不足」といったキーワードが出てきました。さまざまな地域活動や居場所づくりに取り組むことによって「つながり」が生まれ、その中からやがて「担い手」となる人が出てくるように、この2つのキーワードは循環していくものと考えています。

持続可能な地域福祉活動のためには、高齢者だけでなく子どもや稼働年齢層をいかに巻き込んでいくかが重要です。学校や企業なども含め、オール松江市での取り組みに発展していくことを期待しています。

3

各地区地域福祉活動計画

松東
エリア

川津地区

テーマ

手をつなぎ 心つないで
わく笑顔「かわつ」

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：15,739 人（14 歳以下：12.20%、65 歳以上：23.91%） 世帯数：8,093 世帯

——地域の特徵——

- 幼稚園から大学まで揃った文教地区でスーパーや医療機関も多くあり生活の利便性が高い
- 郊外型の団地、マンションやアパート等が増え、従来からの住民と新しい住民が入り混じった構成を成している
- 高山や朝酌川など豊かな自然を有し、さまざまな地域福祉活動の場となっている

重点
目標

- 【だれもが触れ合う活動づくり】……地域のつながりをつくる活動
- 【だれもが学べる講座づくり】……制度や暮らしの問題を知るための活動
ヘルスプロモーション(健康づくり)の活動
- 【だれもが支え合う活動づくり】……互いが気遣い、助け合う活動
孤立・孤独防止活動
- 【だれにも伝わる広報活動づくり】…活動や情報をお知らせする活動
- 【だれもが動ける組織づくり】……活動基盤を整備確立する活動

<具体的な取組み>

みんなの食堂などの居場所づくり、朝酌川河川敷フラワープロジェクト、健康講座の定期的な開催、こども・高齢者の見守り活動、自主防災組織の促進 など

ここが
ポイント

小中学校へのヒアリング、地域住民へのワークショップを開催し、地域課題を共有しました。そして、「みんなが気楽に参加しみんなが役割を持ちみんなが活動する川津に、笑顔があふれてほしい」という願いを込めて、地域共生社会を念頭に計画づくりに励みました。



川津地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/kawatsu.html>


松東
エリア

朝酌地区

テーマ

互いに認め合い、共に生きるまちづくり
一人ひとりが健康で活躍できるまちづくり

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：1,891 人（14 歳以下：13.10%、65 歳以上：36.96%） 世帯数：828 世帯

——地域の特徴——

- 近年、新興住宅が建ち並び、若人世代が増えてきている
- 地域の中にスーパーや病院等が少なく、買い物や受診時の交通手段確保に問題がある
- 家族構成の変化など社会構造の変容による、「地域のつながりの衰退」「見守り活動の重要性」、とくに災害時での見守りの必要性など様々な課題が浮かび上がっている

重点 目標

【すべての人が平等に想う福祉活動体制づくり】

福祉関係者の連携強化、助け合い・支え合いの意識づくり、子育て支援の充実

【見守り活動の推進】

民生児童委員・福祉推進員の連携強化、災害時に備えた体制づくり

【居場所づくりの推進】

なごやか寄り合いの運営支援、新たな居場所の検討、必要な情報（居場所）の周知

【ボランティア活動の充実】

ボランティア活動の普及、ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

【健康づくりの推進】

健康づくりの啓発・交流する場づくり、健康推進隊活動の周知

<具体的な取組み>

合理的配慮をテーマとした研修会の開催、ボランティア人材のニーズ把握

ここが ポイント

計画を策定するにあたって、全世帯(大人)を対象とした「福祉アンケート」を実施した他、小学生・中学生を対象とした「福祉アンケート」や「こども福祉座談会」を実施し、これからの朝酌を担うこどもたちの意見も計画に反映させた。



朝酌地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/asakumi.html>



地区の概要

人口：2,144 人（14 歳以下：8.20%、65 歳以上：45.34%）

世帯数：996 世帯

——地域の特徴——

- 中海を挟み大山を望む優れた景観と枕木山に続く北山の緑豊かな自然に恵まれている
- 少子高齢化が進行しており、児童・生徒数の減少や高齢者の見守り等の課題がある
- 商店街の衰退、バスの減便等により買い物や受診時の移動手段が課題となっている
- 空き家対策等本庄地区の活性化に向けて、さまざまな組織で多様な取り組みがある

重点 目標

①生活支援、②見守り活動・要配慮者支援組織の活動推進、③交流・居場所づくり、④健康づくり、⑤介護、⑥子育て支援、⑦担い手づくり、⑧広報・周知、⑨ネットワークづくりの9つのテーマを設け、さまざまな取り組みを実施する。とくに、①～③は優先的な取り組みに位置づけ、活動を推進していく。

【生活支援】

買い物、受診などの移送支援、日常の困りごとの支援方法の具体化

【見守り活動・要配慮者支援組織の活動推進】

地域に根ざした見守り体制づくり

【交流・居場所づくり】

なごやか寄り合い事業の活性化、えがお食堂の充実、保育所・小中学校との交流事業の継続

<具体的な取り組み>

暮らしの便利帳（本庄版）の作成、なごやか寄り合いプログラム集（本庄版）の作成、民生児童委員・福祉推進員の合同研修の開催、えがお食堂の定期開催 など

ここが ポイント

計画を策定するにあたり、保育所・小中学校（先生および保護者）、まちづくり推進協議会、消防団、障がい者就労支援事業所、道の駅など町内のさまざまな団体や施設にヒアリングを実施した。そこから見えてきた地域課題を整理し計画に反映させた。



本庄地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/honjo.html>



松東
エリア

持田地区

テーマ

こころ豊かに住みよいまちづくり

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：4,282 人（14 歳以下：14.70%、65 歳以上：27.98%） 世帯数：1,955 世帯

——地域の特徴——

- 中心市街地に近く、平坦な土地が広がっていることなどから新興住宅と農家住宅が混在する地域である
- 世帯数の減少等により、規模が小さい自治会も多くなっている

重点
目標

【支え合い】

生活支援、福祉活動の担い手づくり、高齢者の日常的な見守り活動、支援が必要な人への支援、防災意識の向上

【子育て支援】

児童の見守り居場所づくり、孤独にならない子育て支援

【交流】

地域とのつながりづくり、住民の健康づくり

【連携】

民生委員児童委員・福祉推進員の連携、外部関係機関や地区内団体との連携強化、地域の福祉施設との連携、福祉推進員の継続的な活動ができるように再任や増員の推進

【広報】

活動内容を住民にわかりやすく広報する

<具体的な取組み>

くらしの便利帳発行、要配慮者支援会議の充実、福祉推進員会活動の充実、防犯に関する学習会の開催、放課後・長期休暇中の居場所づくり など

ここが
ポイント

計画策定にあたり、就学前のこどもがいる世帯を対象とした子育て支援アンケートと、60 歳以上の独居世帯・60 歳以上のみの世帯の方を対象とした生活支援アンケートを実施した。その結果をもとにワークショップを行い、子育て支援、移送・買物支援など明らかになった課題を計画に反映した。



持田地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/mochida.html>



支えあい みんなで つくろう しまねの明日

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：2,921 人（14 歳以下：8.50%、65 歳以上：47.31%） 世帯数：1,324 世帯

——地域の特徴——

- 島根半島の中央東寄りに位置し、野波・加賀・大芦の3地区で構成されている
- 曲折 50 kmにおよぶ海岸線を抱え、加賀の潜戸、多古の七つ穴等多くの観光資源を有するが、店舗の減少、交通インフラも脆弱さ等の課題があり、少子高齢化が進んでいる

重点 目標

【みんなで活動に参加できる仕組みづくり】

若い世代の地域活動への参画、サービス利用者も参加できる場づくり

【みんなで集える交流の場づくり】

なごやか寄り合い事業の推進、地域の「交流の場」づくり、世代間交流の促進

【助け合い・支えあいの仕組みづくり】

災害時を含めた地域の支えあいの体制づくり、外出支援の充実・外出困難者への支援

【いつまでも元気で暮らす健康づくり】

認知症予防を含めた介護予防の推進、健康づくりの推進

<具体的な取組み>

小中学校との連携による地域住民の交流の促進、まごの手倶楽部の活動の充実、要配慮者支援組織・自主防災組織活動の充実、こども食堂との連携 など

ここが ポイント

「助け合い・支えあいの仕組みづくり」、「いつまでも元気で暮らす健康づくり」をテーマに策定委員会の中でグループワークを行い、意見交換・地域課題の掘り起こし・今後の取組みについて協議し計画に反映した。地域のだれもが安心して暮らせる住みよい地域づくりを実践するためさまざまな事業に取り組んでいく。



島根地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/shimane.html>



美保関地区

松東
エリア

テーマ

安心して暮らせる地域・
充実した生活ができる町

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：4,365 人（14 歳以下：7.40%、65 歳以上：48.25%） 世帯数：2,073 世帯

——地域の特徴——

- 東西が 20 km の細長い半島地形に 22 集落が点在し、それぞれに独自の文化風習がある
- 狭隘な地形に家屋が密集した集落が多い
- 公共交通機関が縮小される現状では、自動車を持たない高齢者、障がい者の移動手段確保が必要

重点 目標

【見守り活動】

住民一人ひとりが安心して暮らせ、孤立者をださない町にする

【なごやか・交流活動】

地域・世代を超えて住民同士がつながり、安心して暮らせる町づくり

【健康維持活動】

住民一人ひとりが健康に対する意識を高め、病気や障がいについて理解し、暮らしやすい地域にしていく

【ボランティア活動】

生活上の困りごとを住民同士が協力し解決していく

【広報活動】

地区社協事業の周知を図り、地域の福祉活動への理解を深めていく

<具体的な取組み>

地域の文化伝統を尊重しながら、地域住民の交流を図りコミュニティ力を強め、暮らしやすい地域づくりに取り組む。なごやか寄り合い活動の充実、困りごと解決に向けたボランティア組織『オール美保関スマイル隊』の結成。

ここが ポイント

策定にあたり、「まちづくりアンケート」、「地区カルテ」、「青少年育成連絡協議会アンケート」で実態調査を行った。住民の考えや思い、困りごとを整理し、今後の地域福祉活動の具体的な取組みについて協議を行った。計画の策定にあたっては、見守り活動、なごやか・交流活動、健康維持活動、ボランティア活動、広報活動の 5 つの側面から 5 年計画を策定した。



美保関地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/mihonoseki.html>



人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：3,712 人（14 歳以下：10.30%、65 歳以上：38.77%） 世帯数：1,733 世帯

——地域の特徴——

- 市の東部に位置し、周りを中海に囲まれた島である
- 陸路交通が可能となり松江から米子・境港を交通する重要な拠点となっている
- 核家族や一人暮らしの高齢者が増加している

重点 目標

【地域のつながりづくり】

事業の参加促進を通じて交流を活発に行うことにより住民のつながりをつくる

【見守りネットワーク】

福祉推進員と関係団体のネットワークの強化を図り孤立やお困りごとへ対応する

【健康づくり】

けんしん受診促進と生活習慣病予防、運動、食からの健康づくり

【子育て】

小さい子どもが安心して遊べる場所や親同士が集ってくつろげる場を提供

【ボランティア活動の促進・支援】

過度な負担がなく活動できる仕組みづくりの構築、ボランティアの確保・支援

<具体的な取組み>

福祉推進員と民生児童委員で情報交換会や見守り活動の強化を行い、地域のお困りごとの解決支援や地域住民の社会的孤立を防ぐ

ここが ポイント

高齢者や保育園保護者、小・中学生等様々な世代にアンケートを実施しました。安心・安全に暮らしていける町や優しく声をかける町等の声が寄せられました。また、介護予防と健康づくりの増進を目指した活動を地域活動計画に反映しました。



八束地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/yatsuka.html>



中央
エリア

城東地区

テーマ

みんなで支え・助け合うまち「城東」

人口、世帯数はR6.3月末現在

地区の概要

人口：7,604人（14歳以下：12.49%、65歳以上：24.74%） 世帯数：4,075世帯

——地域の特徴——

- 官公庁や総合病院などがあり、利便性の良さから様々な人々が訪れるまち
- アパートやマンションが増加し、1世帯当たりの平均人数は「1.86」と、単身世帯が多い地域である

重点
目標

【見守り・支え合い活動の推進】

民生委員、福祉推進員、町内会の三者が定期的に情報交換できるような場を設ける

【障がい児(者)とともにすすめる活動】

あったかスクラムの活動支援や障がい児(者)が参加しやすい事業の開催を行うとともに城東地区内にある障がい専門機関との情報共有を図る

【地域防災にかかわる活動】

防災対策連絡会議を中心に、民生委員、福祉推進員、自主防災隊との合同研修を実施し連携強化を図る

<具体的な取組み>

子育て世代が地域のなかで孤立しないように、行政保健師が行う「赤ちゃん訪問」にあわせて『城東地区版子育て情報』や誕生祝いを贈り、地域活動へとつながるきっかけをつくる

ここが
ポイント

「健康」「防災」「高齢者」「子育て」「障がい児(者)」の5つのグループにわかれ、延べ16回を超える協議を重ねました。5つのグループは計画策定後も取組みの実働部隊として活動し、年に数回の頻度で進捗状況の確認を進めていきます。



城東地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/joto.html>

地区の概要

人口：6,879 人（14 歳以下：12.88%、65 歳以上：32.55%） 世帯数：3,307 世帯

——地域の特徴——

- 古くからの閑静な住宅地と昭和 40 年代以降に開発造成された住宅団地を有する地域です
- それぞれの地域は、住環境や人口構造などが異なっており、抱える地域課題や住民ニーズも異なり多岐にわたっています

重点 目標

【テーマを実現するための 3 つのコンセプト(指針)】

I 共生のまちづくり

- ・ 共生社会の実現のための各種活動の実効性を高めていくこと
- <主な取組み> こどもの居場所づくり（城北寺子屋、こども食堂）

II 参画・理解への機運づくり

- ・ 住民の参画・理解、協力への機運づくりを図っていくこと
- <主な取組み> 町内会・自治会が独自に行う住民主体型サービスへの支援

III 活動を支える基盤づくり

- ・ 活動の拠点や財源などの確保を図っていくこと
- <主な取組み> 小さな拠点づくり(町内会・自治会単位の活動拠点)への支援

ここが ポイント

- ① 地区内で活動する団体と個別の意見交換会を開催し、「現状と課題」や「今後の方向性」など、計画に盛り込む事項を共有しました。
- ② 計画を原案の段階で、全世帯を対象に公民館 HP および町内会回覧を通じて、パブリックコメント(意見公募)を実施し、活動実態の周知を図るとともに意見反映を行いました。



城北地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/johoku.html>



中央
エリア

城西地区

テーマ

だれでも安心して暮らせる
豊かな福祉のまちづくり

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：9,032 人（14 歳以下：13.96%、65 歳以上：27.37%） 世帯数：4,208 世帯

——地域の特徴——

- 官公庁、教育機関、医療機関、福祉施設などが区内および近隣に多くあり利便性がよい
- 地区西方の丘陵地には住宅団地が開発され、開発後数十年が経過する団地では高齢化が顕著に進んでいる

重点
目標

【住んで幸せな町づくり】

要配慮者支援組織の設置を推進するために、町自連の集会など、町内会長が集まる場において行政担当課からの説明会を開催する

【高齢者の健康維持】

区内の各種機関が連携しながら健康ウォーキングやニュースポーツを実施し、楽しみながら健康を維持する取組みを行う

【町で育てるこどもの力】

こどもが主体的に地域のことを考え、実践できる取組み

<具体的な取組み>

城西地区内の医療機関や店舗をはじめとする社会資源や、配達業者・出張理容などの情報をまとめたお役立ち便利帳を、およそ5年に1回の頻度で改訂し配布します

ここが
ポイント

地区内の関係団体や住民を対象にアンケート調査を実施し、幅広い年代から福祉ニーズを募りました。アンケート調査は書面回答のほか、GoogleForm を活用することで若年層からの回答も多くありました。



城西地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/josai.html>


白潟地区 2,900 人の声を拾って、 『お互いさまの白潟福祉のまちづくり』

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：2,955 人（14 歳以下：7.95%、65 歳以上：36.51%） 世帯数：1,690 世帯

——地域の特徴——

- 古くから水運の拠点として栄え、松江市の中心市街地として発展を続けてきた
- 宍道湖・大橋川の沿線に位置し、神社仏閣が多く立地する城下町としての風情がある
- ドーナツ化現象などにより人口が減少している
- 大橋川拡幅工事に伴い、町づくりも大きな変貌を迎えようとしている

重点 目標

【ふれあい】

「しらかた しじみサロン」や「しらかた こどもファーム」をはじめ、老若男女を問わず地域住民が交流できる場づくりの充実を図る

【見守り、支え合い】

万が一の災害時・異常時に有効に機能するよう、関係機関との連携強化を図り、平常時からの見守り活動や防災活動の強化を図る

【健康づくり】

健康まつえ 21 推進隊の活動を中心に、地域住民が自主的に健康増進を行うことができるような取組みの充実を図る

<具体的な取組み>

(事例)

民生児童委員と福祉推進員および町内会・自治会役員などが協力し、地区内の独居高齢者宅を訪問しながら、中央小児童(春秋)や三中生徒(夏冬)からの手紙を届ける「友愛訪問」を年 4 回実施

ここが ポイント

町内会・自治会に加入されている全世帯(1,086 世帯)を対象とした「地域支え合いアンケート」を実施しました。

「見守り・声掛け活動」や「地域の交流の場」の充実を望む声が多数寄せられましたので、地区地域福祉活動計画に反映させ、重点的に取り組んでいきます。



白潟地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/shirakata.html>



中央
エリア

朝日地区

テーマ

みんなで支え合い安心して住めるまちづくり

人口、世帯数はR6.3月末現在

地区の概要

人口：4,315人（14歳以下：10.98%、65歳以上：27.25%） 世帯数：2,316世帯

——地域の特徴——

- 明治41年に鉄道が開通したことで、商業地や住宅地として急変した
- マンション等が多く、自治会加入率が低下している
- 市街地に位置し利便性もよいこともあり、地域に頼らなくてもよいと考える人も多い

重点
目標

【地域の支え合いのしくみづくりの推進】

「防災」「福祉」「ふれあい」を軸とし、地区内の様々な団体が協働しながらこどもから高齢者まですべての住民が支え合える取組みを行う

【安心して暮らせるための見守りネットワークの推進】

登下校時の児童に対する見守りや高齢者の見守りを行うほか、こどもと高齢者が交流できる場づくりを行う

【健康づくりの増進】

住民が健康づくりを意識的に行うための講座や啓発を行う

<具体的な取組み>

アンケートより託児があれば地区事業にも参加したいという声が挙がったことから、乳幼児をもつお母さん向けの講座や、事業ごとの託児の検討を行う乳幼児世帯応援事業の展開

ここが
ポイント

町内会を通じ、住民にアンケート調査を行うことに加え、住民座談会の開催や公民館文化祭にて「素敵な朝日に向けて思うこと」と題し、ポスターに意見を書く取組みなど、幅広い住民からニーズを集約しました！



朝日地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/asahi.html>

中央
エリア

雑賀地区

テーマ

赤ちゃんから高齢者まで 誰もが楽しく過ごせるまちづくり

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：4,801 人（14 歳以下：9.75%、65 歳以上：36.74%） 世帯数：2,535 世帯

——地域の特徴——

- 明治以降、数々の功績を残した先人たちが生まれ育った伝統のまち
- 近年独居高齢者や空き家が増加している
- 一方地区内に大型のマンションが建設されるなど、変貌を遂げている

重点 目標

【こどもを守り、育てる活動の推進と子育てのしやすい環境の構築】

「さいかキッズクラブ」などこどもの学習支援および居場所づくりの提供のほか、保護者を対象とした活動も行う

【高齢者等支援が必要な人たちの見守り・支援体制の構築】

認知症見守りの会である「ほっとさいか」の活動や、民生委員と福祉推進員の合同研修会を企画し連携強化を行う

【人との出会いの場をつくる仲間づくり事業の推進】

公民館喫茶である「憩い館」の実施やなごやか寄り合い事業を推進する

【健康づくり(健康維持と体力づくり)の推進】

健康まつえ 21 推進隊の活動を中心に、男性の料理教室や健康ウォーキングの実施を継続する

ここが ポイント

幅広い世代の住民の声を集約すべく、アンケート調査を行いました。並行して、公民館喫茶に参加された高齢者や各町内会・自治会会長を対象に、雑賀地区の現状と課題についてヒアリングを行い、計画策定時に活用しました。



雑賀地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/saika.html>



松北
エリア

法吉地区

テーマ

ほっき
みんなで紡ぐ法吉の福祉

人口、世帯数はR6.3月末現在

地区の概要

人口：12,179人（14歳以下：14.11%、65歳以上：23.43%） 世帯数：5,471世帯

——地域の特徴——

- 古くは農村地帯であったが、団地造成、宅地造成により、新旧混在の地域社会となった
- 近年、大型団地やマンション建設に伴い、人口は増加している
- 教育環境にも恵まれ、近年は保育所、こども園も増えてきている
- 医療施設、社会福祉施設、スーパー、金融機関店舗等多数あり、利便性は向上してきた

重点
目標

【全世代交流を推進する】

「ほっき福祉ネットワーク」との連携による、こどもから高齢者、若者世代を含めた交流福祉事業、多文化共生事業を展開する

【見守り・支え合いの充実を図る】

「向こう三軒両隣」の浸透と、平常時・災害時の支援拡充を図る

【健康づくりの増進と参加促進】

運動習慣の継続で健康な身体づくりと、成人病等の予防教室の開催で健康増進を図る

【情報活用・各種研修の充実を図る】

ICT(情報通信技術)の有効活用と、多種多様な充実した研修会を開催する

<具体的な取組み>

「だれでも食堂ほっき」の継続的運営、「第2次法吉地区災害時支援事業」の要配慮者・支援者名簿の精査を行います

ここが
ポイント

多様な関係機関の皆様に参加いただいた「第6次法吉地区地域福祉活動計画策定委員会」で、5回の策定委員会、ワークショップ並びに事務局会議10回開催し、精力的に協議を重ねてまいり、時代に相応しい新しい視点での計画となりました。



法吉地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/hokki.html>



人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：3,373 人（14 歳以下：12.24%、65 歳以上：31.28%） 世帯数：1,577 世帯

——地域の特徴——

- 松江のほぼ中央北部に位置し、農業や施設園芸が盛んに行われている
- 少子高齢化、核家族化に加え、近年住宅団地造成などにより混住社会が顕在化している
- 公民館周辺には、幼稚園、小学校、高専、養護学校、社会福祉法人などがあり、様々な交流活動が展開されている

重点 目標

【健康まちづくり・ふれあいづくり】

健康まつえ 21 推進隊活動の充実、なごやか寄り合いやミニふれあい福祉大会、世代間交流を通じて住民同士の「つながり」づくり

【研修会・講座の開催】

福祉関係者合同研修や地区の福祉施設との交流を図る中で、障がいや認知症などの理解を深める

【地域別共助力アップ体制整備】

福祉調査などの訪問活動、移動手手段・移動販売研究やフードバンク取組み支援

<具体的な取組み>

健康づくり、ふれあいづくりの一環で「ふれあい健康ポイント」を活用し、地域住民の参加促進につなげます。また、計画の進捗を年度毎に評価・検証し実現可能な取組みを進めていきます。

ここが ポイント

令和 5 年 9 月に開催した、防災を核とした地域活性化活動についての研修や、各町内会活動の意見交換を通じ、地域における防災や見守り、声掛け活動、担い手の確保など活発な意見交換がなされました。これらの意見も第 6 次地区地域福祉活動計画の取組みに反映しています。



生馬地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/ikuma.html>



松北
エリア

古江地区

テーマ

福祉でまちづくり

～ふれあい ささえあい たすけあいのまち古江～

人口、世帯数はR6.3月末現在

地区の概要

人口：4,186人（14歳以下：12.14%、65歳以上：37.37%） 世帯数：1,910世帯

——地域の特徴——

- 宍道湖の北端にあり、東は佐陀川、北は島根半島の分水嶺を境界として、西は秋鹿地区に接している
- 7つの町内会および団地自治会があり、農村地域、新興住宅地が混在している
- こども園、幼・小・中学校、ろう学校、盲学校などが点在し、古くから文教地域として発展してきた

重点
目標

【福祉目標の設定】

「福祉でまちづくり ～ふれあい ささえあい たすけあいのまち古江～」とし、人とのつながりを育てることで、安心して暮らし続けられるまちづくりを目指す

<具体的な取り組み>

- なごやか、ミニデイサービスによる地域のつながりづくり
- 要援護者への見守り支援と給食サービスの継続
- 自治会、町内会において「生活」に関する意見交換、情報交換の場づくり
- 生活に役立つ情報の発信
- 障がいのある方の体験活動、サポーターとの交流
- 災害時の対応について考える機会をつくる
- 子育て支援活動の促進
- こどものあそび場の紹介、居場所を活用した交流の場づくり

ここが
ポイント

4つの作業部会（高齢者福祉、生活、障がい者福祉、子育て支援）に分かれて、5次計画の振り返りや意見交換をもとに策定を進めてきました。部会ごとに計画を策定し、全体で集約する形は古江の特徴です。今後、年度ごとに第6次計画の進捗管理をしながら取り組んでいくことにしています。



古江地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/furue.html>


地区の概要

人口：1,059 人（14 歳以下：5.38%、65 歳以上：48.73%） 世帯数：488 世帯

——地域の特徴——

- 本宮山、神社仏閣等の地域財産を活かしたまちづくりを推進している
- 松江市内で高齢化率が最も高く、人口減少、少子高齢化が進んでいる
- 「松江総合医療専門学校」や「特別養護老人ホーム大野の郷」など地域資源と連携しながら地域福祉活動を展開してきた

重点 目標

○見守りネットワーク体制の充実

- ・相談体制の充実
- ・なごやか寄り合い事業の開催
- ・平常時からの見守り活動

○健康寿命を延ばす

- ・大野地区健康まつえ 21 推進隊との連携
- ・検診（健診）の受診率向上
- ・介護予防、認知症対策の推進
- ・松江総合医療専門学校、大野の郷との連携

○生活環境の充実

- ・買い物支援、移動支援対策
- ・「農事組合法人ファームおおの未来」との連携
- ・生活課題に対応できる組織の検討

○地域でこどもを育む

- ・小学校や関係団体等との連携
- ・居場所づくり事業の周知

○地域の活性化を図る

- ・若者の交流の場づくり、世代間交流
- ・定住対策、空き家の有効活用

<具体的な取組み>

買い物・移動支援対策、有償ボランティア組織の検討や、若者が地域活動に積極的に参加する仕組みづくりを行い、地域の活性化を目指します

ここが ポイント

第 5 次地区地域福祉活動計画の振り返りをもとに、策定委員会の中でラベルワークを中心に、地域課題や新規事業について意見を出し合いました。また、大野地区の各関係団体からの意見も第 6 次大野地区地域福祉活動計画に反映されています。



大野地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/ono.html>



松北
エリア

秋鹿地区

テーマ

みんな元気で ふれあい支え合う
秋鹿のまちづくり

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：1,641 人（14 歳以下：8.65%、65 歳以上：43.75%） 世帯数：725 世帯

——地域の特徴——

- 市の西部に位置し、南側は穴道湖、北側は日本海を望むことができる田園地帯
- 高齢化率は市内で高い方から 5 番目であり、少子高齢化が進んでいる
- 地区の伝統行事である「おもつつあん」は 1,200 年前から伝わる「松江市無形文化財」
- フォーゲルパークや秋鹿なぎさ公園など、多世代でも楽しめる観光施設がある

重点
目標

【交流の場、居場所づくり】

なごやか寄り合いやこども食堂など、こどもや高齢者世代が交流できる場づくり

【健康づくり】

健康まつえ 21 推進隊の各部会を中心に、心と体の健康づくりの推進

【助け合い、支え合い】

配食や買い物支援・移動支援、「あいか☆お助け隊」などの支え合い、見守り

【自主的な活動の推進】

研修を通じた地域活動の理解、若者の活動支援やふるさとを知る機会の検討・実施

<具体的な取組み>

- ・こども食堂「キッチン AIKA」を開催し、こどもから大人までの居場所を開催
- ・「あいか☆お助け隊」隊員の研修会や活動の振り返り会を実施
- ・ふるさと秋鹿を知るために、地域についての座学とフィールドワークを行う

ここが
ポイント

策定委員会ではテーマごとにラベルワークを中心に、課題・アイデアについて意見を出し合いました。また、令和 3 年度に実施した福祉調査結果や、毎年行っている福祉推進員研修会での意見交換の内容(テーマ・暮らしの困りごとなど)も計画づくりに反映しています。新たにふるさと秋鹿を知る活動、若者活動支援、こども食堂などの取組みを進めていきます。



秋鹿地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/aika.html>

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：5,762 人（14 歳以下：9.15%、65 歳以上：41.57%） 世帯数：2,598 世帯

——地域の特徴——

- 日本海と山々に囲まれた自然豊かな地区。「島根半島・宍道湖ジオパーク」ジオスポットが点在。中央に佐陀川が流れ、漁村と農村の異なる生活文化を有する。
- 平成 28 年に統合した鹿島公民館を拠点に、福祉活動やまちづくりが行われている
- 少子高齢化が進行しているが、原発関係者による日中流入人口が多い

重点 目標

【介護予防・余暇活動・生きがいづくり・多世代交流】

なごやか寄り合い、なごやかカフェの開催。「かしま♡みんなのカフェ」の取組みを通じて、小中学生ボランティアの参加など多世代交流の場づくり

【健(検)診受診率向上、健康づくりの推進】

ケンシンジャー健(検)診の PR、啓発活動、健康講座や健康ウォーキング、健康チェックコーナーなどのイベントを開催し、健康づくりの普及・啓発活動を行う

【防災を中心とした福祉関係者の連携強化】

民生児童委員、福祉推進員、自治会連合会や福祉関係者合同で、防災活動の事例紹介や市の出前講座、体験型の研修等を行い、連携強化を図る

【障がい・認知症の理解、啓発とボランティア育成】

認知症サポーター・あいサポーター養成講座の開催や、学校の福祉ボランティア活動を通じたボランティア育成を行う

ここが ポイント

鹿島地区の小学 3 年生～中学 3 年生向けに「鹿島町をもっと楽しく暮らしやすくするためのアンケート」を実施し、こども達の意見を踏まえて計画を策定しました。

計画では、新たに地域全体で防災を中心とした福祉関係者の連携強化、多世代交流の場などを盛り込み、取組みを進めていきます。



鹿島地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/kashima.html>



人口、世帯数はR6.3月末現在

地区の概要

人口：13,518人（14歳以下：14.11%、65歳以上：25.02%） 世帯数：6,488世帯

——地域の特徴——

- 農業従事者の多い土地であったが、都市近郊の立地から戦後急激に都市化していった
- 住宅やアパート、マンションの建設が進み、住民には子育て世帯も多い
- 地区を縦断する国道9号線沿いには自動車企業のほとんどが進出するなど、店舗が多い

重点目標

【人と人をつなぐ地域づくり】

住民主体の集いの場への支援や、住み慣れた地域で暮らし続けるための活動の充実

【地域との触れ合いを通し、皆が健康で豊かなこころづくり】

安全で安心して子育てができる地域環境の整備や健康意識を高めるための活動

【支援が必要な人を取りまく環境づくり】

誰もが安全で安心して暮らし続けるための地域体制の維持や、障がいへの理解促進

【住みやすい地域醸成】

共助の力(連帯感)を高め、地域のことを「我が事」として対応できる土壌づくり

各福祉団体やその活動の知名度をあげ、一緒に活動する仲間をふやす

<具体的な取組み>

友愛訪問やミニデイなど各種事業を通して、民生児童委員協議会や福祉推進員の会など地域の諸団体との協力体制を強化し、福祉の輪を広げていく

ここがポイント

津田地区にある福祉にかかわる関係団体とのヒアリングを通し、多角的な視点が地区地域福祉活動計画に反映されました。各団体や活動の認知度を高めることに注力し、参加者や運営に携わる方を増やしていくことを目標の一つにしています。



津田地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/tsuda.html>



古志原の地域力を生かして目指そう 福祉のまち

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：12,907 人（14 歳以下：12.64%、65 歳以上：32.05%） 世帯数：6,418 世帯

——地域の特徴——

- 山陰道を挟んだゆるやかな丘陵地にあり、交通の便が比較的良い地域である
- 高度経済成長期に開発が進み、近郊農業地域から文教・住宅地区へ大きく変貌を遂げた
- 高齢者人口および避難行動要支援者名簿登録確認書の対象者数が市内で最も多い

重点 目標

【健やかな古志原のまちづくりを目指して】

こどもや高齢者の見守り活動、健康寿命の延伸を目指すとともに、地域福祉活動を持続可能なものにするため次世代育成に注力する

【生きづらさを抱えている人への寄り添いと支援】

支援や理解を必要とする多様なニーズに対し、正しい知識の醸成とサポート体制の構築を促進し、地域全体で包括的・支援的な環境づくりを目指す

【ともに地域福祉に取り組むために】

自治会や関係諸団体との連携を強化し、地域全体で福祉活動の充実に努める

<具体的な取組み>

本計画で立てた 44 の具体的な取組みを 5 つの専門部等で分担し、定期的な評価を通じて目標の達成度や課題の特定、新たな方針や戦略の立案を実施する

ここが ポイント

3つの重点目標を達成するために、13の活動計画と44の具体的な取組みを策定しました。事業の立案、実施、評価を確実にを行うために、担当する専門部等を記載した「福祉活動計画担当表」を作成し、着実な実施を確保するための対策を講じました。



古志原地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/koshibara.html>



人口、世帯数はR6.3月末現在

地区の概要

人口：8,485人（14歳以下：13.13%、65歳以上：33.33%） 世帯数：3,980世帯

——地域の特徴——

- 近年国道432号線大庭バイパスの整備により大型店舗や病院・企業等が数多く進出し、利便性が大きく向上した
- 大規模公営住宅が多く、生活困窮の課題や身寄りがない問題も増えている

重点 目標

★居場所づくり★

【高齢者・児童向け事業の充実】

高齢者同士の交流の場・障がい者の居場所づくり・児童の居場所づくりを検討

【防災に関する事業の充実】

自主防災隊の結成促進、フォロー、要配慮者支援推進事業（見守り隊）結成促進、市広報配布時の声掛けなど検討

【健康に関する事業の充実】

いつまでも生き生きと地域で暮らすために、生きがいづくりや積極的な社会参加を呼びかけることで、「健康長寿」につなげる

<具体的な取組み>

こども向け事業の実施、独居高齢者見守りシステムの導入・推進、友愛訪問、おおば福祉だより発行、健康教室、フレイル測定など・・・

ここが ポイント

立正大学淞南高校の協力のもと、10代から80代まで各世代が一同に集まり、健康について、これからの自分がどうありたいか。地域ではどうしたらいいのかをヒアリングし、色々な意見を出し合った。皆さんからいただいた意見を参考に今後の活動にも活かそうと思う。



大庭地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/oba.html>



人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：5,843 人（14 歳以下：12.15%、65 歳以上：34.78%） 世帯数：2,820 世帯

——地域の特徴——

- 地区の大部分は大橋川と意宇川に接している
- 古代出雲の中心地として栄えたところであり、各所に往時の面影が残っている
- 10 年に 1 度の日本三大船神事『ホーランエンヤ』に、馬漕権伝馬船を繰り出している

重点 目標

- ① 新公民館を拠点に住みやすい安全・安心なまちに
- ② 地域のニーズを知り、更なる居場所づくり
- ③ 未来の竹矢を担う人材を育てる
- ④ 健康でいつまでも、生き生きとくらせるように

<具体的な取組み>

- 「まちづくり」 ①研修会の開催 ②先進地視察の実施 ③各種座談会等による実態調査の実施
④要配慮者支援組織の充実 ⑤施設の有効活用
- 「こそだて」 ①PTA からのボランティア協力 ②地域交流 ③地区内の集会所等でのごめた食堂開催 ④乳幼児学級 ⑤子育てサロンの支援と協力
- 「わけえもん」 ①若い者会、PTA、町内会の若者の交流会・研修会を実施し ②竹矢の地域課題を語り合う ③こどものころからの地域活動への参加促進(キャンプやスポ少等)
④ふるさと学習の推進 ⑤中学生と大人との交流会開催の支援
- 「こうれいしゃ」①ごめた食堂とよらこい喫茶を公民館と地区内の集会所等で開催する
②出前講座の開催 認知症サポーター養成講座の開催
③各種団体の会合等で一心 助け隊の PR・ちらしの作成(全戸配布)

ここが ポイント

4 つの部会(まちづくり・こそだて・わけえもん・こうれいしゃ)で課題や困りごとを抽出し、計画に反映しました。第 5 次で行えなかったことや新たに見えてきた課題を解決できるよう活動を進めていきます。



竹矢地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/chikuya.html>



人口、世帯数はR6.3月末現在

地区の概要

人口：6,592人（14歳以下：13.20%、65歳以上：35.27%） 世帯数：2,694世帯

——地域の特徴——

- 古代出雲文化発祥の地として開けてきた山岳地帯
- 町の8割が山林で占め山間部の地区ほど高齢化率が高い
- 北側の日吉・岩坂地区は新興住宅地で若い世代が多くこどもの数も増えている
- 高齢化・核家族化が進行し、自治会加入率の減少など地域のつながりが薄くなっている

重点目標

- ① 居場所づくり
- ② 定期的な見守り活動
- ③ 健康づくり
- ④ 人材育成
- ⑤ ニーズの把握と啓発

<具体的な取組み>

【具体的な取組み内容】

- ①・子育てサロンの支援、子育てネットワーク会議の開催
・介護予防を目的としている、なごやか寄り合い事業への支援
- ②・給食、配食サービスによる定期的な独居高齢者等の安否確認
・しめ縄、ゴミ袋等を贈呈しながらの歳末見守り活動
- ③・健康まつえ21推進隊の活動を基に健康な人を増やすための活動
- ④・福祉推進員の活動支援、ボランティア活動支援
- ⑤・各団体と連携しながら「ふくし座談会」「八雲あんしんネットワーク」の開催

ここがポイント

第1次計画から一貫して基本目標に掲げている「声かけあってささえあう、誰もの笑顔が見えるまち」を目指し、活動を進めていきます。長年にわたり継続してきた事業も見直しを図りながら実施します。



八雲地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/yakumo.html>



人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：15,604 人（14 歳以下：15.21%、65 歳以上：26.13%） 世帯数：6,394 世帯

——地域の特徴——

- 農業機械、かまぼこ、ほし柿などものづくりが盛んなまち
- 南側の農村部と旧街道沿いの町部、開発で造成された新市街地・住宅団地がある
- 高齢化・核家族化が進行し、自治会加入率の減少など地域のつながりが弱まりつつある

重点 目標

- ① 住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすために、小地域での見守り活動、交流の場づくりを進める
- ② 民生児童委員、福祉推進員、自治会、地区社会福祉協議会が協働して地域福祉を充実するための仕組みづくりを進める
- ③ 孤立や孤独を感じたときの拠り所となる、開かれた居場所を地域の中に増やし、温かいつながりのある地域づくりを進める
- ④ 福祉への理解を広めるとともに、ボランティア活動や福祉活動に関わりやすくするための情報発信を進める
- ⑤ 地域の団体等と連携・協働して、健康づくりや子育て支援、見守り活動など、地域福祉の増進に資する活動を進める

<具体的な取組み>

福祉推進員事業の活性化に向け「ご近所見守りチェックリスト東出雲版」の普及や、地域の居場所づくり(みんなの食堂〈仮称〉など)を推進します

ここが ポイント

自治連・民児協・まちづくり協議会において地域の皆さまから課題や困りごとなどヒアリングを行い、計画に反映しました。第6次は「民生児童委員・福祉推進員・自治会・地区社協の協働」と「地区社協活動の情報発信」を重点ポイントに掲げています。



東出雲地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/higashiizumo.html>



湖南
エリア

乃木地区

テーマ

ひとつことから わがことへ

ふれあい ささえあい たすけあいのまちづくり

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：15,717 人（14 歳以下：13.47%、65 歳以上：25.21%） 世帯数：7,417 世帯

——地域の特徴——

- 山陰道整備、医療福祉施設、公共施設の立地、乃木田和山地区の一大商業ゾーン等により利便性が向上した地域であり、戸建て、マンションの新築も進み都市化が進展中
- 田和山遺跡や保育園から県立大学まで数多くの教育機関のある地域
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴う要配慮者への方策や、地域のつながりの再構築が迫られている

重点 目標

【高齢者・一般福祉】

高齢者の健康、生きがいづくりの「場」づくり。見守りや支援活動。

【こども福祉】

地域で育ちを支える「機会」と「場」づくり。こども・親子の居場所づくり活動。

【障がい者福祉】

障がいのある子とその家族が地域とつながり自分らしく暮らしていくための活動。

<具体的な取組み>

公民館や地域の集会所を会場とした高齢者の集いの場「さんあいサロン」「なごやか寄り合い事業」等の集いの場、「ふれあい弁当」や「ふれあいだより」の配布による見守りの充実。こどもの居場所づくりを目的とした「自学室」「こども食堂」、障がいのあるこどもたちや特別な支援が必要なこどもたちの家族と支援者の会「あったかスクラム乃木」への支援等を実施します。

ここが ポイント

策定にあたり①持続可能な「住みよい乃木」を目指す②事業・活動の見直し、スクラップ&ビルド③身の丈に合った「したいこと」「できること」をまとめる④できることは自分達です⑤家族・仲間・地域社会で支え合う。地域のつながりを大切にする⑥みんなが楽しく参加したくなる。の6点を念頭に、他人事ではなく自分事としてふれあい・支え合い・助け合いの思いを込めて策定しました。



乃木地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/nogi.html>



人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：2,030 人（14 歳以下：12.36%、65 歳以上：36.31%） 世帯数：829 世帯

——地域の特徴——

- 松江市の水がめである千本ダム、大谷ダム、四季を通じて見える形の異なる花街道、眺望絶景の空山など自然に恵まれた「水、緑、花、空」の地である
- 客ヶ丘、希望ヶ丘、千本つつじヶ丘などの団地の造成に伴い平成 12 年をピークに人口増加近年は上下水道整備、山陰道整備、田和山商業地造成など利便性が図られ市内外からの移住者が増えてきている

重点 目標

【見守り活動】

地域みんなで「笑顔であいさつから」一声運動から始まる見守りの輪を広げる

【居場所づくり】

まずは顔を合わせ「集う」ことから
笑顔が次へ広がる、そんな場所づくり

【交流と連携】

地域・家庭・学校が、手を取り合って、身近なところから福祉の輪を広げる

【健康づくり】【学び、仲間づくり】

からだと仲良く、一緒に笑顔で健康づくり みんなで学びあい、仲間を増やす

<具体的な取組み>

すこやか交流会やこうみんかん喫茶、小・中学校との交流などこどもから高齢者まで地域のみんなが集う場をつくり、みんなで見守りができる地域をつくります

ここが ポイント

忌部のだれもが計画を知り、忌部の誰もが実行できるようパンフレット版の地区地域活動計画を作成しました。忌部地区内のそれぞれの団体の活動でなく、忌部全体が一体となって福祉の輪をつくっていけるよう住民全体の計画として作りました。



忌部地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/inbe.html>



湖南
エリア

玉湯地区

テーマ

つながろう！ ささえあい たすけあいの町 たまゆ

人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：7,332 人（14 歳以下：17.70%、65 歳以上：27.59%） 世帯数：3,125 世帯

——地域の特徴——

- 玉湯地域は松江市の南西部に位置し、市街地まで車で約 10 分とアクセスの利便性がよい所にあります。国道 9 号線沿いの湯町地区では宅地造成が進み、住宅やアパートの建設が増え、子育て世代を中心に人口が増加しています。
- しかし一方で、周辺の山間部では、高齢化や後継者不足で人口が減少しています

重点 目標

1. 玉湯町民の安全・安心な暮らしをお手伝いします
2. 高齢者を含む町民の介護予防、生活習慣病予防の健康増進をお手伝いします
3. 子育て・子育てをお手伝いします
4. 障がいを自らのこととして理解されるよう努めます
5. その他の福祉課題対応に努めます
6. (玉湯地区社協)自らの福祉課題対応力強化に努めます

<具体的な取組み>

○災害時の地域の支え合い体制づくりの推進

- ・要配慮者支援会議立ち上げ組織への視察研修や会議立ち上げの意義・仕組みの PR
- ・災害についての勉強会を開催

○乳幼児の子育て・子育て支援

- ・「たまっこくらぶ」の運営・事業の充実、関係機関・団体とのネットワーク強化

○地域での見守り活動推進

- ・福祉会やいきいきサロン等の支援、様々な年齢の「見守り」視点の定着を図る
- ・新聞配達業務の協力を得た見守り活動について引き続き継続されるよう努める

ここが ポイント

本計画は、策定テーマである「つながりの再構築」を念頭に「第 5 次玉湯地域福祉活動計画」を再検討し、災害時の支援対策や今後増加が見込まれるこどもたちへの課題対応に向けた取組みを新たに設けました。今後も、地域福祉を推進し地域共生社会の実現に向けた取組みを推進していきます。



玉湯地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/tamayu.html>



人口、世帯数は R6.3 月末現在

地区の概要

人口：8,105 人（14 歳以下：10.59%、65 歳以上：37.84%） 世帯数：3,264 世帯

——地域の特徴——

- 松江市の西端に位置し、西に JR 山陰本線・山陰自動車道・国道 9 号線・南北に JR 木次線・中国横断自動車尾道松江線・国道 54 号線が走り、近くに出雲空港がある宍道湖岸に広がる町です
- 世帯数はここ数年間は横ばい状態ですが、65 歳以上のみの高齢者世帯（独居・高齢者のみ）は、年々増加しています

重点 目標

【見守り、助け合いの推進】

地域見守り隊結成の推進だけでなく、実際に見守り活動の展開、助け合い活動の実施などの取組みを行います

【健康維持・介護予防活動の推進】

健康や介護予防について体操や講習会の実施回数や参加者の増加を目指します

【関係団体との連携強化（情報の伝達と情報の共有）】

町内各団体との連携を強化し、情報の伝達と共有に努めます

コミュニティバス利用促進協議会との連携

<具体的な取組み>

高齢者等の要配慮者の見守り・助け合い事業の推進、地区座談会の開催、軽体操による介護予防、高齢者スポーツレクリエーション・レクリエーション講習会・健康等に関する講演会の開催、地区社会福祉協議会・松江市宍道支所・自治会連合会・民生児童委員協議会との連携など

ここが ポイント

高齢者、障がい者およびこどもの見守り・助け合いを、民生児童委員や福祉推進員を中心に、地域見守り隊や自治会連合会など地域全体で実施できるよう最重点目標として取組みます。



宍道地区の活動計画の詳細はこちらでご確認いただけます

<https://www.shakyou-matsue.jp/local/torikumi/shinji.html>



資料編

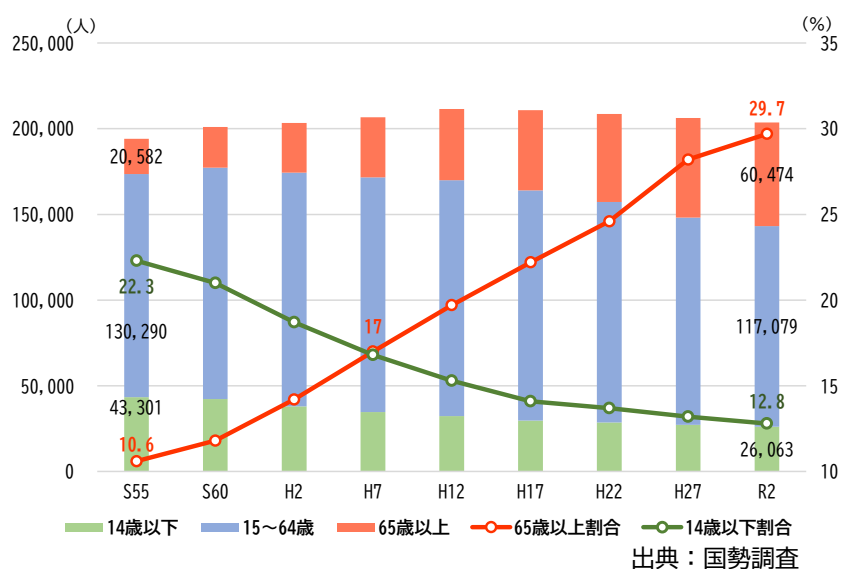
1. 統計から見る松江市
2. 第5次計画の検証
3. 策定スケジュール
4. ワークショップの開催内容
5. 松江市社会福祉審議会条例
6. 松江市社会福祉審議会運営規程
7. 松江市社会福祉審議会委員名簿

1 統計から見る松江市

1. 人口・世帯

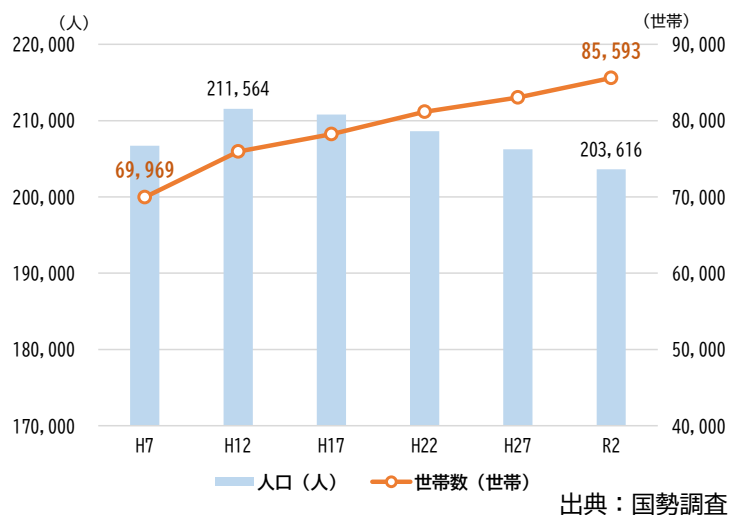
◆年齢3区分別人口推移

65歳以上の高齢者人口は、実数・比率ともに増加し、14歳以下の年少人口は、実数・比率ともに減少しています。また、15～65歳の生産年齢人口も減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



◆人口および世帯数の推移

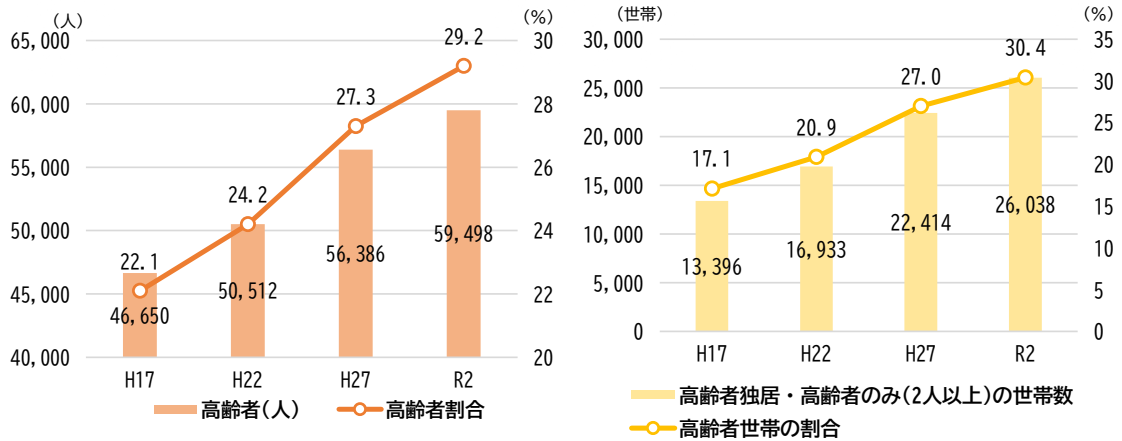
人口は平成12年の211,564人をピークに減少傾向にありますが、世帯数は年々増加傾向にあります。1世帯あたりの構成人数が平成17年には3.0人でしたが、令和2年では2.4人となり減少しています。



2. 高齢者

◆高齢者人口および世帯数・割合の推移

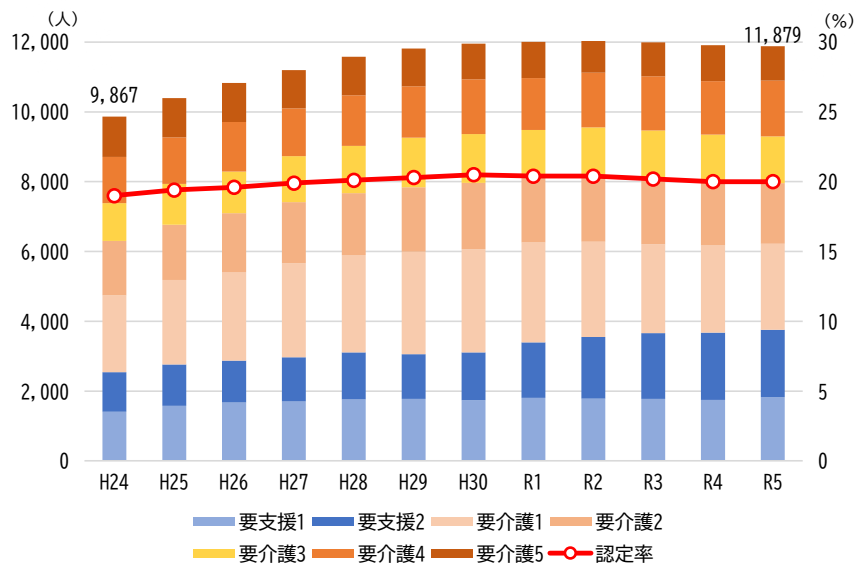
高齢者人口および比率の増加に伴い、独居高齢者や高齢者のみ(2人以上)の世帯数および高齢者世帯の比率も増加傾向にあります。今後さらに高齢化が進むことが予想されています。



出典：国勢調査

◆要介護認定者数および認定率の推移

要介護認定者数は、令和2年までは微増傾向にありましたが、令和3年以降は微減しています。認定率はほぼ横ばいで推移しています。



出典：介護保険事業状況報告月報（厚生労働省）
基準日：各年9月末日

◆公民館区別(29 地区)高齢者人口統計表(令和 6 年 3 月 31 日現在)

平成 30 年頃までは高齢化率が 45%以上の地区はありませんでしたが、令和 6 年では高齢化率 45%以上の地区が 4 地区あり、その他の地域に関しても高齢化が進行しています。地区の約半数が高齢者となる中で、どのように生活を適応させていくかが大きな課題となっています。

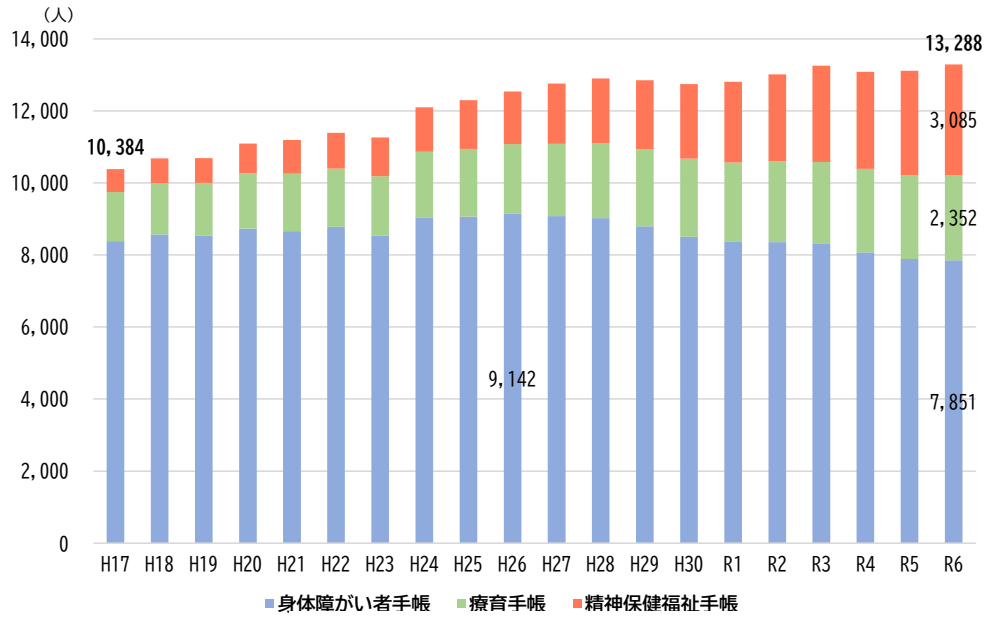
地区名		全年齢人口 (人)	世帯数 (世帯)	65歳以上 人口 (人)	高齢化率 (%)	65歳以上 世帯数 (世帯)
松東	朝酌	1,891	828	699	37.0	306
	川津	15,739	8,093	3,763	23.9	1,807
	本庄	2,144	996	972	45.3	397
	持田	4,282	1,955	1,198	28.0	558
	島根	2,921	1,324	1,382	47.3	537
	美保関	4,365	2,073	2,106	48.2	947
	八束	3,712	1,733	1,439	38.8	652
中央	城東	7,604	4,075	1,881	24.7	1,050
	城北	6,879	3,307	2,239	32.5	1,148
	城西	9,032	4,212	2,472	27.4	1,273
	白湯	2,955	1,716	1,079	36.5	587
	朝日	4,315	2,316	1,176	27.3	679
	雑賀	4,801	2,535	1,764	36.7	1,003
松北	法吉	12,179	5,471	2,853	23.4	1,438
	生馬	3,373	1,577	1,055	31.3	494
	古江	4,186	1,910	1,563	37.3	679
	大野	1,059	488	516	48.7	211
	秋鹿	1,641	725	718	43.8	302
	鹿島	5,762	2,598	2,395	41.6	1,016
松南第一	津田	13,518	6,488	3,382	25.0	1,681
	大庭	8,319	3,980	2,773	33.3	1,348
	古志原	12,907	6,418	4,137	32.1	2,160
松南第二	竹矢	5,843	2,820	2,032	34.8	946
	東出雲	15,604	6,394	4,078	26.1	1,600
	八雲	6,592	2,694	2,325	35.3	934
湖南	乃木	15,717	7,417	3,963	25.2	1,956
	忌部	2,030	829	737	36.3	308
	玉湯	7,332	3,125	2,023	27.6	835
	宍道	8,105	3,264	3,067	37.8	1,051
その他	7	7	0	0.0	0	
計	194,814	91,368	59,787	30.7	27,903	

出典：松江市統計情報データベースをもとに
健康福祉総務課が加工

3. 障がい者

◆障がい者数の推移

障がい者の総数は近年微増傾向にあります。その中で、身体障がい者は平成26年の9,142人から令和6年の7,851人まで減少している一方、精神障がい者は平成26年の1,460人から令和6年の3,085人で約2倍となっています。

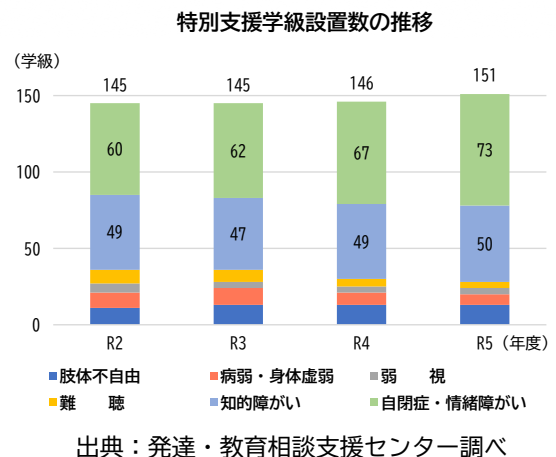
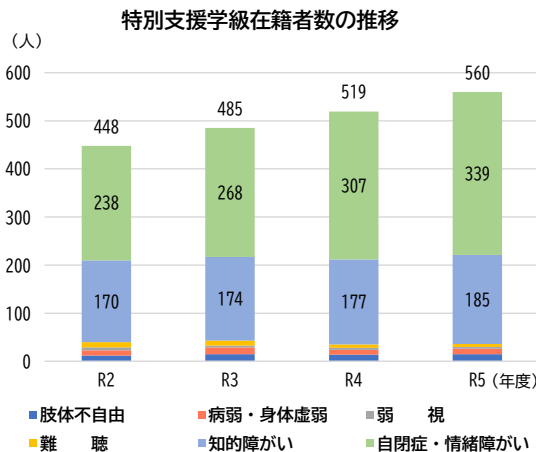


出典：障がい者福祉課、島根県立心と体の相談センター
基準日：各年3月末日

◆特別支援学級在籍者数の推移(小・中・義務教育学校合計)

◆特別支援学級設置数の推移(小・中・義務教育学校合計)

自閉症・情緒障がいを対象とした特別支援学級設置数が増加しており、併せて自閉症・情緒障がいの在籍者数も令和2年度の238人から令和5年度の339人と増加しています。その他の障がいについてはほぼ横ばいの状態が続いています。

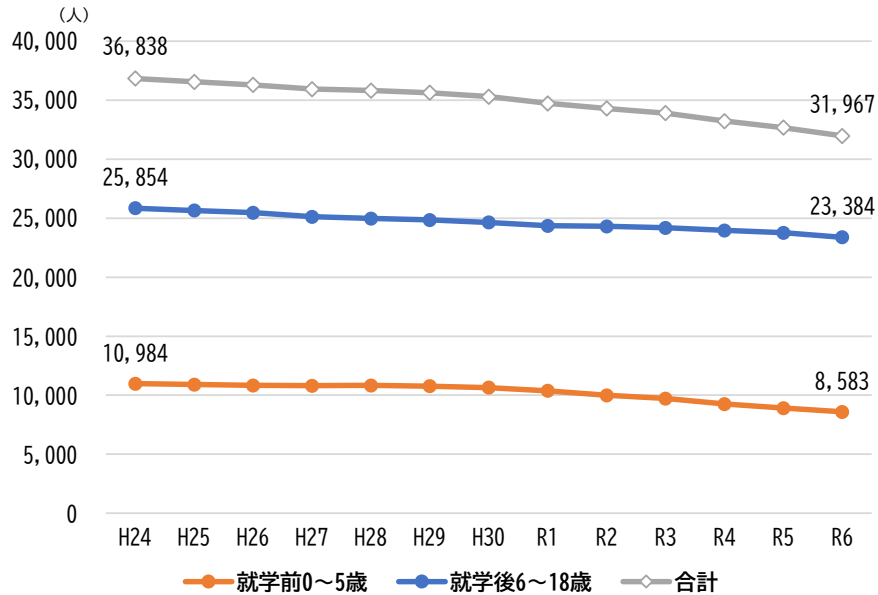


出典：発達・教育相談支援センター調べ

4. こども

◆こどもの人数の推移

就学前0～5歳および就学後6～18歳の人数はともに減少傾向にあります。

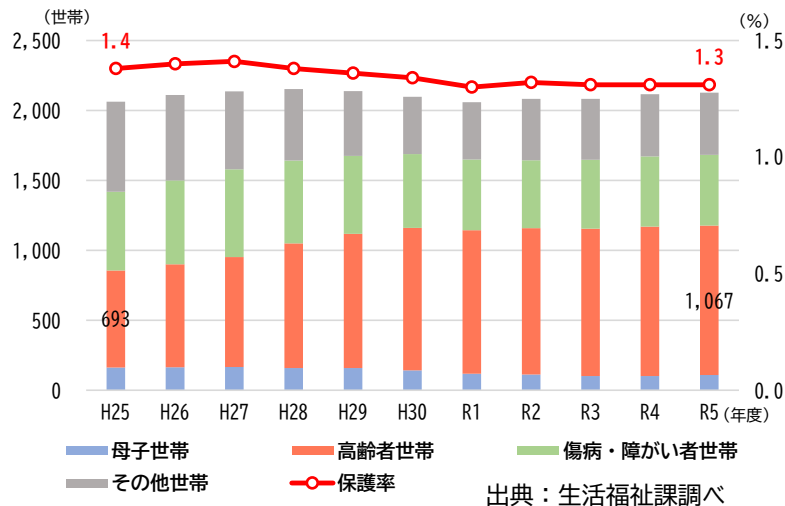


出典：住民基本台帳
基準日：各年3月末日

5. 生活困窮者

◆類型別生活保護世帯の推移

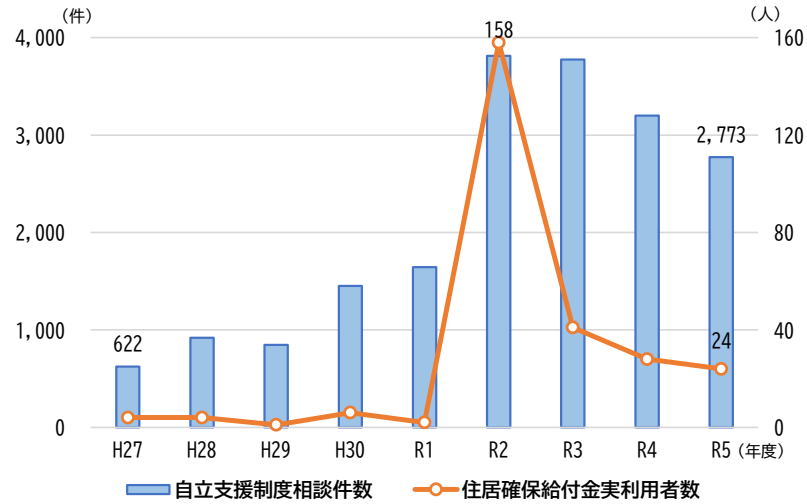
保護世帯数・保護率ともに近年はほぼ横ばいで推移しています。生活保護世帯の類型について、高齢化に伴い「高齢者世帯」が平成25年度から令和5年度にかけて増加し、令和5年度では全体の約半数を占めています。



出典：生活福祉課調べ

◆生活困窮者自立支援制度の利用状況

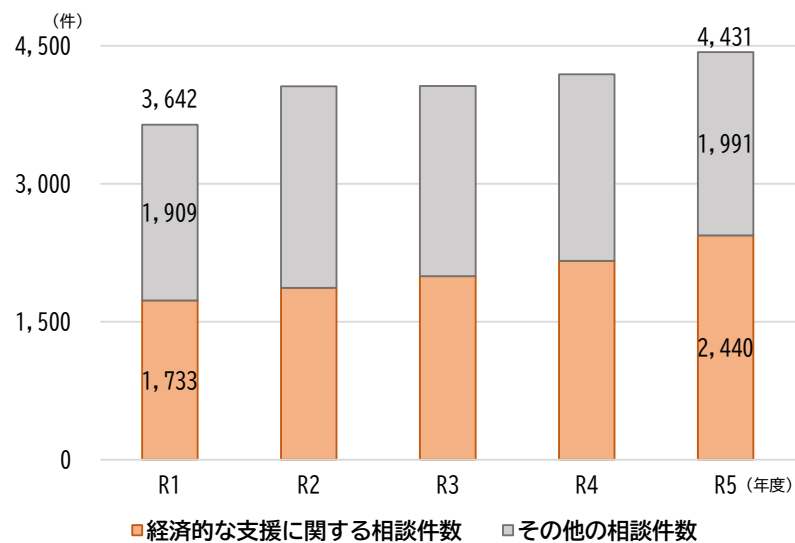
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自立支援制度相談延件数、住居確保給付金実利用者数ともに急増しましたが、その後は減少傾向にあります。



出典： 相談件数は松江市社会福祉協議会調べ
住居確保給付金は生活福祉課で情報を管理

◆母子父子自立支援相談

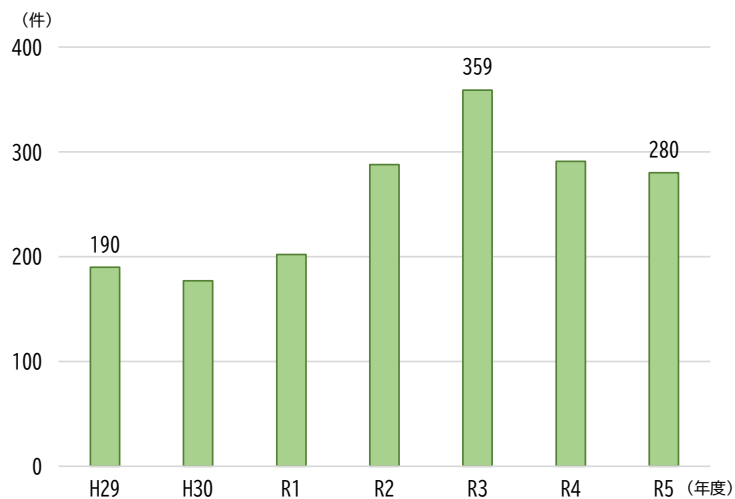
母子父子自立支援員への相談件数は年々増加しており、中でも経済的な支援に関する相談が約半数を占めています。



出典：子育て給付課調べ

◆ふくしなんでも相談所相談件数

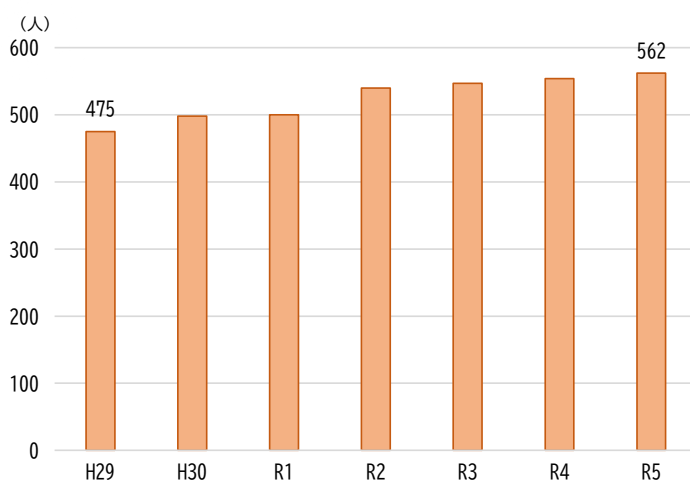
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ふくしなんでも相談所相談件数は増加しましたが、その後は減少傾向にあります。



出典：松江市社会福祉協議会調べ

◆成年後見制度利用者数(松江市)

成年後見制度利用者数は少しずつではありますが、平成 29 年に 475 件であったものが、令和 5 年には 562 件となり、年々増加しています。

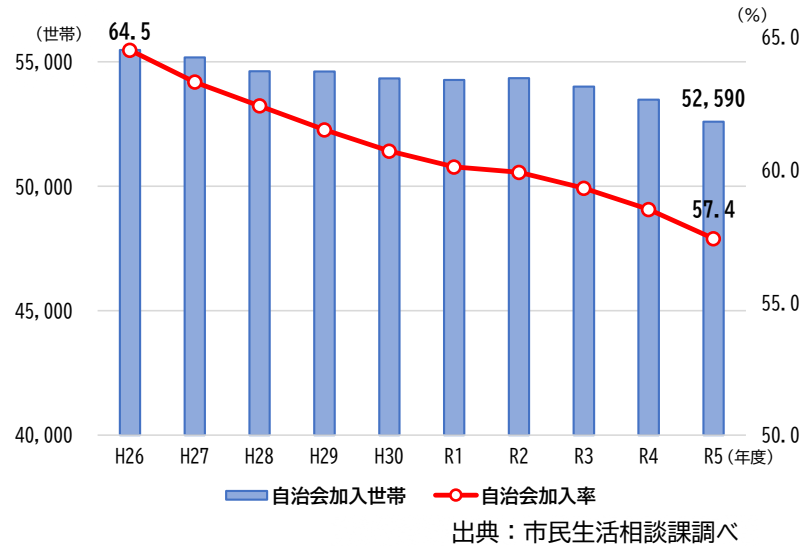


出典：松江家庭裁判所
基準日：令和 5 年 10 月 2 日現在

6. 地域の担い手

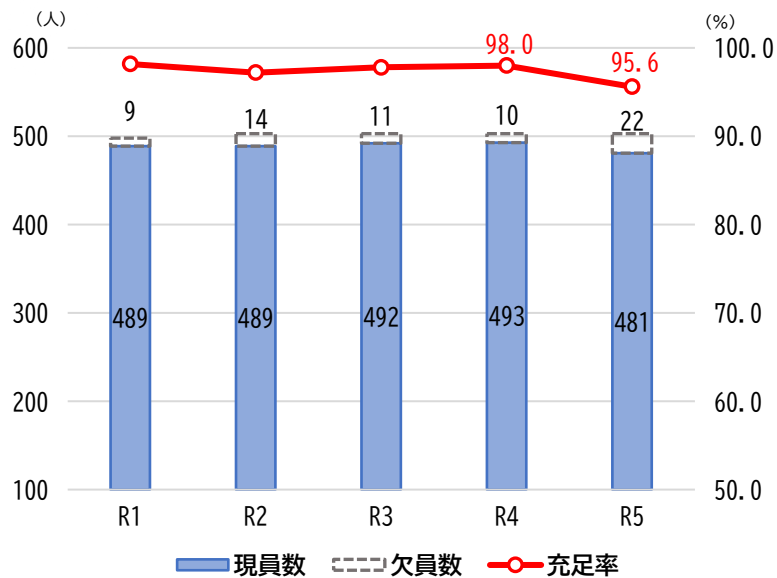
◆自治会への加入状況の推移

松江市内の総世帯数は増加していますが、自治会加入世帯数は減少しています。それに伴い、自治会加入率も低下しています。



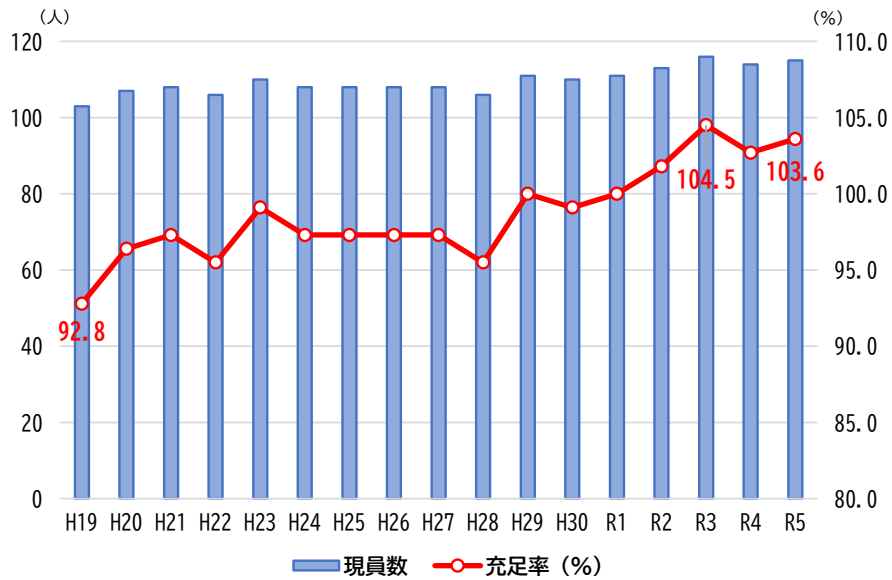
◆民生委員・児童委員現員数の推移

民生委員・児童委員は、令和5年で若干欠員数が増加していますが、現員数・充足率ともにほぼ横ばいで推移しています。



◆保護司現員数の推移

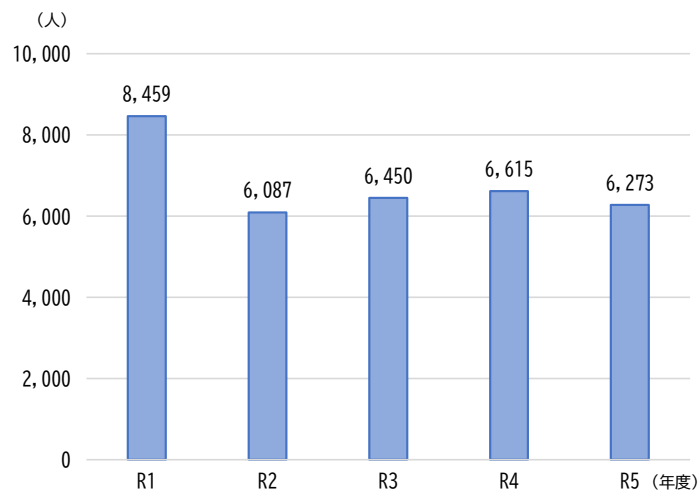
保護司の現員数は、定数である 111 人前後を安定して維持できています。また、保護司の充足率は、令和元年から令和 5 年にかけて 100%を超えています。



出典：更生保護サポートセンター松江調べ
基準日：各年 6 月 1 日現在

◆ボランティア活動保険加入者数の推移

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ボランティア活動が制限される状況となり、ボランティア活動保険加入者数は令和元年から令和 2 年にかけて 2,000 人以上減少しました。令和 3 年以降は若干の増加が見られるものの、ほぼ横ばいとなっています。

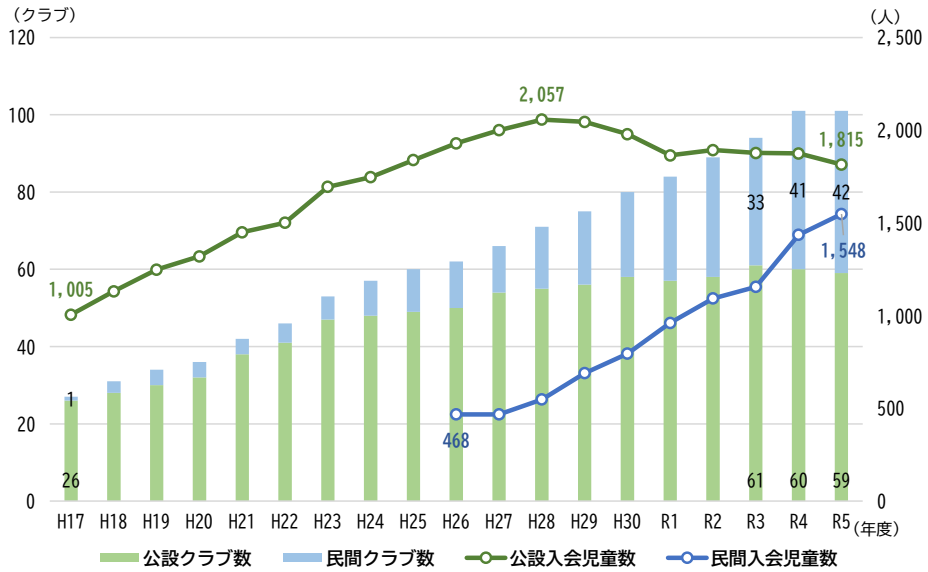


出典：松江市ボランティアセンター調べ

7. 地域の居場所

◆放課後児童クラブ数および入会児童数の推移

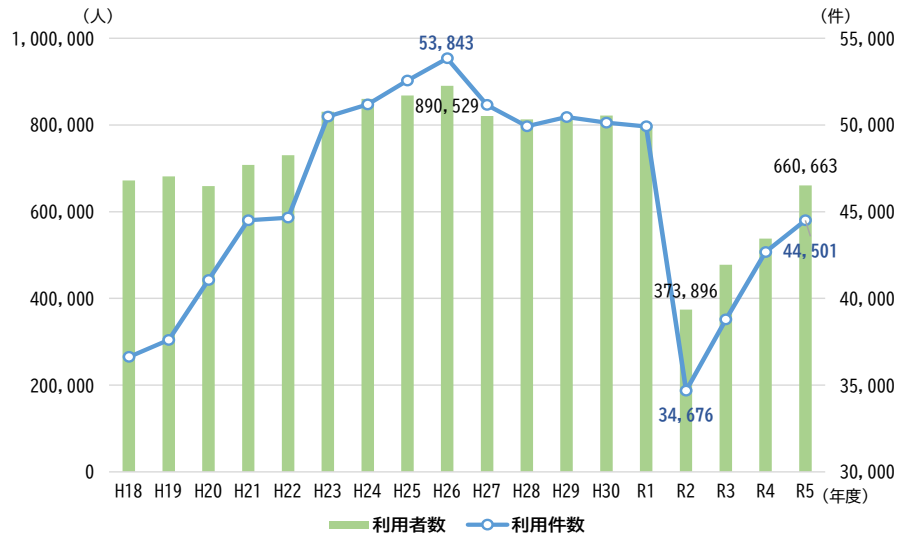
放課後児童クラブに対する需要は年々高まっており、クラブ数・入会児童数ともに増加傾向にあります。その中でも近年は、民間クラブ数および民間入会児童数の増加が顕著で、公設クラブ数および公設入会児童数は横ばいとなっています。



出典：生涯学習課調べ

◆公民館の利用者数および利用件数の推移

利用件数・利用者数ともに平成26年度までは増加傾向にありましたが、平成27年度以降は横ばいとなり、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少しました。令和3年度以降も同感染症の影響はありますが、利用件数・利用者数ともに回復傾向にあります。

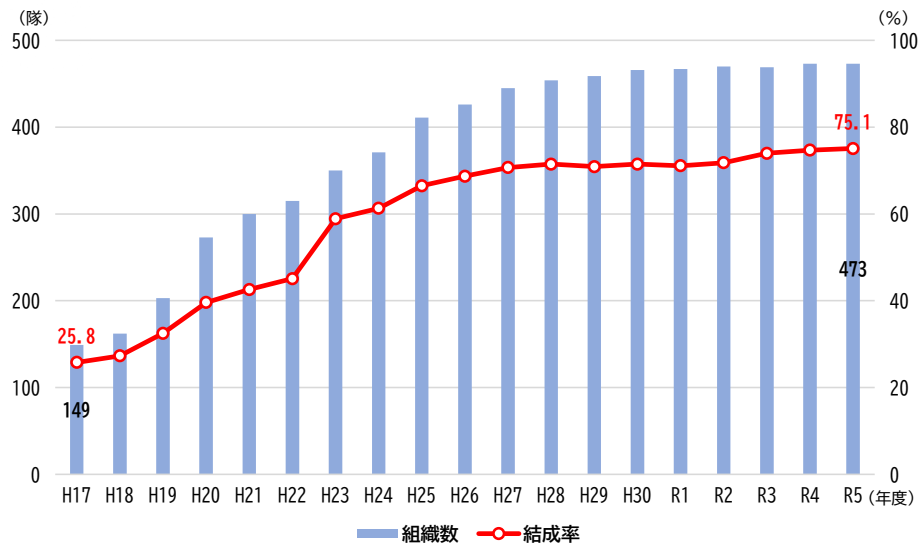


出典：生涯学習課調べ

8. 災害に備える

◆自主防災組織結成数の推移

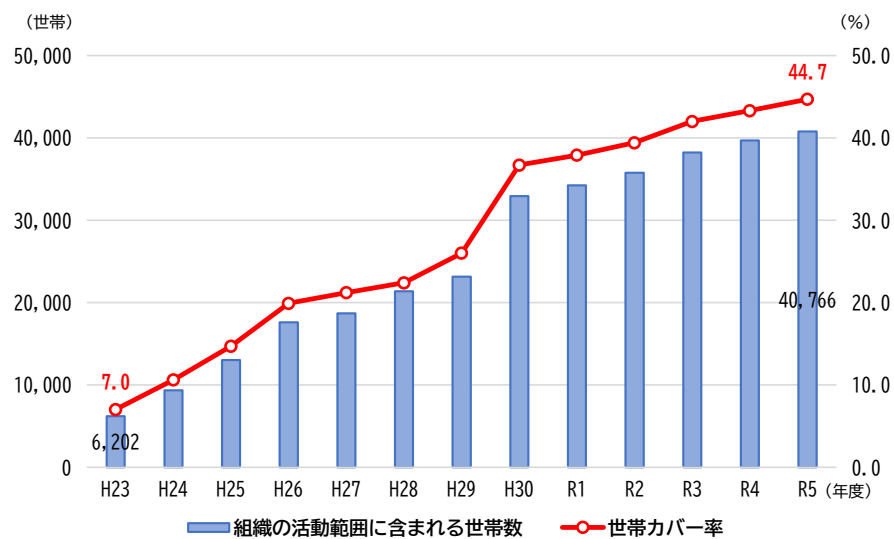
自主防災組織の組織数は年々増加していますが、近年は微増となっています。組織率は令和5年度で75.1%となっており、多くの地域で組織されています。



出典：防災危機管理課調べ

◆要配慮者支援推進事業世帯数の推移

要配慮者支援について、組織の活動範囲に含まれる世帯数は増加傾向にあり、それに伴い世帯カバー率も上昇しています。しかし世帯カバー率は依然50%に達していないため、更なる要配慮者世帯の把握と支援体制の整備が必要となっています。



出典：健康福祉総務課調べ

2 第5次計画の検証

令和2年度から令和6年度を計画期間とする第5次計画は5つの基本目標と、25の進めるべき方策に基づき、取組みを進めました。

しかし4年に渡る新型コロナウイルス感染症の流行により、さまざまな活動が制限されました。特に地域福祉計画・地域福祉活動計画は、住民をはじめ地域のあらゆる主体のつながりにより、いかに地域課題に取り組むかを内容とすることから、計画に位置づけられた事業はその影響を受け、多くが予定どおり進捗せず、さらには、コロナ禍を契機とした新たな生活課題も顕在化したところです。

こうした状況を踏まえ、第6次計画の策定にあたり、社会福祉審議会において第5次計画の評価や課題の整理を行いました。

基本
目標

1 人づくり・地域づくりを推進する

1. 福祉教育・学習の推進

コロナ禍により一部実施できなかった事業もありましたが、障がいの理解を深める「あいサポーター研修」の依頼は大きく減少することなく、「認知症サポーター養成講座」の受講者数は順調に増えていきました。また、福祉教育推進のためのポイントやSDGsの観点を取入れた実践プログラム集の作成を行い、学校等に配布・説明しました。引き続き取り組んでいただけるよう、広く周知していく必要があります。

加えて、地域共生社会を実現していくためには多様な性のあり方や多文化共生などさまざまな人権研修を学校や地域・企業などで幅広く実施していく必要があります。

2. ボランティアの育成・参加促進・コーディネート強化

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、施設がボランティアの受入れを一時中止するなど、ボランティア活動が制限される状況にありました。ボランティア活動保険加入者数についてもコロナ禍を機に減少し、コロナ5類移行後も活動の場によってはボランティアの受け入れを制限されるところもありました。受け入れ施設の拡充やICTの活用など、対象となる個人・団体等が、ボランティアに参加しやすい環境を構築するとともに、個人や団体、民間企業などに向け、広報誌やHPを活用しながら積極的に事業周知を図る必要があります。

3. 自治会活動の活性化

町内会などへの加入率は低下傾向にあり、今後も引き続き松江市町内会・自治会連合会と行政の連携により、退会動機などのアンケート調査や他自治体の取組みの調査・研究を実施しながら加入促進につなげる取組みを進める必要があります。

4. 公民館・地区社協等を拠点とした地域福祉活動の推進・活動拠点の確保

コロナ禍により各種サークル事業や乳幼児教室など中止となった事業や活動が多くあったものの、令和5年度は多くの事業で活動を再開することができました。公民館の利用者数や利用件数についても、一旦大きく減少しましたが、回復傾向にあり、今後も各公民館・地区社協の年間事業計画を実行し、公民館を拠点とした活発な活動の推進が必要です。

5. 地域の居場所づくり

こども食堂の運営支援を申し込む企業等へ丁寧な情報提供を行った結果、寄附金や食品・物品の支援につながりました。また、認知症カフェやボラカフェなどを実施し、さまざまな生活課題を抱えた当事者が参加し、当事者同士の交流を持つことができました。一方、参加者の顔ぶれの固定化や、参加者ニーズに対応しきれていない面もあり、各活動の見直しや広報が必要です。加えて、地域の人や同じ立場の人とつながるための居場所づくりについてもニーズが高まっています。

6. 地域リーダーの育成

地域福祉の課題に対応するため、地域活動の担い手を育成していく必要がありますが、定年年齢の延長や再雇用制度の導入など、高齢になっても働く人が増え、担い手の確保がより困難になってくることから、幅広い年代へアプローチを行っていく必要があります。

7. 企業・社会福祉法人の社会貢献の促進

企業や地域住民等で構成する「見守りネットワーク」への協力事業者数が増加するなど、企業の地域貢献や地域共生社会に対する理解が進んでいます。一方で地域課題は複雑化・複合化していることから、地域共生社会の実現に向けては、地域と企業や社会福祉法人など多様な団体がこれまで以上に連携し、課題解決を図っていくことが求められます。

8. NPO・JA・生協等諸団体との共創・協働

さまざまな団体が事業を実践するためのきっかけづくりを行い、「まちづくりでつながる日」「まちづくりを考える日」の開催を通じて、まちづくりを多様な団体とともに考え、実践がイメージできる機会を提供することができました。より多様な提案を取入れるため、特に若い世代や女性が参加しやすい日程を検討し、ブラッシュアップを図ることで、市民、地域、関係団体などの連携によるまちづくりを推進する必要があります。

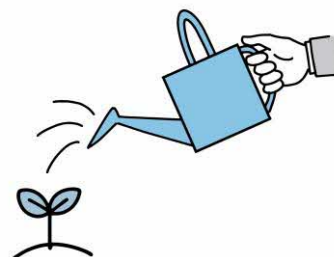
9. 寄附文化の醸成

自治会加入率の低下により、戸別募金が減少していることなど、募金実績額は減少傾向にあります。今後は募金の使途や考え方について理解促進に努め、法人募金や職域募金等にも力を入れていくことが必要です。また募金のみならず、日用品や食品等の物資の支援の取組みについても個人、団体、企業など幅広く周知していく必要があります。

10. 要配慮者支援の推進

要配慮者支援組織の母体となる自治会の加入率や担い手の高齢化等の課題を踏まえ、従来の自治会などを基本単位とした組織化に加えて、より大きなエリアである公民館や自治会連合会などを母体とした組織の設立を進めました。

引き続き、地域で見守り助け合うための取組みを推進していくため、公民館区での要配慮者支援組織の組織化など、地域の実情に応じた働きかけが必要です。



基本
目標

2 包括的な支援体制をつくる

11. 全世代・全対象型地域包括支援や

総合相談の構築に向けた関係機関の連携強化

「ふくしなんでも相談所」、「こども家庭センター」、「基幹相談支援センター」においてさまざまな課題に関する相談が増加しています。一方で、多くの相談が複雑化・複合化してきていることから、引き続きふくしなんでも相談所を増設するとともに個々のケースに対応するため、関係団体・機関との連携を強化する必要があります。また、各組織の事業を推進する中で、医療・看護・介護人材の不足が課題となっています。

12. 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センター内に生活支援コーディネーターを配置し、地域課題解決に向けた取組みについて地域ケア会議や第2層協議体^㉓への支援を実施しました。今後も、生活支援コーディネーターによる担い手や社会資源とのマッチング等、地域への働きかけ支援を促進する必要があります。

13. 制度の狭間にある生活課題への対応

民生委員・児童委員や福祉推進員などによる高齢者等に対する日頃の見守り活動などを行いました。民生委員・児童委員への研修も、さまざまな生活課題への対応や、委員自身からの要望を取り入れて実施する必要があります。

包括的支援事業^㉔では、多職種連携会議^㉕ごとに地域住民や医療・介護等の関係者が地域課題の解決に向けた会議を開催しました。具体的な取組みを進めるため、多職種連携会議が活性化するよう支援することが求められます。

用語
説明

㉓ 第2層協議体

公民館区単位ごとに設置。地域における課題の抽出、解決等に取り組む。

㉔ 包括的支援事業

地域包括支援センターで実施する、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業。

㉕ 多職種連携会議

日常生活圏域ごとに地域住民、医療、介護等の関係者が地域課題の共有や解決に向け開催する会議。

3 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う

14. 権利擁護の取組みの充実

児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待などに関する出前講座や、関係機関の情報共有などによる連携強化を行いました。経済的虐待や8050問題が関係した困難事例が増加している状況があることから、引き続き関係機関で連携し、解決していく必要があります。

15. 成年後見制度の充実

成年後見制度については、令和3年7月に設置した松江市権利擁護推進センターが中心となり、4つの機能（広報、相談、利用促進、後見人支援）の整備促進を図りました。今後も地域連携ネットワークの中核機関として松江市権利擁護推進センターを円滑に運営する必要があります。また、松江市セーフティネット会議の開催を通して、地域連携ネットワークの機能を強化する必要があります。

16. 効果的な情報提供・情報共有化の推進

松江市ホームページについてはあらゆる人が利用しやすいホームページ作りに努めました。情報提供については市公式 SNS の運用や YouTube の配信開始など、各種媒体からタイムリーな情報を取得できるよう努めました。防災情報の発信については、徐々に登録者数が増加している防災メールの登録と併せて、運用しているプッシュ型通知の情報伝達手段についても広報する必要があります。引き続きだれでも必要な情報を取得できる環境を整えていく必要があります。



基本 目標 **4** 生活課題の解決に向けた取組みを推進する

17. 子育て・子育て支援の充実

子育て AI コンシェルジュの運用を開始、さらに情報配信機能も追加しました。加えて新たな子育てイベントの実施を通じて子育て情報の積極的な配信を行いました。今後も引き続き、相談機能の精度向上や、子育て専用ページの情報更新を頻繁に行い、支援を必要とする方に必要とする支援が行き届くような環境づくりを進める必要があります。

18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現

基幹相談支援センター絆や相談支援事業所との連携により、さまざまな相談に対応しました。また障がいのある人の社会生活に必要な情報提供のため、点字・録音媒体の利用や手話通訳者などの養成および派遣を行いました。今後もさまざまな媒体や手法による情報提供や、黎明期にある失語症者支援に取り組むことが求められています。障がい者差別解消の出前講座や研修の参加者数は順調に増加していますが、更なる障がい者理解・合理的配慮の浸透を目指し、啓発活動を継続する必要があります。

19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策

全地区で結成された「健康まつえ 21 推進隊」や「ヘルスポランティア協議会」、保健師などが連携し、それぞれの地域実情に合わせた健康づくり活動を実施しました。また、日常生活の中で気軽に運動できるよう松江市の歌に乗せたエクササイズ「まつえっこ体操」を作成しました。

乳幼児期から食育、働き盛り世代の健康づくりや、健康診査の受診率向上に向けて、啓発等に努める必要があります。

20. 生活困窮者への生活支援の充実

コロナ禍の影響により、自立相談支援機関への新規相談件数が急増したため相談体制を強化し支援を行いました。令和3年度以降の新規相談件数は減少傾向にありますが、複合的な課題を抱える困難なケースが散見されます。引き続き関係機関と連携強化を図り、相談者が課題解決に至るまで丁寧で寄り添った支援を行う必要があります。

また、ひとり親家庭の経済的自立に向け支援体制を充実させるとともに、こどもの貧困や生活上の課題に気づけるよう、保育所や学校等との連携を深め、制度の周知を図ることが求められています。

21. 再犯防止施策の推進

市のホームページにおいて、保護司の紹介や保護司会機関紙等を掲載し、更生保護ボランティアの周知を図りました。また、国宝松江城のライトアップやデジタルサイネージでの動画放送など、コロナ禍であっても非接触での広報活動を取り入れました。引き続き、市の公式 SNS なども活用し、市民の理解促進を図る必要があります。

22. 自死に追い込まれることのない社会の実現

松江市医師会と松江市商工会議所と協働で「松江市自死予防運動」を実施し、自死対策ワーキングを定期的で開催したほか、相談先の周知・啓発、ゲートキーパー養成等を行いました。働き盛り世代の自死が依然として多いことから、引き続き相談先の周知・啓発や職域でのメンタルヘルス対策を推進していくなど、関係機関と連携する必要があります。



5 安心して住み続けられるまちづくりをめざす

23. 住宅・生活環境の整備

住宅に関する相談は多種多様であるため、相談先が分かりやすいよう、誰もが気軽に相談できる「松江市住宅総合相談窓口」を開設しました。相談のあった困りごとの解決のため、住生活に関わる団体とも連携し、引き続き取り組んでいきます。また、誰にとっても住みやすい住宅、生活環境を目指して、市営住宅の住戸内外の段差解消など、今後もバリアフリー化を進めていく必要があります。

24. 移動手段の確保

コミュニティバス運行事業により、地域の意見を取り入れながら、地域の実情に合わせた運行経路の見直し・路線バスの減便などのダイヤ改正を行いました。予約型の乗合バスサービスである AI デマンドバスの運行を開始している地域もあります。

一方で、地域で福祉的支援を要する人に対し、住民主体の移送サービスや社会福祉法人との連携による移送支援の仕組みを構築している地域もあり、地域の実情に応じた移送課題に対する検討が必要です。

25. 防災・防犯体制の充実

頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿を一斉更新し、避難支援等関係者へ提供することにより、災害時に自力で避難することが困難な方に対する支援体制の構築を促進しました。避難行動の実効性を高めるため、「個別避難計画」の作成や地域の実情に応じた防災訓練を実施していく必要があります。

また、出前講座等による自主防災組織などの自助・共助の必要性・重要性の啓発、災害情報の伝達手段の検討など継続して推進していく必要があります。

3 策定スケジュール

開催日	会議名・議題等
R6.5.21 (火)	第1回松江市社会福祉審議会 ・松江市地域福祉計画関連計画の策定状況および内容についての報告 ・第6次計画の策定について（スケジュール等）
R6.8.28 (水)	松江市地区社会福祉協議会会長会からの報告 ・松江市長に対し、第6次29地区地域福祉活動計画の策定報告
R6.8.30 (金)	第2回松江市社会福祉審議会 ・社会福祉審議会専門分科会における審議事項の報告 ・松江市地区社会福祉協議会会長会からの提言 ・第5次計画の進捗状況報告 ・第6次計画の体系（案）について審議
R6.9.28 (土)	市民ワークショップ テーマ ①見守りと声掛けのネットワークを拡げます ②子どもたちの健やかな育ちを応援します ③人との交流を促進し、孤立を防ぎます ④健康づくりと介護予防に取り組みます ⑤地域の生活課題に取り組みます ⑥防災意識を高め災害に強いまちを目指します
R6.11.21 (木)	第3回松江市社会福祉審議会 ・社会福祉審議会専門分科会における審議事項の報告 ・市民ワークショップ実施報告 ・第6次計画（案）について審議
R6.12.20(金) ～ R7.1.20(月)	パブリックコメント（意見募集） ・第6次計画（案）について意見を募集
R7.2.14 (金)	第4回松江市社会福祉審議会 ・第6次計画（最終案）の審議

4 ワークショップの開催内容

第6次地域福祉計画・地域福祉活動計画 市民ワークショップ報告書概要

日 時 令和6年9月28日(土)10時～12時
会 場 くにびきメッセ小ホール
参加者 34名

【市民ワークショップの内容】

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する提言書より、29地区それぞれが持つ地域福祉課題に共通する、下記6テーマの取組みの方針が提言されました。

この6テーマについて、自分でもできそうなこと・地域でできそうなこと・松江市/松江市社会福祉協議会などにしてほしいこと、の3つの観点から、だれもが暮らしやすい松江市をつくるために何が必要か話し合っていました。

【テーマ】

1. 見守りと声掛けのネットワークを拡げます
2. こどもたちの健やかな育ちを応援します
3. 人との交流を促進し孤立を防ぎます
4. 健康づくりと介護予防に取り組みます
5. 地域の生活課題に取り組みます
6. 防災意識を高め災害に強いまちを目指します

テーマ1 見守りと声掛けのネットワークを拡げます

- 自分でもできそうなこと
 - ・地域の人へのあいさつや声掛け、生活の中での見守りの実践
 - ・人や地域のことに関心を持ち、福祉活動の仕組みを理解する
 - ・ボランティア活動や地域の集まりへの参加/継続

- 地域でできそうなこと
 - ・自治会や各支援グループにおける情報共有や協働の推進
 - ・自治会加入促進活動
 - ・なごやか寄り合い等のイベントを開催し、気軽に参加できるよう工夫する
 - ・企業や学校などへ見守り実施の働きかけ

- 松江市/松江市社会福祉協議会などにしてほしいこと
 - ・空き家や見守り対象の情報共有やリスト作成
 - ・個別の避難計画作成
 - ・社協事業の広報周知、先進的取組みやアドバイスなどの情報提供
 - ・なごやか寄り合い等の拡充や自治会での研修の実施

テーマ2 こどもたちの健やかな育ちを応援します

- 自分でもできそうなこと
 - ・こども食堂や学校行事などこどもに関するボランティアへの参加
 - ・下校時のこどもへのあいさつ
 - ・子育て中の親に対する小さなサポート
 - ・アドボカシー活動の実施

- 地域でできそうなこと
 - ・こどもが多様な体験(ボランティア体験など)をできる活動を企画/運営する
 - ・こども食堂の立上げ/運営、寺子屋などこどもの居場所づくり
 - ・地域住民とこどもをつなげるような世代を超えて一緒になる場の提供
 - ・こどもやこどもに関わる人の声を拾う(アドボカシー)

●松江市/松江市社会福祉協議会などにしてほしいこと

- ・さまざまな制度について情報発信の強化
- ・こども食堂やフードバンクへの金銭的な支援や、支援者への支援
- ・公園の充実や自習スペースなど居場所(ハード面)の確保
- ・こども会議の開催などによりこどもの意見を聞く(アドボカシー)
- ・ヤングケアラーなど問題を抱える子が相談しやすい環境づくり
- ・障がい児をもつ家庭の孤立を防ぐ活動

テーマ3 人との交流を促進し孤立を防ぎます

●自分でもできそうなこと

- ・近所の方へのあいさつ
- ・近所の方を誘って、町内会や公民館など地域の交流活動に積極的に参加する
- ・人や地域に対して興味を持つ
- ・「おたがいさま」に登録して応援者をする

●地域できそうなこと

- ・公民館やこども食堂などで世代間交流イベントの実施および利用の促進
- ・企業やお寺を主体とした地域交流の活動促進
- ・気軽に立ち寄れる場所づくり
- ・LINE など SNS での地域情報の発信

●松江市/松江市社会福祉協議会などにしてほしいこと

- ・こども食堂や地域イベントなどへの物資提供や助成金
- ・ワークショップなどさまざまな世代が参加しやすいイベントの企画
- ・交流の場や地域イベントなどが伝わりやすい情報発信
- ・お出かけバスや無料タクシーなど移動手段支援

テーマ4 健康づくりと介護予防に取り組めます

●自分でもできそうなこと

- ・周囲の人を誘って地域の健康教室やウォーキングイベントの参加
- ・生活習慣病やフレイル予防の食事と運動の継続
- ・健康診断の受診

●地域でできそうなこと

- ・体操教室などの体力づくりイベントに参加しやすいよう工夫する
- ・健康教室の拡充や健康に関する料理教室の開催
- ・高齢者とこどもの合同イベントの開催(多世代交流の場)
- ・多職種多機関、地域資源(ボランティアや寺など)が住民との関わりを増やす
- ・こどもの時からの認知症に対する正しい理解につながる働きかけ

●松江市/松江市社会福祉協議会などにしてほしいこと

- ・介護教室の開催や働き盛り世代への介護予防のアプローチ
- ・さまざまなサークルの立上げ援助に向けた補助金の拡充と増額
- ・健康イベントやサークル参加の促進

テーマ5 地域の生活課題に取り組みます

●自分でもできそうなこと

- ・日頃のあいさつや困っている人への声掛け
- ・積極的に生活課題を把握するよう努め、さまざまな会に出席する
- ・イベントへの参加呼びかけや町内会への入会促進
- ・有償ボランティアについての周知

●地域でできそうなこと

- ・ご近所同士の助け合いや困っている人を地域で助ける
- ・だれでも気軽に参加できるイベント(サロンやこども食堂など)の開催
- ・小中学生の放課後の居場所づくり、こどもが遊べる場所づくり
- ・生活課題について話し合いの場づくり

●松江市/松江市社会福祉協議会などにしてほしいこと

- ・買い物や通学通勤の手段である公共交通や移動支援の充実
- ・公民館単位でミニボランティアセンター設置など公民館利用の拡充
- ・地区社協ごとに課題共有の場づくり
- ・目安箱の設置や低コストでのワークショップの定期開催および啓蒙
- ・地域課題の解決に向けたアドバイス提供や情報発信
- ・寺社、大学、企業と一体となった地域課題の解決の検討

テーマ6 防災意識を高め災害に強いまちを目指します

●自分でもできそうなこと

- ・避難場所や連絡先、避難時の行動の確認および訓練の実施
- ・防災バックやハザードマップ、災害の前触れなど防災に関する知識を高める
- ・近所の方と日頃から交流を持ち、どこにどんな人が住んでいるか把握する
- ・困っている人に勇気を持って話しかける

●地域できそうなこと

- ・誰ひとり取り残さないための情報共有や連携/組織づくり
- ・町内備蓄の確認やハザードマップの作成と配布
- ・こどもから大人まで参加できる防災講座や防災訓練の開催
- ・要配慮者や共働き家庭のこどもの避難について情報共有する

●松江市/松江市社会福祉協議会などにしてほしいこと

- ・避難先での支援の充実(騒音トラブルやメンタルケア)
- ・個別避難計画の早期作成
- ・AED 設置場所や避難所の分かりやすいマップ作成
- ・避難所がどのような災害に対応しているかを明確にし、住民に情報発信する
- ・防災に関して各地区の違いをまとめ、住民に情報提供を行う

【市民ワークショップの様子】



5 松江市社会福祉審議会条例

平成 29 年 12 月 19 日

松江市条例第 87 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する松江市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(調査審議事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 66 号）第 72 条第 1 項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第 5 条 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(委員長の職務を行う委員)

第 6 条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあつては、市長）が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
 - 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

- 第8条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次に掲げる専門分科会を置く。
- (1) 障がい者福祉専門分科会（法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌事項を含む。）
 - (2) 高齢者福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
 - 3 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
 - 5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
 - 6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。
 - 7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

- 第9条 審議会は、政令第3条第1項の規定によるほか、専門分科会に部会を置くことができる。
- 2 部会（政令第3条第1項に定める審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 前条第4項から第6項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
 - 4 審議会は、その定めるところにより、部会（政令第3条第1項に定める審査部会を除く。）の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

- 第10条 委員長は、調査審議のため必要があると認めるときは、審議会において、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求め

ることができる。

- 2 前項の規定は、専門分科会及び部会について準用する。この場合において、この規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

- 第11条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

- 第12条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(松江市子ども・子育て会議条例の廃止)

- 2 松江市子ども・子育て会議条例（平成25年松江市条例第46号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月30日松江市条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日松江市条例第10号）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

6 松江市社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松江市社会福祉審議会条例（平成29年条例第87号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、松江市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 条例第2条に規定する調査審議事項については、次の事項を含むものとする。

- (1)社会福祉法第55条の2第6項の規定により市に体制整備が義務付けられた「地域福祉協議会」の役割
- (2)同法第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定又は変更及び当該計画の実施状況に関する事項
- (3)成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項

(専門分科会の事務)

第3条 専門分科会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

専門分科会	担任する事務
民生委員審査 専門分科会	(1) 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
児童福祉専門 分科会	(1) 児童福祉に関する事項の調査審議 (2) 児童福祉施設の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 (4) 幼保連携型認定こども園の設置、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する意見具申 (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見具申 (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村こども計画の策定又は変更に関する意見具申及び当該計画の実施状況

	<p>の調査審議</p> <p>(7) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議</p>
障がい者福祉専門分科会	<p>(1) 障がい者福祉に関する事項の調査審議</p> <p>(2) 市町村障害福祉計画の策定又は変更に関する意見具申</p> <p>(3) 地域における障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制整備についての協議</p>
高齢者福祉専門分科会	<p>(1) 高齢者福祉に関する事項の調査審議</p> <p>(2) 市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の策定又は変更に関する意見具申及び当該計画の実施状況に関する事項の調査審議</p> <p>(3) 地域包括支援センターの設置・運営及び事業内容に関する調査審議</p> <p>(4) 地域包括ケア推進に向けた支援体制の整備についての意見具申</p>

(専門分科会の会議)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、専門分科会長がその議長となる。

- 2 専門分科会の会議は、専門分科会に属する委員及び臨時委員（以下「専門分科会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、専門分科会長がやむを得ない事由があると認めるときは書面をもって専門分科会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。
- 3 専門分科会の会議の議事は、出席した専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
- 4 第2項ただし書による決議は、専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは専門分科会長の決するところによる。
- 5 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について調査審議を終了したときは、その結果について審議会の委員長に報告するものとする。

(部会の事務)

第5条 部会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

専門分科会	部会	担任する事務
障がい者福祉専門分科会	審査部会	(1) 身体障がい者手帳の交付に係る医師の指定に関する事項 (2) 更生医療担当医療機関の指定に関する事項 (3) 身体障がい者の障がい程度に関する事項
児童福祉専門分科会	事故検証部会	(1) 重大事故の問題点及び課題の抽出 (2) 事故の問題点及び課題を踏まえた再発防止のために必要な改善策の検討 (3) その他目的達成に必要な事項

(部会の会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会の会議は、部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、審査部会においては、部会長がやむを得ない事由があると認めるときは書面をもって部会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。
- 3 部会の会議の議事は、出席した部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 4 第2項ただし書による決議は、部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 5 部会の決議は、審議会の決議とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉総務課において処理する。

- 2 専門分科会又は部会の庶務は、専門分科会又は部会を所管する課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

7

松江市社会福祉審議会委員名簿

委員種別	氏名	所属等
委員	安達 和弘	公募委員
委員	安達 久行	健康まつえ21推進隊 副代表
委員	犬山 正博 (R6.8.1~)	松江市高齢者クラブ連合会 副会長
委員	狩野 治子 (~R6.7.31)	
委員	岩成 俊治	松江市公民館長会大野公民館長
委員	岡田 昌治	松江地域介護支援専門員協会 副会長
委員	貝谷 昭	島根県精神保健福祉士会 会長
委員長	加川 充浩	島根大学教授
委員	川谷 一寛	松江市町内会・自治会連合会 常任理事
委員	榊 諒	松江市幼稚園・こども園PTA連合会 監事
委員	佐々木 滋子	松江地区保護司会 会長
副委員長	須山 佐智美	松江市地区社会福祉協議会会長会 副会長
委員	瀧山 亜紀子	地域つながりセンター 幹事
委員	竹田 尚子	松江NPOネットワーク 代表
委員	武田 信子	NPO法人松江市手をつなぐ育成会 代表理事
委員	長岡 和志	松江市保育所(園)保護者会連合会 会長
委員	長澤 孝之	松江市身障者福祉協会 副会長
委員	松嶋 永治	松江市医師会 副会長
委員	横山 洋子	松江市民生児童委員協議会連合会 副会長

※五十音順 敬称略

第 6 次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和 7 年 3 月

松江市

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

TEL(0852)55-5302 FAX(0852)55-5396

松江市社会福祉協議会

〒690-0852 島根県松江市千鳥町 70 番地

TEL(0852)21-5773 FAX(0852)21-5377